

# 目 次

(平成29年)

## ○第5回臨時会

### 第1日目(10月25日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第45号 平成29年度中城村一般会計補正予算(第5号)	3
議案第46号 久場前浜原線建設工事(3工区)請負契約について	5
議案第47号 吉の浦会館備品購入事業契約について	6
議案第48号 村道中城城跡線改良舗装工事(9工区)改定契約について	7
承認第3号 専決処分承認を求めることについて(平成29年度中城村一般会計補正予算(第4号))	9
意見書第7号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する意見書	11
決議第4号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決議	11

## ○第6回 定例会

### 第1日目(12月8日)

会議録署名議員の指名	19
会期の決定	19
諸般の報告	19
行政報告	20
議案第49号 東部清掃施設組合の解散について	22
議案第50号 東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分について	23
議案第51号 南部広域行政組合への加入について	24
議案第52号 中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について	29
議案第53号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	32
議案第54号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	38
議案第55号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	44

議案第56号	中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	46
議案第57号	平成29年度中城村一般会計補正予算（第6号）	47
議案第58号	平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	51
議案第59号	平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	53
議案第60号	平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	53

第2日目（12月9日） 休 会（土）

第3日目（12月10日） 休 会（日）

第4日目（12月11日）

議案第49号	東部清掃施設組合の解散について	59
議案第50号	東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分について	59
議案第51号	南部広域行政組合への加入について	59
議案第52号	中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について	60
議案第53号	中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	68
議案第54号	中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	68
議案第55号	中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	69
議案第56号	中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	69
議案第57号	平成29年度中城村一般会計補正予算（第6号）	70
議案第58号	平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	78
議案第59号	平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	79
議案第60号	平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	79

第5日目（12月12日）

一般質問

3番	大城常良 議員	83
10番	安里ヨシ子 議員	92
1番	石原昌雄 議員	97
9番	仲真功浩 議員	101

## 第6日目(12月13日)

### 一般質問

7番 金城 章 議員	115
2番 比嘉 麻乃 議員	122
8番 伊佐 則勝 議員	131
4番外 間博 則 議員	137

## 第7日目(12月14日)

### 一般質問

5番 仲松 正敏 議員	145
6番 新垣 貞則 議員	153
14番 新垣 善功 議員	164

## 第8日目(12月15日)

議案第52号 中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について	179
陳情第13号 子どもたちの未来を守るための施策を求める要請	186
陳情第14号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める陳情書	187
意見書第10号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書	187
意見書第11号 米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する意見書	191
決議第5号 米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する抗議決議	191
意見書第12号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する意見書	195
決議第6号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する抗議決議	195

# 第5回 臨時会

# 平成29年第5回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 平成29年10月25日

会 期 1 日間

閉 会 平成29年10月25日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	10月25日	水	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第45号、46号、47号、48号の説明、質疑、 討論、採決 承認第3号の説明、質疑、討論、採決 意見書及び抗議決議の説明、質疑、討論、採決 閉会

## 平成29年第5回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成29年10月25日（水）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成29年10月25日（午前10時00分）		
	閉 会	平成29年10月25日（午後0時15分）		
応 招 議 員  (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	比 嘉 麻 乃	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	欠 席
	4 番	外 間 博 則	12 番	新 垣 博 正
	5 番	仲 松 正 敏	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員	11 番	新 垣 徳 正		
会 議 録 署 名 議 員	4 番	外 間 博 則	5 番	仲 松 正 敏
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	大 湾 朝 也
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	與 儀 忍	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	比 嘉 義 人
	住 民 生 活 課 長	津 覇 盛 之	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	会 計 管 理 者	知 名 勉	教 育 総 務 課 長	比 嘉 健 治
	税 務 課 長	稲 嶺 盛 昌	生 涯 学 習 課 長	金 城 勉
	福 祉 課 長	仲 松 範 三	教 育 総 務 課 幹 主	安 田 智
	健 康 保 険 課 長	仲 村 盛 和		

## 議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第45号 平成29年度中城村一般会計補正予算（第5号）
第 4	議案第46号 久場前浜原線建設工事（3工区）請負契約について
第 5	議案第47号 吉の浦会館備品購入事業契約について
第 6	議案第48号 村道中城城跡線改良舗装工事（9工区）改定契約について
第 7	承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度中城村一般会計補正予算（第4号））
第 8	意見書第7号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する意見書
第 9	決議第4号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決議

○議長 與那覇朝輝 ただいまより平成29年第5回中城村議会臨時会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番 外間博則議員及び5番 仲松正敏議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日10月25日のみにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日10月25日の1日間に決定しました。

続きまして、日程第3 議案第45号 平成29年度中城村一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第45号 平成29年度中城村一般会計補正予算(第5号)について、御提案申し上げます。

#### 議案第45号

#### 平成29年度中城村一般会計補正予算(第5号)

平成29年度中城村一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,888千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,670,287千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年10月25日提出

中城村長 浜田京介



第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		1,465,733	14,310	1,480,043
	2 県補助金	1,025,197	14,310	1,039,507
18 繰入金		160,508	3,578	164,086
	2 基金繰入金	160,507	3,578	164,085
歳入合計		7,652,399	17,888	7,670,287

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		537,335	17,888	555,223
	4 都市計画費	48,139	17,888	66,027
歳出合計		7,652,399	17,888	7,670,287

それでは歳入歳出、読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正の歳入、15款県支出金、2項県補助金、補正前の額10億2,519万7,000円、補正額1,431万円、合計で10億3,950万7,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額1億6,050万7,000円、補正額357万8,000円、合計で1億6,408万5,000円。

歳入合計、補正前の額76億5,239万9,000円、補正額1,788万8,000円、合計で76億7,028万7,000円でございます。

歳出、8款土木費、4項都市計画費、補正前の額4,813万9,000円、補正額1,788万8,000円、合計で6,602万7,000円。

歳出合計、補正前の額76億5,239万9,000円、補正額1,788万8,000円、合計で76億7,028万7,000円でございます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（10時08分）

~~~~~

再開（10時10分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第45号 平成29年度中城村一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号 平成29年度中城村一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決

されました。

日程第4 議案第46号 久場前浜原線建設工事（3工区）請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第46号 久場前浜原線建設工事（3工区）請負契約について、御提案申し上げます。

#### 議案第46号

#### 久場前浜原線建設工事（3工区）請負契約について

久場前浜原線建設工事（3工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 : 久場前浜原線建設工事（3工区）
- 2 契約の方法 : 指名競争入札
- 3 契約金額 : 金59,270,400円  
うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 : 金4,390,400円
- 4 契約の相手方 : 代表者 住所 沖縄県中頭郡中城村字津覇545番地  
名称 有限会社 津城電気工事  
氏名 代表取締役 呉屋 正博

平成29年10月25日提出

中城村長 浜田 京介

#### 理由

久場前浜原線建設工事（3工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

参考資料といたしまして、入札結果調書、請負契約書、図面などがございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（10時14分）

~~~~~

再 開（10時18分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第46号 久場前浜原線建設工事（3工区）請負契約についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号 久場前浜原線建設工事（3工区）請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号 吉の浦会館備品購入事業契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第47号 吉の浦会館備品購入事業契約について、御提案申し上げます。

## 議案第47号

### 吉の浦会館備品購入事業契約について

吉の浦会館備品購入事業について、下記のとおり備品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | : 吉の浦会館の備品購入  |
| 2 契約金額   | : 金20,260,800円  |
| 3 契約の方法  | : 指名競争入札  |
| 4 契約の相手方 | : 住 所 浦添市字港川458番地<br>商 号 株式会社 オキジム<br>氏 名 代表取締役社長 新里 哲郎 |

平成29年10月25日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

## 提 案 理 由

吉の浦会館の備品購入契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

入札結果、契約書等がございますので、御参照いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（10時21分）

~~~~~

再 開（10時47分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第47号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第47号 吉の浦会館備品購入事業契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第47号 吉の浦会館備品購入事業契約については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第48号 村道中城城跡線改良舗装工事（9工区）改定契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第48号 村道中城城跡線改良舗装工事（9工区）改定契約について、御提案申し上げます。

## 議案第48号

### 村道中城城跡線改良舗装工事（9工区）改定契約について

村道中城城跡線改良舗装工事（9工区）について、次のように改定契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 : 村道中城城跡線改良舗装工事 (9工区)
- 2 改定契約金額 : 金4,514,400円  
うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 : 金334,400円
- 3 契約の相手方 : (有) ヒロ建設・仲真設備工業 特定建設工事共同企業体  
代 表 者 沖縄県中城村字屋宜271番地  
有限会社 ヒロ建設  
代表取締役 與那嶺修  
構 成 員 沖縄県中城村字屋宜829番地1  
仲真設備工業  
代表取締役 仲真隆

平成29年10月25日提出

中城村長 浜 田 京 介

提 案 理 由

村道中城城跡線改良舗装工事 (9工区) の改定契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

改定契約書が参考資料として添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩 (10時51分)

~~~~~

再 開 (10時54分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

す議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第48号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第48号 村道中城城跡線改良舗装工事 (9工区) 改定契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第48号 村道中城城跡線改良  
舗装工事(9工区)改定契約については、原案  
のとおり可決されました。

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求

めることについて(平成29年度中城村一般会計  
補正予算(第4号))を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第3号 専決処分の承  
認を求めることについて、御提案申し上げます。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成29年10月25日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

議会を開く暇がないため平成29年度中城村一般会計補正予算(第4号)を専決処分したので報告します。

中城村告示第44号

専決処分書

平成29年度中城村一般会計補正予算(第4号)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

平成29年10月2日

中城村長 浜田京介

平成29年度中城村一般会計補正予算（第4号）

平成29年度中城村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,716千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,652,399千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年10月2日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		1,459,017	6,716	1,465,733
	3 委託金	28,292	6,716	35,008
歳入合計		7,645,683	6,716	7,652,399

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,041,054	6,716	1,047,770
	4 選挙費	2,807	6,716	9,523
歳出合計		7,645,683	6,716	7,652,399

別紙で補正予算等のものがありますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（10時57分）

~~~~~

再開（11時11分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、承認第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度中城村一般会計補正予算(第4号))を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度中城村一般会計補正予算(第4号))は、承認することに決定しました。

休憩します。

休憩(11時12分)

~~~~~

再開(12時00分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第8 意見書第7号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する意見書及び日程第9 決議第4号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決議については、関連しますので一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、日程第8 意見書第7号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する意見書及び日程第9 決議第4号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決議を一括議題といたします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。  
新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 それでは読み上げて提案いたします。

意見書第7号

平成29年10月25日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 大城常良

賛成者

中城村議会議員 安里ヨシ子



## 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

(提出理由)

村民、県民の生命・財産を守る立場から今回の事故に対し厳重に抗議するため。

## 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する意見書(案)

去る10月11日午後5時過ぎ、場周経路である中城村上空を飛び交う米軍普天間基地所属のCH53E大型輸送ヘリコプターが東村高江の民間地域に不時着炎上する事故が発生し、本村でも重大な事故が発生する危険性がある。

事故現場周辺においては、6カ所のヘリパッド建設が強行された結果、民間地上空での訓練が激化し、いつ事故が発生するか分からないという訴えが相次ぐ中、事故が発生したものである。

事故現場は、民間の牧草地で民家から数百メートルしか離れておらず、県道70号線にも近接していることから、まさに県民を巻き込む大惨事寸前の事故であり、かつ放射性物質の汚染も指摘されている。沖縄県や県警調査、実況見分もできないままヘリの残骸が処理される状況を鑑みると基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に強い衝撃を与えるとともに、地元住民の不安と恐怖ははかり知れないものがある。

米軍航空機の事故については、これまで枚挙にいとまがないほど発生しており、普天間基地所属のMV22オスプレイが、昨年12月13日訓練中に名護市安部の海岸に墜落事故を起こし、さらに同日、別機が普天間飛行場で胴体着陸するという事故が連続して発生した。また、今年に入り、6月6日に伊江島補助飛行場、6月10日に奄美空港、8月29日に大分空港、9月29日には新石垣空港に緊急着陸するというトラブルを立て続けに起こすなど異常な事態となっている。

米軍機に関する事故については、その都度、本会をはじめ県議会や地元市町村議会などが米軍や関係機関に繰り返し抗議決議を行ってきたにもかかわらず、事故が後を絶たない現状に怒りを覚えるとともに、米軍の安全管理体制の不備を指摘せざるを得ない状況となっている。

日米両政府においては、米軍機による事故が頻発している実態を真摯に受け止め、県民の過重な基地負担の確実な軽減を図るよう、より一層全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本村議会は、村民、県民の生命・財産を守る立場から今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要求する。

### 記

- 1 CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故の原因を究明し、速やかに公表すること。
- 2 同型機の飛行を一切中止すること。

- 3 民間地上空および水源地上空での米軍航空機の飛行訓練を中止すること。
- 4 東村高江周辺 6カ所のヘリパッドの使用を禁止、及び撤去すること。
- 5 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年10月25日  
沖縄県中城村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

決議第4号

平成29年10月25日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 大城常良

賛成者

中城村議会議員 安里ヨシ子

普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

(提出理由)

村民、県民の生命・財産を守る立場から今回の事故に対し厳重に抗議するため。

## 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決議（案）

去る10月11日午後5時過ぎ、場周経路である中城村上空を飛び交う米軍普天間基地所属のCH53E大型輸送ヘリコプターが東村高江の民間地域に不時着炎上する事故が発生し、本村でも重大な事故が発生する危険性がある。

事故現場周辺においては、6カ所のヘリパッド建設が強行された結果、民間地上空での訓練が激化し、いつ事故が発生するか分からないという訴えが相次ぐ中、事故が発生したものである。

事故現場は、民間の牧草地で民家から数百メートルしか離れておらず、県道70号線にも近接していることから、まさに県民を巻き込む大惨事寸前の事故であり、かつ放射性物質の汚染も指摘されている。沖縄県や県警調査、実況見分もできないままヘリの残骸が処理される状況を鑑みると基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に強い衝撃を与えるとともに、地元住民の不安と恐怖ははかり知れないものがある。

米軍航空機の事故については、これまで枚挙にいとまがないほど発生しており、普天間基地所属のMV22オスプレイが、昨年12月13日訓練中に名護市安部の海岸に墜落事故を起こし、さらに同日、別機が普天間飛行場で胴体着陸するという事故が連続して発生した。また、今年に入り、6月6日に伊江島補助飛行場、6月10日に奄美空港、8月29日に大分空港、9月29日には新石垣空港に緊急着陸するというトラブルを立て続けに起こすなど異常な事態となっている。

米軍機に関する事故については、その都度、本会をはじめ県議会や地元市町村議会などが米軍や関係機関に繰り返し抗議決議を行ってきたにもかかわらず、事故が後を絶たない現状に怒りを覚えるとともに、米軍の安全管理体制の不備を指摘せざるを得ない状況となっている。

日米両政府においては、米軍機による事故が頻発している実態を真摯に受け止め、県民の過重な基地負担の確実な軽減を図るよう、より一層全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本村議会は、村民、県民の生命・財産を守る立場から今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要求する。

### 記

- 1 CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故の原因を究明し、速やかに公表すること。
- 2 同型機の飛行を一切中止すること。
- 3 民間地上空および水源地上空での米軍航空機の飛行訓練を中止すること。
- 4 東村高江周辺6カ所のヘリパッドの使用を禁止、及び撤去すること。
- 5 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

上記のとおり決議する。

平成29年10月25日  
沖縄県中城村議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 第3海兵遠征軍司令官 在沖米国総領事  
内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄特命全権大使 沖縄防衛局長

以上です。

○議長 與那覇朝輝 これにて提出者の趣旨、説明を終わります。

これから意見書第7号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する意見書に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第7号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 本意見書に対し、賛成の立場で討論いたします。

10月11日午後5時半ごろ、東村高江で米軍普天間飛行場所属の大型輸送ヘリコプターCH53Eが墜落炎上、大破した事故が発生しました。2016年12月にオスプレイが名護市安部に墜落して1年もたたぬうちの墜落であります。

13年前の沖国大での墜落事故後、日米は基地外における米軍機の事故に関し、ガイドライン、指針を策定し、事故機に近い内周規制線は日米共同で、外周規制線は日本側が統制することになりましたが、安部でのオスプレイの墜落事故、そして今回の高江での墜落事故でも、指針は全

く守られなかった。安全保障を理由に、沖縄の安心・安全な暮らしがないがしろにされております。県民の怒りは、受忍限度を超え、それははるかに超えております。県民、村民の生命、財産を守るためにも、本意見書に対し賛成をいたします。以上です。

○議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。  
(「討論なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから意見書第7号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第7号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する意見書は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9 決議第4号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決議に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第4号は委員会付託を省略  
します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討  
論を終わります。

これから決議第4号 普天間基地所属CH53  
E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決  
議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第4号 普天間基地所属CH  
53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議  
決議は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、臨時議会を閉会いたします。大変御  
苦勞さまでした。

閉 会 (12時15分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここ  
に署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 外 間 博 則

中城村議会議員 仲 松 正 敏

# 第6回 定例会



## 平成29年第6回中城村議会定例会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成29年12月8日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成29年12月8日（午前10時00分）		
	散 会	平成29年12月8日（午前11時20分）		
応 招 議 員  (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	比 嘉 麻 乃	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	新 垣 徳 正
	4 番	外 間 博 則	12 番	新 垣 博 正
	5 番	仲 松 正 敏	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	6 番	新 垣 貞 則	7 番	金 城 章
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	大 湾 朝 也
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	與 儀 忍	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	比 嘉 義 人
	住 民 生 活 課 長	津 覇 盛 之	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	会 計 管 理 者	知 名 勉	教 育 総 務 課 長	比 嘉 健 治
	税 務 課 長	稲 嶺 盛 昌	生 涯 学 習 課 長	金 城 勉
	福 祉 課 長	仲 松 範 三	教 育 総 務 課 幹 主	安 田 智
	健 康 保 険 課 長	仲 村 盛 和		



## 議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第49号 東部清掃施設組合の解散について
第 6	議案第50号 東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分について
第 7	議案第51号 南部広域行政組合への加入について
第 8	議案第52号 中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例について
第 9	議案第53号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第 10	議案第54号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第 11	議案第55号 中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
第 12	議案第56号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する一部を改正する条例について
第 13	議案第57号 平成29年中城村一般会計補正予算（第6号）
第 14	議案第58号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第 15	議案第59号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第 16	議案第60号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。ただいまより平成29年第6回中城村議会定例会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番 新垣貞則議員及び7番 金城 章議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日12月8日から12月15日の8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、本議会の会期は本日12月8日から12月15日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。お手元に資料が配られていると思いますので、それを読み上げたいと思います。

諸般の報告について

平成29年9月8日より、平成29年12月7日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

- 1 例月現金出納検査の報告について  
村監査委員より、平成29年9月、10月、11月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。
- 2 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、後期高齢者医療広域連合議会報告について  
それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。
- 3 陳情、要請等の処理について  
期間中に受理した陳情・要請等について3

件受理し、12月5日の議会運営委員会で協議した結果、配付してあります陳情等処理一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託または資料配付といたします。

#### 4 沖縄県町村議会議長会関係について

○10月11日(水) 定例総会が自治会館で開催され、議長が出席しております。

○10月12日(木) 町村議会議員・議会事務局職員研修会が糸満市で開催されております。

○11月20日(月) 地方自治施行70周年記念式典が開催され、議長、事務局長が出席しております。

○11月22日(水) 町村議会議長全国大会が開催され、議長、事務局長が出席しております。

#### 5 中部地区町村議会議長会関係について

○10月13日(金) 10月定例会が北中城村で開催され、議長、事務局長が出席しております。

○11月9日(木) 議員・事務局職員親善スポーツ大会が西原町で開催され、村議会議員7名、事務局職員3名が参加いたしました。

○11月21日(火) 県外行政視察研修が神奈川県で開催され、議長、事務局長が参加しております。

#### 6 その他

その他の日程等については別紙をご参照下さい。

その次のページに沖縄県町村議会議長会、それと中部地区町村議会議長会、それから中部広域市町村圏事務組合議会の詳細を載せてあります。その中で町村議会議長会の11月22日の第61回町村議会議長全国大会で、基地対策の推進を含む26の要望、9件の各地区要望を満場一致で採択とあります。この26件の要望の中にいろいろ議会改革とか、議員のなりて不足解消をする

ためにはどのようなことが必要かという要望事項についての細かい内容は事務局のほうにありますので、必要な方は事務局と相談してください。

休憩します。

休 憩（10時08分）

~~~~~

再 開（10時11分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは行政報告を読み上げて、御報告申し上げます。

平成29年9月から平成29年11月までの行政報告を抜粋して、御報告申し上げます。まず9月です。9月1日には例年どおり中城村の海外移住者子弟研修生の受入歓迎会がございました。ことしも3名の研修生を受け入れております。

9月18日と9月27日にはそれぞれ新100歳の慶祝訪問及びトーカチ祝いでの慶祝訪問を行って、村からのお祝いの品などを届けております。

10月5日、中城村商工会設立40周年記念式典に参加をして祝辞を述べております。

10月6日から8日にはもがみ大産業まつり、これは議長とともに参加しております。中部広域を代表いたしまして、祝辞を述べさせていただきました。

10月13日には、キャンプ誘致トップセールスといたしまして、川崎フロンターレ、神奈川県の方へ行っております。そのかいがありまして、川崎フロンターレが見事にことし初優勝いたしました。来年2月にはまたサッカーキャンプで訪れることになっておりますので、また議員の皆さんにも御参加いただき、歓迎をしていただきたいと思います。と思っております。

11月に入りまして、11月4日には村全戦没者慰霊祭を行っております。

それと11月11日から中城ウィークが始まりまして、そこで村の島ニンジンの旬入り宣言、あるいは文化まつり、そしてパレット久茂地前では中城ウィークのキックオフイベントといたしまして、開催をいたし参加し、スタートをしております。

11月18日にはプロジェクトンマッピング、例年どおり開催をいたしまして、今回、非常に評判がよくて、土曜日は雨で非常に残念ではございましたけれども、日曜日には大変盛り上がり、1万人以上の集客がありました。

11月19日には地方自治法施行70周年記念式典に参加をしております。

11月22日には、沖縄県の子ども・子育て会議、これは県の町村会の代表として会議に参加をしております。

11月24日、研修生の海外子弟研修生の報告会が吉の浦会館でございました。

報告は以上でございます。

続いて、平成29年度主要施策の執行状況調書（第3・四半期分）でございます。これも読み上げて御報告申し上げます。

まず1ページのほうから、総務課でございます。12節、新庁舎建設用地鑑定業務、平成29年10月20日、随意契約、53万8,920円（100%）、株式会社国土鑑定センター。13節、中城村役場新庁舎物件等補償調査業務、平成29年10月31日、指名競争入札、550万8,000円（97.1%）、株式会社沖縄ランドコンサルタント。同じく、13節、特定個人情報等の安全管理措置文書作成委託業務、平成29年9月22日、随意契約、85万5,360円（100%）、株式会社インフォ・スタッフ。

企画課でございます。企画課13節、琉球新報移動編集局「中城ウィーク事業」、平成29年10月31日、随意契約、231万1,973円（100%）、株式会社琉球新報社。

続いて農林水産課。13節、平成29年度島ニンジン栽培研究事業、平成29年10月2日、随意契

約、255万1,448円（99.9%）、国立大学法人琉球大学。13節、新垣地区土砂崩壊防止調査測量設計委託業務、平成29年10月18日、指名競争入札、572万4,000円（98.9%）、アート技研株式会社。15節、和宇慶川崩地区沈砂池土砂浚渫工事、平成29年10月23日、随意契約、400万6,800円（100%）、有限会社ピース造園土木。

都市建設課。13節、奥間南上原線舗装修繕工事、平成29年8月31日、指名競争入札、788万4,000円（97.5%）、株式会社七和。13節、平成29年度南上原地区換地処分等委託業務、平成29年9月4日、指名競争入札、2,451万6,000円（98.7%）、株式会社与那嶺測量設計。13節、平成29年度南上原地区保留地草刈処分業務（その1）、平成29年9月8日、随意契約、73万9,800円（100%）、有限会社津城電気工事。15節、久場前浜原線建設工事（3工区）、平成29年10月17日、指名競争入札、5,927万400円（93.1%）、有限会社津城電気工事。15節村道若南線道路整備工事（3工区）、平成29年10月20日、指名競争入札、3,537万4,320円（94.2%）、喜舎場石材。15節、南上原地区築造工事（29-5工区）、平成29年11月1日、指名競争入札、3,601万1,520万円（93.9%）、株式会社新栄組。22節、物件移転補償、平成29年9月13日、随意契約、708万7,500円（100%）、南上原地内1件でございます。22節、村道中城城跡線物件補償、平成29年9月19日、随意契約、643万9,400円（100%）、登又地内1件でございます。同じく22節、村道若南線物件補償、平成29年10月13日、随意契約、13万6,500円（100%）、新垣地内1件。

上下水道課でございます。15節、伊舎堂地内配水管布設工事（29-2工区）、平成29年10月23日、指名競争入札、5,759万2,080円（94%）、有限会社石原設備。13節、中城村下水道ストックマネジメント計画策定業務、平成29年10月2日、随意契約、95万400円（100%）、公益財団

法人日本下水道新技術機構。15節、南上原地内公共下水道工事（29-4）、平成29年8月31日、指名競争入札、2,947万3,200円（94.4%）、株式会社マルケン。

教育総務課。13節、中城ごさまる科副読本の改訂及び指導書等作成業務委託、平成29年10月19日、随意契約、651万3,000円（100%）、合資会社沖縄時事出版。

生涯学習課。13節、中城村歴史的資料デジタル化業務、平成29年9月1日、指名競争入札、97万2,000円（96.8%）、株式会社Nansei。13節、平成29年度中城城跡調査設計及び監理委託業務、平成29年11月1日、指名競争入札、604万2,600円（95.5%）、株式会社真南風。同じく13節、平成29年度村内文化財整備工事施工監理委託業務、平成29年10月19日、指名競争入札、123万1,200円（95%）、株式会社真南原。15節、中城城跡北側斜面地地滑り緊急対策工事、平成29年11月13日、指名競争入札、215万7,840円（81.5%）、ミナミ建設株式会社。15節、平成29年度村内文化財整備工事、平成29年10月19日、随意契約、950万4,000円（99.4%）、喜舎場石材。18節、石積立体パズル模型及び展示ケース制作業務、平成29年9月1日、指名競争入札、656万6,400円（95%）、株式会社ジムキ文明堂。18節、吉の浦会館備品購入事業、平成29年10月17日、指名競争入札、2,026万800円（96.3%）、株式会社オキジム。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 それでは続いて、教育行政報告を行います。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。教育行政報告9月から11月までの報告を主なものだけを抜粋して報告いたします。

9月10日日曜日、中城村体協の陸上競技大会がごさまる陸上競技場で行われました。新記録が1種目50代の100メートル、久場体協の選手

が出しています。中頭大会でも1位になりまして、県民大会で年齢別リレーに参加して、沖縄一になっています。

9月24日日曜日、中城村の青年まつりが吉の浦野球場で行われております。見ごたえのある花火が打ち上げられました。

25日の月曜日、海外短期留学派遣事業及びESLキャンプ派遣合同報告会を吉の浦会館で行っています。現地での体験を子供たちがパワーポイントを活用して、半分英語で報告を行っています。

10月1日、中城中学校の体育祭が中学校グラウンドで行われました。短い期間の練習期間ではありましたが、全校男子の組体操、全校女子の校歌ダンスは見事に行われていました。

10月10日火曜日、中頭地区教育長会が中頭教育事務所で行われています。平成30年度に向けての人事異動、それから中頭地区学力向上実践推進大会についての件で話が行われて、平成30年2月10日に嘉手納町のほうで行われる、この報告会で久場っ子クラブの活動報告を発表することになっています。

20日金曜日、第13回の定例教育委員会会議を吉の浦会館で行っています。中城村立幼稚園設置2年保育等についての話し合いが行われています。

28日土曜日、沖縄県中頭地区中学校駅伝競走大会が行われています。台風のため延期になって、県の総合グラウンドで行いました。女子が見事に1区から5区まで全て1位の完全優勝を成し遂げまして、11月11日の八重山大会においても1位となって、九州大会で18チーム中16位、そして12月17日に滋賀県で行われる全国大会に

向けて、今、練習を取り組んでいるところでございます。

11月5日、津覇小学校音楽発表会・PTAの文化祭が小学校で行われています。地域の伝統文化、伊集のターファークー、和宇慶の獅子舞等、子供たちが演舞を行っています。

11日から12日まで、2日間中城村の文化まつりを吉の浦会館、資料図書館で行っています。文化協会や護佐丸組踊保存会、老人会の皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。

16日から18日、千葉県旭市・中城村児童交流事業に参加しました。3小学校から各6名ずつの18名の児童の引率で参加しましたが、いろいろな体験、初めての体験、そして旭市の小学校との学校での交流会、それから故上原清善氏の記念碑、この交流会を始めたいきさつ等の話。それから国会議事堂の議場の参加、そして日本科学未来館の見学等、子供たちがまた向こうの子供たちと人前で堂々と大きな声で発表することができ、リーダー養成、人材育成に役立っている事業だなというふうに感じています。

以上で報告を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で行政報告を終わります。

日程第5. 議案第49号 東部清掃施設組合の解散についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第49号 東部清掃施設組合の解散について、御提案申し上げます。

議案第49号

東部清掃施設組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成30年3月31日をもって、東部清掃施設組合を解散することについて議決を求める。

平成29年12月8日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

東部清掃施設組合を解散することについて協議したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、この案を提出するものである。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これでは提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第50号 東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第50号 東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分について、御提案申し上げます。

議案第50号

東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、平成30年3月31日をもって解散する東部清掃施設組合の財産処分を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

平成29年12月8日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分について協議したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、この案を提出するものである。

別紙

南部広域行政組合に帰属せしめる財産は下記のとおりとする。

1. 清掃工場（平成30年3月末見込み）

- (1) 土地（登記簿上の面積） : 14,944㎡
- (2) 建物（延べ床面積） : 3,334.85㎡
- (3) 物 品 : 7台
- (4) 地方債（財政融資資金） : 41,600,000円

2. 汚泥再生処理センター（平成30年3月末見込み）

- (1) 土地（登記簿上の面積） : 3,576㎡
- (2) 建物（延べ床面積） : 1,530.63㎡
- (3) 物 品 : 2台
- (4) 地方債（財政融資資金） : 554,362,252円

3. し尿処理場跡地（平成30年3月末見込み）

- (1) 土地（登記簿上の面積） : 2,765㎡

4. 財政調整基金（平成30年3月末見込み） : 94,947,118円

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を  
終わります。

日程第7. 議案第51号 南部広域行政組合へ  
の加入についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第51号 南部広域行政  
組合への加入について、御提案申し上げます。

議案第51号

南部広域行政組合への加入について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、「し尿処理施設・汚泥再生処理センターの設置及び管理運営に関する事務」を共同処理するため、別紙の規約により南部広域行政組合に加入する。

平成29年12月 8 日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

東部清掃施設組合の解散に伴い、南部広域行政組合において、その事務を承継することから、南部広域行政組合に加入することについて、地方自治法第290条の規定に基づき本案を提案する。

南部広域行政組合同規約

昭和56年 3 月28日  
沖縄県指令総第154号

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、南部広域行政組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市町村)

第 2 条 組合は、別表第 1 に掲げる市町村（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第 3 条 組合は、別表第 2 に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。

- (1) 視聴覚教育システムの整備及び管理運営に関する事務
- (2) 教育研究所の設置及び管理運営に関する事務
- (3) 一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務
- (4) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務
- (5) し尿処理施設・汚泥再生処理センターの設置及び管理運営に関する事務

(事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平965番地に置く。

第 2 章 組合の議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は21人とし、次の各号に定めるところにより、組合市町村の議会において議員の中から選挙する。

- (1) 糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町 各 2 人
- (2) 南風原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、中城村及び北中城村 各 1 人

(組合議員の任期)

第 6 条 組合議員の任期は、組合市町村の議会の議員の任期によるものとする。



(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合議員の中から議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(特別議決)

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、組合市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に関係する市町村から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

### 第3章 組合の執行機関

(理事会)

第9条 組合に理事会を置く。

2 理事は、組合市町村の長をもって充てる。

3 理事の任期は、組合市町村の長の任期によるものとする。

4 理事会に理事長1人を置く。

5 理事長は、理事が互選する。

6 理事長は、理事会に関する事務を処理し、理事会を代表する。

7 前各項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(会計管理者)

第10条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、理事会の補助機関である職員のうちから理事会が命ずる。

3 会計管理者は、組合の出納その他の会計をつかさどる。

(事務局の設置及び職員)

第11条 組合の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長その他の職員を置く。

2 前項の職員の任免は、理事会が行うものとする。

3 第1項の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て組合議員及び識見を有する者の中から各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員の中から選任される者にあつては、組合議員の任期によるものとし、識見を有する者の中から選任されるものにあつては、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

### 第4章 組合の経費の支弁方法

(組合の経費)

第13条 組合の経費は、組合市町村の負担金、補助金、地方債、組合の財産から生ずる収入及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の組合市町村の負担金の額は、毎年度予算に定めるものとする。

3 第1項の規定による組合市町村の負担金に関し必要な事項は、別に条例で定める。

## 第5章 雑則

(地方自治法の準用)

第14条 この規約に定めのないものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）中、市町村に関する規定を準用する。

### 附 則

- 1 この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この規約により、はじめて管理者が選挙されるまでの間、管理者の職務は、知念村長が行うものとする。

附 則（平成6年沖縄県指令総第70号）

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成6年3月15日）

この規約は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月5日）

この規約は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年沖縄県指令企第419号）

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成14年沖縄県指令企第282号）

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成14年沖縄県指令企第283号）

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成17年沖縄県指令企第678号）

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年沖縄県指令企第199号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年沖縄県指令企第44号）

この規約は、平成20年2月1日から施行する。

附 則（平成20年沖縄県指令企第233号）

この規約は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成23年沖縄県指令企第2号）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年沖縄県指令企第88号）

この規約は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成26年沖縄県指令企第3号）

- 1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現にこの規約による改正前の南部広域行政組合格約（以下「改正前の規約」という。）の規定による管理者の職にある者は、この規約による改正後の規約（以下「改正後の規約」という。）の規定による理事長が互選されるまでの間の理事長の職務を行うもの

とする。

- 3 この規約の施行の際現に改正前の規約の規定による管理者より任命された職員は、改正後の規約の規定による理事会にて任命された職員とみなす。

附 則（平成 年沖縄県指令企第 号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

（事務の承継）

- 2 組合は、平成30年3月31日をもって解散する糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合及び島尻消防、清掃組合の事務（島尻消防、清掃組合にあつては、清掃に関する事務に限る。）を承継する。

別表第1（第2条関係）

組合を組織する市町村

糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、西原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、中城村、北中城村

別表第2（第3条関係）

組合の共同処理する事務

|              |                                                          |                            |
|--------------|----------------------------------------------------------|----------------------------|
| 共同処理する事務     | 市町村                                                      |                            |
| 第3条第1号に関する事務 | 糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村 |                            |
| 第3条第2号に関する事務 | 糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村           |                            |
| 第3条第3号に関する事務 | 糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町                               |                            |
| 第3条第4号に関する事務 | ごみ処理施設（新炉）                                               | 糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町 |
|              | 糸豊環境美化センター                                               | 糸満市、豊見城市                   |
|              | 東部環境美化センター<br>（南城市、八重瀬町にあつては、可燃ごみ焼却処理及び付帯する事務に限る。）       | 南城市、八重瀬町、与那原町、西原町          |
|              | 島尻環境美化センター<br>（可燃ごみ焼却処理及び付帯する事務を除く。）                     | 南城市、八重瀬町                   |

|              |            |                        |
|--------------|------------|------------------------|
| 第3条第5号に関する事務 | 岡波苑        | 糸満市、豊見城市               |
|              | 汚泥再生処理センター | 与那原町、南風原町、西原町、中城村、北中城村 |
|              | 清澄苑        | 南城市、八重瀬町               |

別紙に組合の規約等がございますので、御参照いただきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第8. 議案第52号 中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第52号 中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について、御提案申し上げます。

#### 議案第52号

#### 中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について

中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

外国の地方公共団体の機関等の要請に応じ、職員をこれらの機関等の業務に従事させるため、職員の処遇等に関し必要な事項を定めるため提案する。

読み上げて御提案申し上げます。

中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に  
関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号。以下「法」という。）第2条第1項及び第7条の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、中城村と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

- (1) 外国の地方公共団体の機関
- (2) 外国政府の機関
- (3) 我が国が加盟している国際機関
- (4) 外国の学校、研究所又は病院であつて、前3号に該当しないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる機関で村長が定めるもの

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 非常勤職員
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）
- (4) 中城村職員の定年等に関する条例（昭和59年中城村条例第24号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは中城村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和47年中城村条例第23号）第1条の2に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

(派遣期間の更新等)

第3条 派遣期間は、前条第1項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の同意を得て、これを更新することができる。

- 2 任命権者は、3年を超える期間を定めて職員を派遣するときは、村長と協議しなければならない。
- 3 前項の規定は、派遣の期間を更新する場合において派遣の期間が引き続き3年を超えることとなるとき及び引き続き3年を超えて派遣されている派遣職員の派遣の期間を更新する場合に準用する。

(一般の派遣職員の給与)

第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員のうち地方公営企業に勤務する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。）以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）には、規則に定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給する。

2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると村長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しないものとする。

3 第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。

第5条 一般の派遣職員に関する中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）第25条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(一般の派遣職員に関する沖縄県市町村総合事務組合一般職の職員の退職手当条例の特例)

第6条 一般の派遣職員に関する沖縄県市町村総合事務組合一般職の職員の退職手当条例（昭和50年沖縄県市町村総合事務組合条例第1号。以下「退職手当条例」という。）第5条第1項、第7条の4及び第8条第5項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 退職手当条例第7条の4及び第8条第5項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

(一般の派遣職員に対する旅費の支給)

第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認めるときは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

(企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与)

第8条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。

(報告)

第9条 派遣職員は、任命権者から求められたときは、派遣先の機関における勤務条件等について報告しなければならない。

2 任命権者は、規則で定めるところにより、職員の派遣の状況を村長に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 本件は12月5日の議会運営委員会で総務常任委員会に付託することになった案件であります。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第9. 議案第53号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

てを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第53号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第53号

中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年中城村条例第8号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）等の一部改正を踏まえ、所要の改正をする必要があるため提案する。

中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                  | 改正前                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (育児休業をすることができない職員)<br>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。<br>(1)・(2) (略)<br>(3) 次のいずれかに該当する常時勤務するこ | (育児休業をすることができない職員)<br>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。<br>(1)・(2) (略)<br>(3) 次のいずれかに該当する常時勤務するこ |

とを要しない職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) (略)

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) (略)

イ・ウ (略)

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子

とを要しない職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) (略)

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が廻了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) (略)

イ・ウ (略)

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子



の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業しようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当

の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「法等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業しようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該法等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当

該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当

該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ (略)

該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 (略)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の4 (略)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) (略)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)

第16条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|            |   |                                                                                                                                                                                                      |
|------------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (略)        |   |                                                                                                                                                                                                      |
| 第14条第2項第2号 | 額 | 額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)及び第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)のうち、1か月当たりの勤務回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) |
| (略)        |   |                                                                                                                                                                                                      |

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)

第16条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|            |   |                                                                                                                                                                                                      |
|------------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (略)        |   |                                                                                                                                                                                                      |
| 第14条第2項第2号 | 額 | 額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)及び第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)のうち、1箇月当たりの勤務回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) |
| (略)        |   |                                                                                                                                                                                                      |

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表に改正前と改正後が掲示されており、下線部分が改正される箇所でございます。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 以上で提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩 (10時43分)

~~~~~

再 開 (10時50分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、日程第10 議案第54号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第54号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第54号

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

中城村職員の給与に関する条例(昭和59年中城村条例第13号)の一部を別紙のとおり改正したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月 8 日提出

中城村長 浜 田 京 介

提 案 理 由

沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、村職員の給与に関し、所要の改定をする必要があるため提案する。

読み上げて、御提案申し上げます。

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(中城村職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の85」を「、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「、6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

行 政 職 給 料 表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800

9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200

37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300



65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	

93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600
94		294,400	342,200		
95		294,800	342,700		
96		295,200	343,100		
97		295,400	343,200		
98		295,700	343,700		
99		296,100	344,100		
100		296,500	344,400		
101		296,700	344,700		
102		297,000	345,100		
103		297,400	345,500		
104		297,700	345,900		
105		297,900	346,400		
106		298,200	346,800		
107		298,600	347,200		
108		298,900	347,600		
109		299,100	348,100		
110		299,500	348,500		
111		299,900	348,800		
112		300,200	349,100		
113		300,300	349,600		
114		300,600			
115		300,900			
116		301,300			
117		301,500			
118		301,700			
119		302,000			
120		302,300			

121		302,700				
122		302,900				
123		303,200				
124		303,500				
125		303,800				
再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。

第2条 中城村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45」を「100分の42.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の中城村職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の中城村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第11. 議案第55号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第55号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第55号

中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の  
一部を改正する条例について

中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

勤勉手当の支給割合を引上げ改定する中城村の一般職員との均衡を考慮し、特別職で常勤のもの期末手当の支給割合を引上げ改定する必要があるため提案する。

読み上げて、御提案申し上げます。

中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例  
の一部を改正する条例

（中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第1条 中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に改め、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

続きまして、日程第12. 議案第56号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第56号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第56号

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和47年中城村条例第8号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

勤勉手当の支給割合を引上げ改定する中城村の一般職員との均衡を考慮し、中城村議会の議員の期末手当の支給割合を引上げ改定する必要があるため提案する。

同じく読み上げて、御提案申し上げます。

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に改め、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（11時01分）

~~~~~

再 開（11時03分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第57号 平成29年度中城村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第57号 平成29年度中城村一般会計補正予算（第6号）について、御提案申し上げます。

議案第57号

平成29年度中城村一般会計補正予算（第6号）

平成29年度中城村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192,568千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,862,855千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 1 村税     |         | 2,106,380 | 11,500  | 2,117,880 |
|          | 2 固定資産税 | 1,086,358 | 7,200   | 1,093,558 |
|          | 3 軽自動車税 | 65,414    | 4,300   | 69,714    |
| 14 国庫支出金 |         | 1,304,770 | 40,023  | 1,344,793 |
|          | 1 国庫負担金 | 824,320   | 31,893  | 856,213   |
|          | 2 国庫補助金 | 473,664   | 8,017   | 481,681   |
|          | 3 委託金   | 6,786     | 113     | 6,899     |
| 15 県支出金  |         | 1,480,043 | 9,558   | 1,489,601 |
|          | 1 県負担金  | 405,528   | 13,103  | 418,681   |
|          | 2 県補助金  | 1,039,507 | △3,545  | 1,035,962 |
| 17 寄附金   |         | 10,001    | 22,047  | 32,048    |
|          | 1 寄附金   | 10,001    | 22,047  | 32,048    |
| 18 繰入金   |         | 164,086   | 108,216 | 272,302   |
|          | 2 基金繰入金 | 164,085   | 108,216 | 272,301   |

| 款       | 項    | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------|------|-----------|---------|-----------|
| 20 諸収入  |      | 117,114   | 1,224   | 118,338   |
|         | 4 雑入 | 112,711   | 1,224   | 113,935   |
| 歳 入 合 計 |      | 7,670,287 | 192,568 | 7,862,855 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 1 議会費    |             | 107,133   | 297     | 107,430   |
|          | 1 議会費       | 107,133   | 297     | 107,430   |
| 2 総務費    |             | 1,047,770 | 25,262  | 1,073,032 |
|          | 1 総務管理費     | 892,368   | 19,446  | 911,814   |
|          | 2 徴税費       | 94,960    | 5,611   | 100,571   |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 48,671    | 205     | 48,876    |
| 3 民生費    |             | 3,033,514 | 143,993 | 3,177,507 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,218,014 | 117,936 | 1,335,950 |
|          | 2 児童福祉費     | 1,815,500 | 26,057  | 1,841,557 |
| 4 衛生費    |             | 851,080   | 7,117   | 858,197   |
|          | 1 保健衛生費     | 455,737   | 7,034   | 462,771   |
|          | 2 清掃費       | 395,343   | 83      | 395,426   |
| 6 農林水産業費 |             | 171,748   | △12,483 | 159,265   |
|          | 1 農業費       | 160,709   | △12,983 | 147,726   |
|          | 2 林業費       | 1,233     | 0       | 1,233     |
|          | 3 水産業費      | 9,806     | 500     | 10,306    |
| 7 商工費    |             | 121,858   | △1,900  | 119,958   |
|          | 1 商工費       | 121,858   | △1,900  | 119,958   |
| 8 土木費    |             | 555,223   | 1,905   | 557,128   |
|          | 1 土木管理費     | 28,295    | 168     | 28,463    |
|          | 2 道路橋梁費     | 327,122   | 757     | 327,879   |
|          | 3 河川費       | 7,896     | 600     | 8,496     |
|          | 4 都市計画費     | 66,027    | 380     | 66,407    |



| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 10 教育費  |         | 853,540   | 29,478  | 883,018   |
|         | 1 教育総務費 | 104,264   | 3,001   | 107,265   |
|         | 2 小学校費  | 140,087   | 18,836  | 158,923   |
|         | 3 中学校費  | 61,257    | 3,078   | 64,335    |
|         | 4 幼稚園費  | 108,856   | 250     | 109,106   |
|         | 5 社会教育費 | 311,778   | 239     | 312,017   |
|         | 6 保健体育費 | 127,298   | 4,074   | 131,372   |
| 12 公債費  |         | 561,878   | △1,101  | 560,777   |
|         | 1 公債費   | 561,878   | △1,101  | 560,777   |
| 歳 出 合 計 |         | 7,670,287 | 192,568 | 7,862,855 |

それでは読み上げて歳入、歳出御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案申し上げます。

1款村税、2項固定資産税、補正前の額、10億8,635万8,000円、補正額720万円、合計で10億9,355万8,000円。3項軽自動車税、補正前の額6,541万4,000円、補正額430万円、合計で6,971万4,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額8億2,432万円、補正額3,189万3,000円、合計で8億5,621万3,000円。2項国庫補助金、補正前の額4億7,366万4,000円、補正額801万7,000円、合計で4億8,168万1,000円。3項委託金、補正前の額678万6,000円、補正額11万3,000円、合計で689万9,000円。

15款県支出金、1項県負担金、補正前の額4億552万8,000円、補正額1,310万3,000円、合計で4億1,863万1,000円。2項県補助金、補正前の額10億3,950万7,000円、補正額354万5,000円の減額補正、合計で10億3,596万2,000円。

17款寄附金、1項寄附金、補正前の額1,000万1,000円、補正額2,204万7,000円、合計で

3,204万8,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額1億6,408万5,000円、補正額1億821万6,000円、合計で2億7,230万1,000円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額1億1,271万1,000円、補正額122万4,000円、合計で1億1,393万5,000円。

歳入合計、補正前の額76億7,028万7,000円、補正額1億9,256万8,000円、合計で78億6,285万5,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費、補正前の額1億713万3,000円、補正額29万7,000円、合計で1億743万円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額8億9,236万8,000円、補正額1,944万6,000円、合計で9億1,181万4,000円。2項徴税費、補正前の額9,496万円、補正額561万1,000円、合計で1億57万1,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額4,867万1,000円、補正額20万5,000円、合計で4,887万6,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額12億1,801万4,000円、補正額1億1,793万6,000円、合計で13億3,595万円。2項児童福祉費、補正前の額18億1,550万円、補正額2,605万7,000円、

合計で18億4,155万7,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額4億5,573万7,000円、補正額703万4,000円、合計で4億6,277万1,000円。2項清掃費、補正前の額3億9,534万3,000円、補正額8万3,000円、合計で3億9,542万6,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額1億6,070万9,000円、補正額1,298万3,000円の減額補正、合計で1億4,772万6,000円。2項林業費、補正前の額123万3,000円、補正額はありませんで、同額でございます。3項水産業費、補正前の額980万6,000円、補正額50万円、合計で1,030万6,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額1億2,185万8,000円、補正額190万円の減額補正、合計で1億1,995万8,000円。

8款土木費、1項土木管理費、補正前の額2,829万5,000円、補正額16万8,000円、合計で2,846万3,000円。2項道路橋梁費、補正前の額3億2,712万2,000円、補正額75万7,000円、合計で3億2,787万9,000円。3項河川費、補正前の額789万6,000円、補正額60万円、合計で849万6,000円。4項都市計画費、補正前の額6,602万7,000円、補正額38万円、合計で6,640万7,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億426万4,000円、補正額300万1,000円、合計で1億726万5,000円。2項小学校費、補正前の額

1億4,008万7,000円、補正額1,883万6,000円、合計で1億5,892万3,000円。3項中学校費、補正前の額6,125万7,000円、補正額307万8,000円、合計で6,433万5,000円。同じく4項幼稚園費、補正前の額1億885万6,000円、補正額25万円、合計で1億910万6,000円。5項社会教育費、補正前の額3億1,177万8,000円、補正額23万9,000円、合計で3億1,201万7,000円。6項保健体育費、補正前の額1億2,729万8,000円、補正額407万4,000円、合計で1億3,137万2,000円。

12款公債費、1項公債費、補正前の額5億6,187万8,000円、補正額110万1,000円の減額補正、合計で5億6,077万7,000円。

歳出合計、補正前の額76億7,028万7,000円、補正額1億9,256万8,000円、合計で78億6,285万5,000円でございます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 本件については、12月5日の全員協議会で副村長、企画課長から詳細について説明を受けておりますので、これで提案理由の説明を終わりたいと思います。

日程第14 議案第58号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第58号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、御提案申し上げます。

#### 議案第58号

#### 平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,548千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ2,894,950千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日提出

中城村長 浜田 京介

### 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款         | 項         | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|-----------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 1 国民健康保険税 |           | 365,549   | 2,813  | 368,362   |
|           | 1 国民健康保険税 | 365,549   | 2,813  | 368,362   |
| 10 繰入金    |           | 200,001   | 59,735 | 259,736   |
|           | 1 他会計繰入金  | 200,000   | 59,735 | 259,735   |
| 歳入合計      |           | 2,832,402 | 62,548 | 2,894,950 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 1 総務費   |         | 43,518    | 896    | 44,414    |
|         | 1 総務管理費 | 32,177    | 896    | 33,073    |
| 2 保険給付費 |         | 1,449,485 | 61,652 | 1,511,137 |
|         | 1 療養諸費  | 1,241,701 | 28,868 | 1,270,569 |
|         | 2 高額療養費 | 192,150   | 32,784 | 224,934   |
| 歳出合計    |         | 2,832,402 | 62,548 | 2,894,950 |

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入の1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、補正前の額3億6,554万9,000円、補正額281万3,000円、合計で3億6,836万2,000円。

10款繰入金、1項他会計繰入金、補正額の額2億円、補正額5,973万5,000円、合計で2億5,973万5,000円。

歳入合計、補正前の額28億3,240万2,000円、補正額6,254万8,000円、合計で28億9,495万円。

続いて、歳出でございます。歳出1款総務費、1項総務管理費、補正前の額3,217万7,000円、補正額89万6,000円、合計で3,307万3,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、補正前の額12億4,170万1,000円、補正額2,886万8,000円、合計で12億7,056万9,000円、2項高額療養費、補正前の額1億9,215万円、補正額3,278万4,000円、合計で2億2,493万4,000円。

歳出合計、補正前の額28億3,240万2,000円、補正額6,254万8,000円、合計で28億9,495万円。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第59号 平成29年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第59号 平成29年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、御提案申し上げます。

議案第59号

平成29年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳出）

（単位：千円）

| 款            | 項               | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|--------------|-----------------|---------|-----|---------|
| 1 土地地区画整理事業費 |                 | 739,927 | 0   | 739,927 |
|              | 1 南上原土地地区画整理事業費 | 739,927 | 0   | 739,927 |
| 歳出合計         |                 | 739,929 | 0   | 739,929 |

本案につきましては、歳出のみを読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳出もございません。1款土地地区画整理事業費、1項南上原土地地区画整理事業費、補正前の額そのまま7億3,992万9,000円、内容としましては組み替えでございますので、金額の変動はございません。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第60号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第60号 平成29年度中

城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

について、御提案申し上げます。

議案第60号

平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ317,704千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款        | 項     | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|----------|-------|---------|-------|---------|
| 1 使用料手数料 |       | 33,360  | 3,140 | 36,500  |
|          | 1 使用料 | 33,300  | 3,140 | 36,440  |
| 歳入合計     |       | 314,564 | 3,140 | 317,704 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款        | 項        | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|----------|----------|---------|-------|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 195,093 | 3,140 | 198,233 |
|          | 1 公共下水道費 | 195,093 | 3,140 | 198,233 |
| 歳出合計     |          | 314,564 | 3,140 | 317,704 |

第1表歳入歳出予算補正。歳入の1款使用料手数料、1項使用料、補正前の額3,330万円、補正額314万円、合計で3,644万円。

歳入合計、補正前の額3億1,456万4,000円、

補正額314万円、合計で3億1,770万4,000円。

歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額1億9,509万3,000円、補正額314万円、合計で1億9,823万3,000円。

歳出合計、補正前の額 3 億1,456万4,000円、  
補正額314万円、合計で 3 億1,770万4,000円。  
以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日は、これで散会いたします。御苦労さま  
でした。

散 会（1 1 時 2 0 分）

## 平成29年第6回中城村議会定例会（第4日目）

|                                |                 |                       |                                    |         |
|--------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 平成29年12月8日（金）   |                       |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 平成29年12月11日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                | 散 会             | 平成29年12月11日（午後0時26分）  |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)          | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 石 原 昌 雄               | 9 番                                | 仲 眞 功 浩 |
|                                | 2 番             | 比 嘉 麻 乃               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 大 城 常 良               | 11 番                               | 新 垣 徳 正 |
|                                | 4 番             | 外 間 博 則               | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
|                                | 5 番             | 仲 松 正 敏               | 13 番                               | 仲 座 勇   |
|                                | 6 番             | 新 垣 貞 則               | 14 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 金 城 章                 | 15 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                | 8 番             | 伊 佐 則 勝               | 16 番                               | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                       |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 6 番             | 新 垣 貞 則               | 7 番                                | 金 城 章   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 新 垣 親 裕               | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎太郎 |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介               | 企 画 課 長                            | 大 湾 朝 也 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典               | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治               | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正   |
|                                | 総 務 課 長         | 與 儀 忍                 | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 比 嘉 義 人 |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 津 覇 盛 之               | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 知 名 勉                 | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 健 治 |
|                                | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌               | 生 涯 学 習 課 長                        | 金 城 勉   |
|                                | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三               | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 安 田 智   |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 仲 村 盛 和               |                                    |         |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程  | 件 名                                              |
|------|--------------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第49号 東部清掃施設組合の解散について                           |
| 第 2  | 議案第50号 東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分について                    |
| 第 3  | 議案第51号 南部広域行政組合への加入について                          |
| 第 4  | 議案第52号 中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について |
| 第 5  | 議案第53号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について           |
| 第 6  | 議案第54号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について              |
| 第 7  | 議案第55号 中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 8  | 議案第56号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について    |
| 第 9  | 議案第57号 平成29年度中城村一般会計補正予算（第6号）                    |
| 第 10 | 議案第58号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）              |
| 第 11 | 議案第59号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）            |
| 第 12 | 議案第60号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）             |



○議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第49号 東部清掃施設組合の解散についてを議題とします。

本件については12月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号 東部清掃施設組合の解散についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号 東部清掃施設組合の解散については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第50号 東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

本件については12月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質

疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号 東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第50号 東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第51号 南部広域行政組合への加入についてを議題とします。

休憩します。

休憩(10時04分)

~~~~~

再開(10時08分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

本件については12月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第51号 南部広域行政組合への加入についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第51号 南部広域行政組合への加入については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第52号 中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件については12月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 おはようございます。議案第52号について、質疑をしたいと思います。

まず1点目、県内で同様の条例を制定している市町村は何カ所ぐらいあるのか伺います。

2点目に、第2条の中に「任命権者は、中城村と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員を派遣することができる」というように書かれてはいるのですけれども、その中で第2条の文中の中に職員の申請により、あるいは希望によりという文言を入れるべきではないかと思うのですけれども、そこを伺います。

3点目に、条例の中に派遣職員の公務上の事

故、それから災害に対する補償等が入っていないように思うのですけれども、その説明を求めます。

4点目に、JICAを通しての説明を全員協議会のほうで受けておりますが、そのほかにJICA以外に本人が希望する開発途上国、あるいは地域が少しでもテロや紛争、そういう危険性がある場合において、村の対応はどのような対応をするのかどうか。そのまま行っていくかと言うのかどうか、そこをちょっと伺いたいです。

5点目に、現段階でこれは申請、あるいは希望をしている職員がいるのかどうか。以上、5点お願いしたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今5つの質疑がございました。ちょっとメモをしながらなので、漏れていたらまた追加で教えていただきたいと思います。まず、県内の市町村における条例の制定状況でございますけれども、これにつきましては沖縄県を初め、沖縄県には11市がございますが、11の中10の市が条例を制定しております。町村におきましては、今帰仁村と伊平屋村、この2村が条例を制定しているところでございます。

それから、現地で災害があった場合のお話ですけれども、現地で仮に災害・事故等に遭った場合は、JICAが加入する保険、そういうもので全てを賄うこととしております。

それから、JICA以外に本人が希望した場合、我々、この条例につきましては、一番大きなものはJICAを通しての国際貢献活動への参加ということを想定しております。条例においてはJICA以外の国に派遣することも可能ではありますが、その場合は本村とその派遣される国の地方公共団体等との合意が必要になってきます。JICAの場合はJICAが既にその国から要請を受けてそれを合意と、みなして

おりますので、特に合意書の締結はしませんけれども、JICAを通しての国際貢献活動以外であれば、合意書が必要になってくると考えております。

それから、現段階において、希望している職員がおります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時15分）

~~~~~

再開（10時15分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどから申し上げておりますけれども、今回の派遣条例につきましては、主にJICAを通じての国際貢献活動を想定しております。

これにつきましては、JICAのほうに既に申し込みをされておりますので、こちらのほうにつきましても一応本人からの、条例の上では規定はしておりませんが、その国際貢献活動に参加したいのだと、そういう申し出等の提出は求めていると考えております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 1点目からですが、11市の中で10市が行っていると。町村の中でも2村はやられているということで、これはもうぜひその前例をもとにして十分調査しながら、本村の職員が行くわけですから、行って待遇が物すごく悪くなったとか、そういうのが全くないように気をつけていただきたい。

2点目のJICAを通して求めているということなのですが、このJICAはいろいろな国際貢献活動が非常に優れているところでもありますし、いろいろな保険等もあると思うのですが、それ以外の本人が希望したところに、そういう文言が入っていないところに行った場合に、例えば文中を見て私なりの考えなのですが、どうしてもほかの国

際機関から依頼があった場合に、派遣するというような捉え方にもちょっと感じるものですから、だからこれは本人の希望、あるいは申請があつてのことだということをぜひ取り入れていただきたい。それを思っております。

3点目の公務上の事故・災害、そのほうも、今課長はJICAを通してのことで、これも一緒に発想で、JICAの中にはちゃんとした保険があるのだということを前提にされていると思うのですが、やはり違うところに行った場合に限り、そういうものは条例に書き込むべきではないかと思っております。私が一番心配しているのは、今、国際情勢を見てみましたら、あちらこちらの国でテロや紛争が行われている。ましてや、これは開発途上国ということになりますと、どうしても危険性は倍増するのではないかという中で、本村の職員がそういうところに行って危険極まりない、危ないと感じてしまったら、それはもうボランティアの精神も全くなくなりますし、すぐ引き返すような事態になりかねないということも踏まえながら、最悪の事態を想定して、ぜひこれは進めていただきたいと思っております。

あと5点目です。現在、希望している方は何名いるかということについて、今課長の答弁では希望申請をしたいという職員がいるということなのですが、これは1人なのか、それとも複数名いるのか。その1点、お願いしたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

希望している職員につきましては、1人でございます。それから、危険なところがあるのではないかということについては、まず、JICAを通じて行く場合は、現在安全が確保されている国への派遣になりますので、危険なところに派遣ということはございません。ただ、偶発的にテロ等が起きた場合ということも当然

想定されるわけですが、その場合は派遣される職員につきましては、隣国、あるいは第三国であるとか、そういうところへの一時避難、あるいは国内に一時的に帰国するという状況になると伺っております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 職員の希望で国際貢献活動に行くということで、確かに今グローバル化した世界で視野を広くして、それから活躍できる人材を育てていくということは、私は非常にいいことだと思っております。だからこそ職員が安心して、貢献活動に打ち込めるような条例と規則をしっかりと示していただいて、それを本人、あるいはまた職員にも、こういう状態でしたら行けますということを十二分に周知させていただいて、職員の安全性も十分確保した上でそういう事業を徹底して行っていただきたいと思っておりますので、ぜひそこは条例と規則、きっちり仕上げさせていただいてお願いしたいと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で、大城常良議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

仲真功浩議員。

○9番 仲真功浩議員 それでは、質疑いたします。

大城議員の質疑とちょっと重複するところがありますけれども、この第2条ですが、これは任命権者が職員を派遣することができるかと定めているのですけれども、単純に現状ではなくて法的な解釈として、これは職務権限で職員を派遣することができるかと、そういう解釈もできると私は認識しておりますけれども、それは法解釈上そういうことができるのかどうか。一般的な法解釈、あるいは条例解釈によって、その辺を少しははっきりさせていただきたいと思っております。その上で先ほど大城議員が言っていた、申し出のあった職員を派遣するということに関連する

と思っておりますので、法解釈上はこれを職務権限として任命権者が派遣することができるのかどうか、それが1点です。

それから、派遣職員の給与の件に関してですけれども、第4条、それから第8条で給与の支給の件なのですけれども、そこに書かれている給与、それから扶養手当、住居手当及び期末手当ということになっておりますけれども、その給料というのは一般的に言われている基本給ですか。それで解釈していいのかどうかです。それとも、この給料というのは別の解釈があるのか、その辺が2点目です。

それから同じように給与支給の件なのですけれども、条例によりますと一般の派遣職員の場合は給与、あるいは期末手当の100分の80以内で支給する。何かあった場合です。それから、企業職員または技能労務職員に関してはそういう規定はなく、要するに100分の100の範囲で支給するということになりますけれども、その辺の差はどういうことでそういうのが起こっているのか。この3点について、お伺いします。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

第2条におきまして、任命権者が職員を派遣することができるということですのでうたっております。しかし、もちろんこれは役場のほうから任命権者が行ってきなさいというようなことではなくて、もちろん本人の希望により申し出があった場合に初めて派遣することができるということで我々は解釈をしております。

それから給与に関してですけれども、基本給でございます。

それから一般の職員が100分の80以内、それから企業職員の場合は100分の100かということですが、企業職員の給料につきましては、一般職の職員に準ずるところが規定されております。ですから、企業職の職員であっても一般職に準じて100分の80以内で支給

を考えております。

○9番 仲眞功浩議員 議長、ちょっと答弁の仕方で、法的に解釈できるかできないかというのを私は聞いたのですけれども、それについて自分たちはこう解釈したいと言っているのですけれども…。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時26分）

~~~~~

再開（10時27分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 やはりこれはこの任命権者の職務権限があるということですから、現在ではそういう解釈で当然ありますけれども、やはりいろいろ事情によって、要は相手方の都合によりどうしても派遣してくれと、この人は何としてでもそこにほしいと、そういう要望があれば、ある意味こういう職権で派遣することもできるわけですね。これに職員は逆らうことはできないと思うのです。そのようなことが考えられるため、派遣職員がみずからの意思で派遣を申し出た者に限ると、そういった文言とかいうものは大城議員が言っていたように、やはりどこかに加えるべきではないかと、私はそういう解釈をします。その意見に対しては、どうお考えなのか。これは後で委員会付託もされる事項ですので、そのあたりでも検討はされると思うのですけれども、当局側として我々の指摘に対してどういうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

それから、ちょっとよくわからなかったのですけれども、企業職員または技能職員も一般職員の規定に準ずると、そういう話だったかと思うのですが、これはどこでそういうことが定められているのか。その辺がちょっとよく理解できなかったのもので再質疑したのですけれども、この条例の第8条では、給料、扶養手当、住居手

当及び期末手当を支給するという事なので、我々の一般的な感覚では100分の100、そのまま支給するということになるのではないかと思うのですけれども、先ほどおっしゃっていた一般職員に準ずるといのはどこで解釈すればいいのか。その辺をお伺いいたします。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

企業職員の給与についてですけれども、まず本村の企業職員の給与につきましては、中城村水道事業企業職員の給与に関する規程に定められております。規定の第2条におきまして、企業職員の給与の額及び支給方法については、この訓令に定めるもののほか、中城村の職員の給与に関する条例の規定の適用を受ける一般職の職員の給与の例によると、そのように定められております。そのために先ほど申し上げました100分の80以内で支給をしたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 あと一つ、指摘に対しては当局としてどう考えているか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

村としましては、例えば村とその国との合意があるからといって、強制的にそこに職員を派遣するという事は考えておりません。ただ、派遣する場合に本人ほうから当然これは申出書、あるいは参加願、そういうものの書類の提出は考えたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 それでは最後の質疑です。

確かにそういう良心的な考えでそうなると思うのですけれども、そういう職務権限が与えられている以上、これはやはりいろんなことを考え想定して、条例をつくらないといけないと思うのです。そういう意味においては、やはりこ

の条例の中で派遣職員に関しては、みずからの意思で申し出た職員を派遣すると。そういうただ1行ぐらいつけ加えるだけで、この辺は全く心配がなくなる。ただ1行ぐらいの改正をすることによってその辺が解決されるのであれば、委員会で審議されることでありますけれども、その辺も考慮して、ぜひこれは委託される委員会にもお願いしたいのですけれども、そういう懸念については、やはり十分議論をして、簡単に1行加えるだけで、そういう懸念というのも払拭されるものであれば、その辺も重々審議していただきたいと思います。それから、この給与の支給についてですけれども、いろいろ総務課長も説明しておりますけれども、この派遣される方というのは、あくまでもこの条例に従って給与の支給が一般的にはされるべきものなのです。ただ、その給与規則、そういったものがあるからそれを適用するとか、そういうものの言われているので、これは条例ではそういうことを言っていないでしょうということなれば、やはりこれは100分の100ということを私は要求して当然だと思うのです。そういう意味においても、本当に100分の100ではなくて、100分の80以内であれば、この第4条と同じように第8条においてもそうであれば、100分の80以内ですと、そういうことを明記しておくべきではないかと思っておりますけれども、その辺に関してはどうなのでしょう。これは、給与規則が優先して適用されますと、そういうことをどういうふうに派遣されるときに職員には説明するのか。その辺についても問題が出てくるのではないかと思いますので、その辺についても一度支給の率についてお伺いします。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

最初の本人の希望をつけ加えるというところがありますが、現在作っているこの条例につきましても、沖縄県の条例であったり、他市町村

の条例であったり、そういう条例を参考に現在我々のほうで案としてつくっているところがございます。その中におきましても、本人の合意というところの記載はありません。先ほどから申し上げておりますけれども、強制的に行かすようなものではないということで御理解をお願いしたいと思います。

それから、給与の支給ですけれども、もちろん条例にそのように書かれて、条例以上に規則が優先するということはないと考えておりますが、支給の方法については、そのように規程のほうで定められておりますので、その規則を準用し、100分の80以内の支給になる。そのように考えております。

○議長 與那覇朝輝 以上で、仲眞功浩議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 では、議案第52号について質疑をいたします。

第1条にもうたわれている、外国の地方公共団体というのはどういうものか。

そして第2条第1項第5号にあるように、前各号に準ずる機関で村長が定めるものとはどのような機関なのか。

それと第2項については、第1号から第5号までの派遣職員からは除くということですから、先ほどから質疑を聞いておりますと、あくまでも本人の希望で派遣するということなのか。本人から希望がなければその条例は適用しないということなのか。例えば村長が公募をして、JICAから要請があつて、村長が職員に公募をかけて、その中から希望者がいたらそれを派遣するという方法なのか。

それと、その財源について先ほどもありましたように100分の80以内ということですが、その財源はJICAから全部村のほうにトンネルでその本人に支給されるという説明を受

けていますが、それは間違いないかどうか。村の財源負担割は全くないかどうか。

そして、この派遣職員の条例第10条、この施行に関しては、必要な事項は規則で定めるとあります。その規則は今あるのかどうか。規則の内容はどうなっているか。公開できないかどうか。これは条例と規則は一体として、議会に提案すべきだと思う。この規則、あるいは規定もそうですけれども、皆さん方の都合でつくる場合があると思うのです。その中に先ほどから質疑があったようなものは入れるべきだと思いますが、その規則は今ちゃんとつくられているかどうか。その点について、お答え願います。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

1点目の外国の地方公共団体とはということですが、これは外国の地方公共団体の市町村でございます。

それから、第2条第1項第5号村長が定めるというものですけれども、JICAの国際貢献活動はこの5号に当たるものと我々は理解をしております。

それから、村長が公募してということがございますが、一番想定しているのは我々はJICAを通じての国際貢献活動でございますが、場合によっては村長が公募をして派遣する。そういうことも当然あり得ると思います。その場合にでも、本人からの参加の希望というものを聴取して派遣できるものと考えております。

それから財源についてですけれども、我々は給与、扶養手当、住居手当及び期末手当、その100分の80を支給する予定としております。その基本給の8割につきましては、JICAからの財源補てん措置がございます。

それから規則の件ですけれども、条例制定に向けまして、もちろん我々は規則を現在準備をしている段階です。できましたら当然それは公開すべきものだと考えております。以上です。

○14番 新垣善功議員 議長、この8割はJICA負担、残りは全くJICAから入った財源のみでやるということ、村の財源負担は全くないかどうか、残りの2割は村が負担するということなのか。

○議長 與那覇朝輝 では答弁漏れということで、課長、それを追加してください。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

JICAからは基本給、給与、賞与の80%がこちらのほうに財源補てん措置として来ることになっています。その間、休職ではございませんので、社会保険とかそういうものがあります。それにつきましては、本来市町村が100%払っているわけですが、その分のうち事業主負担額の15%、それから退職給与引当金相当額の11%の分についても、JICAからの財源、人件費補填ということであります。ですから、ほぼ村のほうで負担するのではないということと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 外国の地方公共団体というのは、そのとおり地方公共団体という答弁ですが、そうではなくて例えば南米の県人が組織する県人会、あるいは村人会があります。そういう組織も含むのかどうか。これに準ずる者とあるものですから、それは村長の裁量権があるわけです。準ずる者という。そういうことを私は聞きたかったわけです。それがなるのかどうか。これは、村長の裁量権や、その時点での為政者によって、恣意的に運用されるおそれがありますので、しっかりとこれは規制しておかないといけないと思っている。

それと、本人が希望する場合は村長に申し出るのか、あるいはJICAに申し込んで行くのか、どちらなのか。例えば、JICAから村に要請があった場合に、村長はどのような方法で要請を受けて、そして派遣するか。先ほども職

務権限云々とありましたけれども、しかし皆さん方はこれは希望者のみだと。であれば、村長は職員に対してこういう要請が来ているけれども、希望する職員はいないかどうか、当然公募するはずです。公募して、その中で公募がない場合はどうするのか。当然派遣できなくなります。そういうのも具体的に書いてもらわないと、これがほかの方向で運用されることが考えられますので、ぜひ法も、規則なりでもいいですから。なぜ規則とこの条例を一緒に出せないのかどうか。これは今言うように自発的にやる場合は、3月定例議会にお互いに提示された自己啓発給与等に関する条例の中でも国際協力機構に貢献できるということであっています。JICAに申し込んで、JICAが認めた場合は村もそれを認めて派遣すると。そのときは、給与は支給しないとなっています。それとの関係はどうなっているかどうか。

そして、JICAに行って帰ってきて、中城村にどういうメリットがあるのか。職員の教養を高めるということですが、このJICAの要請で行って帰ってきて、本当に村の行政にどのように役に立つものかどうか。そこら辺も検討したことがあるかどうか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

JICAを通じての国際貢献ボランティアにつきましては、青年ボランティア、それからシニアボランティアということもございます。もう一つは日系社会青年ボランティアもございません。この日系社会青年ボランティアにつきましては、これは市町村ではなくて、今議員がおっしゃいました県人会であるとか、そういう日系社会におけるボランティアになりますので、そういう機関になると考えております。

○14番 新垣善功議員 だからこれも地方公共団体と見なすか、それを聞いているわけです。

○総務課長 與儀 忍 日系社会につきましては

は、地方公共団体ということでは解釈はできないと考えております。それは、第5号におきまして村長が認めるものという中で、日系社会におけるボランティアだということに理解をしております。

○14番 新垣善功議員 ですから、準じる者であるでしょう。そこがどうかかわからないわけです。

○議長 與那覇朝輝 答弁中ですから、終了後お願いします。

○14番 新垣善功議員 いや、議長。ちゃんと答弁させてください。だから準じる者はそういう県人会もする可能性はあるわけです。それをやるのかどうかです。

○総務課長 與儀 忍 日系社会ボランティアですから、県人会であるとか、そういうことも準ずる者、そういうものに含まれるということに考えております。

それから、JICAを通じての派遣の場合ですけれども、これを村に申し出るのか、JICAに申し出るのかということがございます。これは村に申し出るのではなくて、JICAのほうに申し込むことになります。

自己啓発での無給の話がございました。自己啓発につきましては、条例の上では無給としております。自己啓発の場合は、休暇を与えるという条例です。我々は自己啓発条例につきましては、大学等での本人の自己啓発、自己の能力を高めるための休業、そういうことで理解をしておりますので、この条例を使って休業する場合は無給ということに考えております。

○14番 新垣善功議員 質疑の答えは、国際機構との両方の関係はどうなっているのか。

○総務課長 與儀 忍 自己啓発条例を活用して、海外の国際貢献活動に参加することも可能ではあります。可能ではあります。今無給で国際貢献活動ということは非常に厳しいものと考えております。例えば、結婚もしている人で、



子供も何名かいて、アパート等を借りていて、そういう方々が国際貢献活動をしたいと思って、も無給になるものですから、これは非常にハードルが高いものだと考えております。今回制定する派遣条例によりまして、ある程度の給与、扶養手当、あるいは期末手当、そういうものを確保することによりまして、安心して、それから安定的に現地での活動ができるものと考えております。

派遣するメリットですけれども、派遣される職員につきましても、外国の機関におきましていろんな活動に参加してまいります。現在、村においても住民ニーズが多様化し、あるいは高度化し、あるいは複雑化している中で、外国での経験というのが非常に村にとっていい方向で、いい結果をもたらすものだと考えております。一番期待しているのは、やはり派遣された職員が村のほうに戻ってきて、そういうことを村の行政運営の中で生かされるのが我々は期待しているところでございます。

○14番 新垣善功議員 もう一点、規則はいつごろできるのか。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

規則は、現在案の段階までは今作成しているところです。条例制定されまして、その条例第何号によって規則を定めるということになりますので、あとしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 もし本人がこういう国際貢献をしたいというのであれば、村を通さず直接JICAを通して、直接JICAから派遣すべきではないかと私は思っています。自己啓発の中でうたわれている国際貢献と、この国際貢献が一緒であれば。そして、まだ規則もできていないということは、我々がこれを審議する場合に、皆さん方がこれを運用する場合どのように運用していくか、そこを知らないとその

の条例の制定は私は難しいと思うのです。今後条例をつくる場合、規則も規定も一緒に出していただきたい。これは村長の裁量権、皆さん方の行政の裁量権があるわけでしょう。村長が認める者については、準ずるということになりますから。今、案の段階ですけれども、どの程度までできているか。その案をこの議会に提示してもらって、我々総務常任委員会でこれについて審議しますが、その内容は提示できるのかどうかです。

では、仮に県人会とかそういう日系社会から要請があれば可能ということですか。例えば、今お互いは南米の指定を受け入れて研修しています。その逆だということも考えていいかどうかです。県人会から、あるいは村人会から要請があれば、そこに職員を派遣するというのも可能ということなのか。その辺、答弁願います。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

自己啓発条例を活用していく場合も、派遣条例を活用していく場合も、いずれにしてもJICAを通じての派遣になります。

それから規則についてですけれども、現在できている段階のものを提示したいと思います。

それから南米各国、県人会等、あるいは村人会等からの派遣の要請があった場合、これが例えば日系社会ボランティアの場合に、中南米の5カ国からの要請があった場合に、日系社会ボランティアというものに活用をします。この5カ国というのが、ブラジル、アルゼンチン、ボリビア、パラグアイ、1カ所忘れてしまったけれども、この5カ国からの要請があった場合に、その要請と本人の希望と照らし合わせてそこに派遣することになります。ですから、この県人会等のところから、例えばJICA等に要請があって、その要請と我々の希望が一致するところであれば当然そういう機関にも派遣はできると考えております。

○議長 與那覇朝輝 以上で、新垣善功議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、総務常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第52号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第5 議案第53号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件については12月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第53号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第54号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

休憩します。

休 憩 (11時00分)

~~~~~

再 開 (11時05分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

本件については12月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第54号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第54号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (11時06分)

~~~~~

再 開 (11時16分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、日程第7 議案第55号 中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件については12月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第55号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第55号 中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第55号 中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第56号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件については12月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第56号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正

する条例については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第57号 平成29年度中城村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件については12月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 議案第57号 平成29年度中城村一般会計補正予算（第6号）について、質疑をしたいと思います。

まず、15ページのほうです。2款総務費、5目13節になります。委託料なのですけれども、ふるさと納税業務委託料1,200万9,000円があるのですけれども、これは代行業社2者へ業務委託し、さらなるふるさと納税のアップを図る旨の説明がありましたが、他市町村での実績があつての業務委託になるのか。あるいは費用対効果で十分効果が見込めると期待できると積算して、その委託料を出してきたのかどうか。それが1点目です。

2点目です。19ページ、3款1目19節保育士正規雇用化推進事業補助金816万8,000円あるのですけれども、今回4施設17人分の補助額ですが、認可園からの申請はなかったのかどうか。それと、今出されている促進事業はいつごろまで行われるのか。これを2点目に伺います。

3点目に31ページ、10款3目学校建設費の13節です。設計業務委託料1,166万1,000円あるのですけれども、これは全員協議会で説明を受けた段階で、3階建ての6教室という旨の説明を受けたのですけれども、これの完成時期。これは大まかな目安でも結構ですので、完成時期はいつごろ見込んでいるのか。この3点伺いたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

○企画課長 大湾朝也 それでは、お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、寄附金の申し込みの問い合わせ、お礼の品の仕入れ、発注管理、ポータルサイトへの掲載申し込み、あとクレジット決済システムの手続等の関連業務を民間企業へ委託しております。その中で、今回新たに2業者、航空機内でのPRと大手企業へのPRを追加しまして、件数を見込んでおります。10月までには330件、693万円をふるさと納税といたしまして本村へ寄附が届いております。今回新たに、今年度末までに1,264件、2,502万円の寄附金が届くものと歳入は考えております。それに伴いまして委託料につきましては、当初予算額で490万円を計上しております。今後年度末までに1,690万9,000円の歳出を見込んでおりますので、その差額分を今回1,200万9,000円を補正したいと考えております。

あと効果につきましては、今回ANA（全日空）の飛行機の中にパンフレットを入れまして、そこでの観光客等の寄附を見込んでおります。あと、新たにユニメディアという会社のほうの内容を説明いたしますと、県外の大手企業のほうに、中城のポータルサイトにインターネットを使いまして、すぐにアクセスできるような形、決済システムがすぐにできるような形で考えています。

あと件数につきましては、沖縄県ではユニメディアにつきましては、まだ実績がございません。県外については実績がありますけれども、今手元に資料を持っていないので後で提供したいと思います。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時26分）

~~~~~

再 開（11時27分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

保育士正規雇用化促進事業につきましては、

前年度までは県から施設への直接補助でありました。今年度より県から市町村を通して施設へ間接補助、100%補助であります。平成28年度までにも認可保育園、認定こども園の職員が対象となっており、今年度も認可保育園1カ所、認定こども園2カ所、事業所内保育所1カ所、計4施設の17名の職員が対象となっております。県のほうからの情報によりますと、待機児童がゼロになればこの事業は終了する可能性があるということでもあります。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 それでは、学校施設の設計委託料についてですが、当初6教室を予定していて、場所についても運動場と現在の校舎の間ということで進めていくという計画ではありましたが、現地を見てみると運動場にも近いということで、旧の分校跡地を壊して、現在6教室から15教室に変更し、特別教室等もありますので、計画をしていきたいということです。日程については、平成29年度この補正をいただきまして、平成29年度から平成30年度に設計をしまして、平成31年度末工事をして、平成32年4月より供用開始をしていきたいということで考えています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 ふるさと納税については、テレビ、それから新聞紙上でもいろいろと5割の返礼品とか、いろいろな市町村で政策が取り組まれているということではあるのですけれども、やはり本村でも少ない予算で大きな効果を生むということを大前提にさせていただいて進めていかないと、金は使ったのだけれども、それだけの元も取れないという状況にならないように十分気をつけて、この1,200万円に値するような業務をしていただきたい。これは全国的にも関心されている、ふるさと納税の制度であります。ぜひ職員の力量が問われてくると思いますので、そこでぜひ十分な納税者が多くな

るように頑張っていただきたいと思います。

2点目です。今回は認定こども園2カ所と事業所1カ所、保育園が1カ所ということなのですけれども、やはりその方も今保育士不足ということが叫ばれている中で、本村でも十分な対応をしていただいて、正職員になるということは職員のほうも安定的な生活が送れるということでございます。ぜひ今の制度があるうちに大まかに補充、あるいは十分な職員を確保していただいて、促進事業を進めていただきたい。これはゼロ人になれば終了するということなのですけれども、本村は今170名ほどの保育園に入れない子供たちがいるものですから、それも十分注意してぜひひとつ来年、再来年にはゼロ人に持っていけるように進めていただきたい。そして、そのためにもこの保育士の確保というのは喫緊の課題だろうと思いますので、十分な対応をお願いしたいと思っております。

3点目です。学校建設。これは全員協議会では中城南小学校に今、平屋建ての教室が2教室あるのですけれども、あそこを壊して、3階建てをつくるということで話を聞いているのですけれども、その案は全て白紙にして、新たにまた分校跡につくると、ここが分校跡になるのですか。これが、平成29年度から平成30年度に設計をして、平成32年4月には供用開始するというので、わかりました。これも中城南小学校は毎年2教室ぐらい、約60名から70名ぐらいの定員が多くなるということですので、ぜひそのほうも十分加味していただいて、今心配しているのが平成29年度、平成30年度にやって、平成32年の供用開始ということになるのですけれども、その間は壊したらどこかにプレハブ等をつくってそこでの授業になるのか。これは例えば平成31年度、平成32年度になると思うのですけれども、その間はどのような状態で授業を開始していくのか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

新たに建築ということですので、今1階建ての分校を壊して、そこに建築という計画をしまして、その間は教室が必要ということになりますので、仮設で対応していきたいと考えております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 2学級の仮設をつくると思うのですけれども、ぜひひとつ学校運営に支障のないように十分気をつけながら、この3階建ての15教室、建築は三、四年それぐらい見込んではあると思うのですけれども、ぜひ学校のほうにも気をつけてこの計画を進めていただきたいと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で、大城常良議員の質疑を終了します。

ほかに質疑はありませんか。

新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 一般会計補正予算書の4ページ、税務課長、当初年度98%目標でしたが、しかし予算には96%を見込んでやりましたが、今回0.5%ということで、今年度はもう98%達成は困難なのか。この辺ちょっとお答えください。

それと、10ページの総務費の県補助金、これは特別交付金で吉の浦会館と音響等、また島エンジンの関係で一括交付金を申請したのだけでも、今度1,300万円返します。減になったのはなぜなのか。島エンジンの機械か何かわからないが、説明受けましたけれども、そういうのは国がノーだということでは使えないという説明を受けていますけれども、その内容です。

次に11ページのふるさと納税の件なのですが、何円まで計算できるのですか。指定寄附金として2,194万7,000円となっています。どのような計算の出し方をしたのか。

それと、現在の補正予算後の財政調整基金の

残高は幾らあるのか。

それと、18ページの繰出金、一般会計から国保の特別会計に5,973万5,000円繰り出します。医療費が毎月1,000万円ずつ増加しているという説明を受けましたけれども、これはどういう病気なのか。病人が多くなったのか。それとも高額医療の方が多くなったのか。

それと、19ページの臨時職員が病欠をとっています。19ページの報酬でマイナス27万9,000円、病欠2カ月分ですけれども、これは精神的なものなのか、病気の内容は何か。

それと、先ほども質疑がありました中城南小学校の件なのですけれども、今ある分校の校舎を壊して、そこに3階建てをつくるということなのですけれども、これは補助金返還はないのかどうか。というのも、もとの前の分校、長田側、宜野湾側にあった分校を移してつくりました。そして分校から本校に立ち上げる場合に、これも壊して全面的にやるべきではないかと言ったのですけれども、この分校は壊せられないと、それで今の状態になっています。それを今になって壊してやるということは、補助金返還はないのかどうか。そこら辺までちゃんと交渉して、確実にないということなのか。答弁願います。

それと教育長、南上原が毎年毎年教室をつくっても足りないです。これは二、三年前ですか。6教室つくりました。また今度は15教室つくります。今後、この中城南小学校はマンモス校になる可能性があります。それでいいのかどうか。下地区の小学校は教室が余っているが、校区の見直しについて、教育委員会では話し合いはないのかどうか。校区の見直しも皆さん方は今から協議をしていくべきではないかと思うのですけれども、その協議がなされているかどうか、答弁願います。

○議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

○税務課長 稲嶺盛昌 それでは、新垣善功議

員の御質疑にお答えいたします。

徴収の目標98%は継続です。見込みも98%と  
いいますと、これは現年度分の全ての税に対し  
ての98%でありまして、今回補正の提案をさせ  
ていただいておりますのが、固定資産税の部分  
でございます。この部分に関しては、98%まで  
行かずとも、97%という予算の見込みを立てさ  
せていただいて、11月末現在で昨年より0.02ポ  
イントは上昇していると。このペースでいくと、  
大体97.5%の5から6にはいくと思いますが、  
あくまでも予算の編成の段階で、この率に合わ  
せるというのはちょっと厳しいところございま  
して、御質疑のとおり98%は目標もしっかり  
持って達成できるものだと思っております。以  
上です。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時44分）

~~~~~

再 開（11時44分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

企画課長 大湾朝也。

○企画課長 大湾朝也 それでは、沖縄振興特  
別推進交付金の歳入について及び一般寄附金に  
ついて、御説明をしたいと思います。

まず、沖縄振興特別推進交付金の1,312万円  
の減額、島ニンジン栽培研究事業についてでござ  
います。本村の特産品である島ニンジンのブ  
ランド化を目指し、島ニンジンに適した土壌の  
分析や生産環境等の調査・研究を実施するもの  
の事業でございました。今回補正2号におきま  
して、委託料と備品購入費としまして1,900万  
円を予算措置しておりましたが、事業内容の見  
直しを行うため、備品購入費につきましては、  
今回の補正で減額をしております。それにつ  
きましては、島ニンジン栽培とその他本村の島  
野菜について、栽培方法のブランド化、安定的  
な販路拡大も含めて、検討が必要であるとな  
っておりますので、次年度から中城村の島野菜、花

卉、果樹も含めた基本計画の作成を行うこと  
を考へまして、今年度の事業につきましては、  
備品購入のみを減額しているところでございま  
す。

続きまして、一般寄附金につきましては先ほ  
ども答弁いたしましたとおり、10月までに330  
件、693万円がふるさと納税として寄附金が届  
いております。残りの今年度末までに1,264件  
を目指しております。寄附額につきましては、  
2,502万円ほどを寄附金としての歳入を見込  
んでおります。それにつきましては、今回2社の  
申し込み方法を検討しておりますので、まずは  
ANA（全日空）に対しては、寄附者83件を見  
込んでおります。金額につきましては、165万  
5,000円を予定しております。ユニメディアに  
つきましては、寄附件数を600件余り予定し  
ております。寄附額につきましては、1,324万  
円を見込んでおります。

財政調整基金の現在高について、説明をいた  
します。まず、平成28年度末残高が7億4,228  
万6,000円ございました。今年度までに積み立  
てた額が2億1,397万4,000円。取り崩しを行  
いましたのが、2億6,979万9,000円。今回の補  
正予算後の残高につきましては、6億8,646万  
1,000円でございます。

○議長 與那覇朝輝 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 それでは、18ペ  
ージの一般国保特別会計へのその他繰出金の増  
額について、説明いたします。

まず、この5,973万5,000円に関しては、国  
保会計部の一般療養費が高騰したというのが、  
大きな原因であります。その要因としまして、  
前年度の同月と比較しても診療費が多くなっ  
ている。まず通院の件数が5%から10%、月  
にして90件から多い月で300件の通院の件  
数が増えているものと、あと入院の件数が昨  
年と比較しても増加しているのが大きな原因  
であります。高額な手術、がんの手術であ  
るとか、そういった件数がふえているのが一  
番大きい原因となっております。

おります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

一般非常勤職員、保育士の病欠については精神的なものではありません。足のぐあいが悪く、ちょっと歩きづらいということで、今療養中があります。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 それでは、お答えしていきたいと思えます。

南上原旧の分校については、平成17年の建築ということで、当時は年数もたっていないということで、返還金等の財源等に厳しいこともあり、壊すことができなかつたと聞いています。平成17年建築で、10年以上がたっているということもあり、今回敷地狭隘ということで、県のほうと現在調整はしています。まだ補助金の返還があるかどうかという決定までは来ていませんが、そういう理由で補助金の返還がないような対応ができないかということで、現在を調整しています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 校区の見直しの件ですけれども、前呉屋教育長のときに話し合いが行われたということです。ところが、校区を変更してもクラスの数に大きな変化は出てきません。とういのは、新垣、登又、サンヒルズの児童の数が少なく、大幅な変化が出てこない。そこで6クラス、グラウンド側に建設を進めて設計をしようという段階でしたけれども、これをそのままでは議員がおっしゃるようにマンモス化ということで、さらにまた教室をつくらないと対応できなくなるような状況に近い将来来であろうという試算をしまして、それで分校の跡地を壊して、そこに15教室つくって対応しているという考えでございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 では教育総務課長、

これはまだ確定ではないということですか。

将来この十何教室、平成32年から供用開始してつくて、その後の生徒数の試算ですか、ふえていく可能性があるかどうかです。中城南小学校がマンモス化で、また分離しなくてはならない状態になると、そういう見込みは全くないのかどうか。そういう計算も入れての十何教室なのか。それは十何教室つくって何年もつのか。

それと35ページ、これは最初に聞くべきだったのですけれども、体育館施設費として光熱費の水道代が223万円の補正です。これは芝管理のための水道代という説明を受けておりますけれども、これは今芝管理をしている業者に委託をしてありますが、皆さん方は前の体育館の浄化槽を改造して地下水をためて、それで芝に水をかけるということであったと思うのだけれども、この契約の中でその水道代は村が負担しなくてはいけないものなのか。私の記憶では最初は業者が負担するというところだったと思うのです。契約内容がどうなっているかどうかです。

では、この中城南小学校のこの校舎取り壊しについては、しっかりと県ともやって、補助金返還がないような方法をとらないと、それもしないで設計に入って、もしそれが返還しなくてはいけないとなると、この1,000万円の設計料が無駄になるのです。県と話し合い、あるいは協議をして、しっかりその辺はやってから設計は入らないと。無駄金になってはいけないと思うのです。その辺をしっかりとやってください。以上。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

芝管理委託料には、当初より水道代を含んでおりません。当初より村で水道料の支払いはしております。ことしは非常に少雨で、良質な芝の維持管理をするために、散水の回数がふえておりまして、見ますと4年前も同様なケースがあつて、自然・気象に左右されやすいのですけ



れども、ことしに限っては雨が少なかったということでの、補正となっております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 体育館の浄化槽の活用状況はどうなっているか。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほど申し上げましたけれども、少雨ということでもどうしても地下水も余りたまっていない状況で、直接水道を使わなくてはいけないという状況でございます。

○議長 與那覇朝輝 以上で、新垣善功議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 それでは、議案第57号についてお伺いいたします。

まず、ふるさと納税関係なのですけれども、11ページになりますか。その中で、このふるさと納税、寄附は一般指定ですか。2,194万7,000円増額されて、当初予定1,000万円の約3倍以上に当たります3,194万7,000円の計上になっており、これは大変結構なことなのですけれども、厳しい数字でもあるのではないかと気もしまして、それで現時点において幾らあって今後幾らの予定になっているのか。これはちょっと重複するかもしれませんが、その辺を再度ちょっと確認したいと思います。

それから、このインターネットのほうを見ますと、こういうのが書かれています。中城村では、企業版ふるさと納税については検討中であるため、現状では特定寄附金の扱いになりますので御留意くださいと、そういう留意事項が書かれておりますけれども、この件について具体的に御説明いただければと思います。この企業版ふるさと納税について適応されるプロジェクトがないということなのか、その辺ちょっとよくわからないので、説明をお願いし

たいと思います。

それから、15ページにありますけれども、これは13節のふるさと納税業務委託金です。これが1,200万円余り計上されていて、当初予算と合わせると1,690万9,000円となり、かなり高額ではありますけれども、ちょっと確認したいのは、この委託料の中には返戻金の費用、そういうのも全て込み込みでそういう金額になっているのかどうか、確認をしたいと思います。それとあと1点は、この返戻金の費用割合、本村では大体寄附金の何%ぐらいを想定しておられるのか。この返戻金の高騰というのが非常に問題になっておりますけれども、本村ではどれぐらいに位置づけておられるのか。

それから19ページになりますけれども、3款2項1目19節負担金及び補助金で、保育士正規化雇用促進事業補助金として、これは800万円余りが計上されておりますけれども、今保育士の確保というのが非常に大きな社会問題になっておりまして、本村でも大変大きな課題になっております。従って、この予算は確実に本来の目的に使う、保育士確保を確実にしなければいけないと考えております。そこで、担当者はこの予算が目的どおりに的確に執行されるか確認する必要があると思いますので、どのような対応でこの確認をしていくのか。これをお伺いしたいと思います。

それから30ページ、これは10款1項2目4節の共済費でありますけれども、そこで共済組合費が266万9,000円計上されております。当初予算にも500万円余り計上されておりますけれども、今回の補正予算においては、教育委員会の事務局だけがこのような共済費の補正を行っているわけでありまして、これはどうしてこのような状態が起こっているのか。

それから、最後になります。31ページの学校設計業務委託料の件でありますけれども、これは当初予算にもたしか1,768万2,000円が計上

されておりましたけれども、当初予算と、それから今回の補正の違いというのをはっきりさせていただきたい。ということなのか。それから先ほどこの補正予算の計上では、3階建ての15教室という話がありました。これについては、その教室だけなのか。現在、幼稚園の問題も検討されていると思うのです。先ほど教育長の行政報告にありましたけれども、村立幼稚園の問題があります。学校と併設とか、あるいは2年保育とか、そういうこともあったと思うのです。この辺との関連で幼稚園も併設、この際という用語があるかもしれないけれども、一緒にこの建設をやるとかそういう方法もあるのかという考えはありますけれども、その辺についてはどうのお考えなのか。その点についてお伺いいたします。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

○企画課長 大湾朝也 それでは、仲眞議員の質疑に対してお答えいたします。

まずふるさと納税業務の委託料につきましては、先ほども答弁でお話しましたとおり2社の業者を追加していきたいと考えております。その2社の件数につきましては、ANAのほうで83件で、寄附額165万5,000円ほどを見込んでおります。もう一つの業者につきましては、ユニメディアの業者です。661件の寄附を予定しております。寄附額にいたしますと、1,324万円ということで見込んでおります。両方、先ほども答弁しましたが県内・県外での実績がございましたので、本村としても取り組んでいきたいということで、今回2社のほうを選定して、委託をし、ふるさと納税でもう少し自己財源の確保に努めていきたいと考えております。

あと寄附額につきましては、10月末までの資料がございます。330件で693万円の寄附が届いております。これから3月末までにはこの2社の追加分をいたしまして1,264件、2,502万円の寄附金が見込まれるものと考えております。あ

と、企業版ふるさと納税につきましては、まだ本村の取り組みのほうはインターネットでの紹介程度にしかになっていないのですが、業者についてはまだ要望等がございませんので、今のところゼロ件となっております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

交付申請時に各施設からの対象者の方々の給料票とかが届いていると思います。それに給料増加分、給料が増加したら社会保険料も上がりますのでその分の増加、それを実績報告し、提出してもらい確認し、県に報告すると思います。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 それでは、まず共済組合の補正ですが、当初予算において集計ミスがあり、二月分共済費が組み込まれていなかったということで、今回補正をお願いしています。設計費の内訳なのですが、当初6教室、3階建てということで運動場側と校舎の間ということで考えていましたが、将来子供たちの増加により、教室数が足りなくなってくるだろうということもあって、変更後15教室、これは特別教室、家庭科や理科教室、また特別支援学級のほうも含めての教室数になっています。

幼稚園の併設についてですが、当初建設する際に検討されているということもありますので、現段階では併設ということは考えていません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 それでは、一つずつまたお願いします。

このふるさと納税、大変ふえていくと。そういうめどが立つというのは大変喜ばしいことでありますので、今後ともいろいろ工夫を凝らして対応していただければと思います。

それから企業版ふるさと納税です。これについては、まだ何もやっていないということでしたけれども、この企業版ふるさと納税について

はいろいろ適用される、できないという、いろいろ基準もあって、大変厳しいだろうと思うのです。これはある程度、いろんな地域創世のプロジェクトがあって、そのプロジェクトに対して寄附をやるというような説明もあったのですが、そういう意味で本村は企業版ふるさと納税を受けれるような体制がまだできてないということなのか、それが一つ。

それから、先ほどちょっと答えてもらえませんでしたけれども、この返礼品の割合。大体どの程度を設定しているのか。

それから、保育士の確保についてでありますけれども、これはこの保育士を、あるいは幼稚園のほうから上がってくるだけの報告を受け取るのではなくて、本当にこの保育士が給料の増額しているものを受け取っているかどうかというのは、これはぜひ確認をする必要があると思うのです。というのは、本当に先ほども申しましたけれども、この保育士の確保というのは今大きな社会問題になっています。ある意味、各市町村間で、保育士の奪い合いをやっていると、そういう現状もあるわけですから。補助というのはしっかりと使われて、その保育士のほうに反映されていかないと幾ら我々がこういう予算を組んでも保育士を確保できないと、要するに奪われてしまうと、そういうような状況も考えられるわけですから。実際にこの保育士の手元に行って、役立っていると、そういうものをぜひ確認していただきたいと思います。

それから、この中城南小学校の委託料の件なのですが、そうするとこれは当初予算で上げた1,700万円、それも込みで3,800万円ぐらいになると、そういう形でよろしいわけですか。目的は同じということですね。ただ、この設計の環境が相当変わってきたので、それだけ追加しないといけないと、そういうことになるわけですが、それについてちょっと関連して伺うならば、幼稚園は併設は考えていないと。

その3階建ての15教室ということで考えているということでしたけれども、これは分校形式になって一、二年生とか、あるいは特定の学年をそこに入れるとか、どういう形でそういう子供たちの教室不足というのを補っていく計画なのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

○企画課長 大湾朝也 それでは、仲眞議員の質疑に対してお答えをいたします。

まず、企業版ふるさと納税につきましては、先ほども答弁したとおりまだ申請等はございませんが、企業からのふるさと納税の企業版の申請がございましたら、本村でも対応していかなければならないことだと考えております。ただ、県内でもまだ企業版のふるさと納税の対応をされた市町村はないと認識をしておりますので、先ほど議員からもありましたとおり、かなりハードルの高いものではないかと考えております。

もう1点、委託料の中のお礼の品につきましては、寄附額の30%を今考えております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田智。

○教育総務課主幹 安田 智 増築の学級の割振りについて、お答えいたします。

増築した後の学級の割振りに関しましては、今建築設計をしていくという予定になっておりますので、学校長と調整をしながら、普通学級、特別教室学級とある程度定めていきます。実際にでき上がった後も、どの学年をどの建物に配置していくかという、学年は固定することではなくて、その学年の状況で増減いたしますので、そのときに前年度で次年度の学級の配置をしていくのが通常、話し合っております。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 では、最後の質疑です。ふるさと納税関係はしっかり対応して、目標

達成をやっていただければと思います。それから、この保育士の確保です。これは、しっかりと追跡調査で、予算が目的どおり使われて、保育士の確保につながったというものを確認していただきたいと思います。来年もいろんな問題があって、保育士不足で受け入れることができませんと、そういう事態にならないようにちゃんと対応・フォローをやっていただきたいと思います。この辺はしっかりと対応していただきたいと思います。

それから、共済組合の計上。これは2カ月間計上するのを忘れていたと、単純なミスです。一番あってはいけない。ある意味恥ずかしいような結果になってしまった。教育委員会の事務局だけが今回、補正を出さなければならない羽目になってしまったという、これは余り褒められた話ではないので、今後しっかりと対応していただきたいと思います。

それから、この新しい校舎建設、これは分校形式になるのか、よくわからないですけれども、3階建て15教室をつくるという話にはなっており、今の説明からしますと実際運営に当たってはまだ何も決まっていなくて、毎年、どの学年をここに配置するとか、そういうものがあるようで大変厳しい状況にあると思います。子供たちにとってもあっち行ったりこっち行ったり、そういう状態になるとこれは大変大きい問題が起こってくるのではないかと思いますので、その辺はしっかりと対応していただきたい。これからの問題ではありますので、状態を見守っていきたいと思いますけれども、いろいろな問題があるということを知ったことだけでもいいかと今回は思いますので、しっかりと対応をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で、仲眞功浩議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第57号 平成29年度中城村一般合計補正予算(第6号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号 平成29年度中城村一般合計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩(12時19分)

~~~~~

再 開(12時20分)

再開します。

日程第10 議案第58号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件については、12月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

す議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第58号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第59号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

休憩します。

休 憩 (12時22分)

~~~~~

再 開 (12時23分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

本件については、12月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第59号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第59号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第60号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件については、12月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第60号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第60号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第60号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（12時26分）

## 平成29年第6回中城村議会定例会（第5日目）

招 集 年 月 日	平成29年12月8日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成29年12月12日（午前10時00分）		
	散 会	平成29年12月12日（午後3時08分）		
応 招 議 員  (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	比 嘉 麻 乃	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	新 垣 徳 正
	4 番	外 間 博 則	12 番	新 垣 博 正
	5 番	仲 松 正 敏	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	6 番	新 垣 貞 則	7 番	金 城 章
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	大 湾 朝 也
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	與 儀 忍	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	比 嘉 義 人
	住 民 生 活 課 長	津 覇 盛 之	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	会 計 管 理 者	知 名 勉	教 育 総 務 課 長	比 嘉 健 治
	税 務 課 長	稲 嶺 盛 昌	生 涯 学 習 課 長	金 城 勉
	福 祉 課 長	仲 松 範 三	教 育 総 務 課 幹 主	安 田 智
	健 康 保 険 課 長	仲 村 盛 和		

議 事 日 程 第 3 号

日 程	件 名
第 1	一般質問



○議長 與那覇朝輝 これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。最初に大城常良議員。

○3番 大城常良議員 皆さん、おはようございます。3番、大城常良であります。議長のお許しが出ましたので、通告書に従いまして、12月定例会最初の一般質問を行いたいと思います。

まず大枠1番、男女混合名簿の導入について。①近年、さまざまな分野で女性の活躍する姿を多く見受けられるようになりましたが、時代の流れとともに女性がさらに活躍できるように、小学校それから中学校での男女混合名簿を導入する時期に来ていると思いますけれども、教育長の所見を伺います。②近隣市町村の実施状況はどうですか。

大枠2番、待機児童解消について。①本村では人口増加とともに待機児童も年々多くなっており、平成29年4月時点で107名でしたが、現時点での待機児童は何名ですか。②保育士不足による待機児童が発生してはならないと思いますけれども、次年度に向けて認定こども園及び各保育園での保育士の確保はなされているか伺います。③平成30年4月開園予定の認可保育園2カ所と増築施設1カ所の進捗状況を伺います。

大枠3番、老人福祉センターについて。①改修及び補修の計画予定はありますか。②指定避難場所になっているが、現状を行政としてどう考えているのか伺います。③村の必須事業として地域活動支援センターむつみは村と社会福祉協議会が委託契約を結んで運営されていますが、事務所及び施設の整備、職員の配置等は村が対応しているのか伺います。

大枠4番、給食センター（共同調理場）について。①11月末時点での1日何食分調理してい

るのか伺います。②専従所長の配置を文教社会常任委員会で指摘してきたが、いまだ改善されない原因は何なのか伺います。以上、簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えいたします。

大枠1と大枠4につきましては教育委員会のほうで、大枠2は福祉課、大枠3につきましては福祉課と総務課のほうでお答えをさせていただきます。私のほうではお尋ねの待機児童の件、大枠2番についてでございますけれども、議員も御承知のとおり、非常に人口流入も激しい地域で、待機児童については年々増加している傾向ではございます。ただ、今一番大きな問題になっているのは保育士の確保という部分で、私どもの今の施策では、器的なもの、新たに建設あるいは新たに認可園がふえていくという部分については順調に推移しているような気がいたしますけれども、しかし器はつくっても、今は保育士不足という大きな問題を抱えていますので、それが早急に解決できるように各保育所、保育園にも密に連絡をとりながら、課のほうで頑張ってもらっているところでございます。詳細についてはまた福祉課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。男女混合名簿についてですけれども、男性の視点と違った捉え方をしたり、違った発想で物事を捉えたりすることができるようになるという意味で、女性が社会進出する機会がふえてきたことはとてもよいことだと思っています。そのことによって、あらゆる分野から改善が図られるようになってきたと思います。既に各分野で女性が活躍しているケースはとて多くなっています。私はこのような女性の活躍は男女混合名簿によるものではないと捉えています。小学校、

中学校で男女混合名簿を導入することは、今の段階では考えていません。大枠1の②については主幹から、大枠4の①と②については教育総務課長から答えさせます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

○教育総務課主幹 安田 智 では、大枠1の②近隣市町村の実施状況はどうですかという質問なんですが、平成29年度、ことしの中頭地区の9市町村において男女混合名簿を導入しているのは5市町村あります。西原町、読谷村、北谷町、宜野湾市、北中城村となっております。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 大城議員の御質問にお答えします。

大枠2の①、11月1日時点で待機児童は170名、4月1日より63名の増加となっております。

②現在保育士不足は3カ所の保育所で6人不足しています。次年度からは実習生の採用及び育休からの復帰等により、確保できるという連絡があります。

③大育幼児学園については改修工事の契約を終え、予定どおり4月1日の開園となります。ラポール保育園、ひよこの家保育園については9月1日の開園となり、おくれる状況であります。

大枠3①について。大がかりな改修計画はありませんが、クーラーの全室取りかえ、また特に老人クラブ連合会から要望がありました駐車場の整備、今度の補正予算で議決していただきましたシャッターの修理等を実施し、その都度改修をしています。

③、地域活動支援センターむつみは障害者総合支援法に基づく、地域生活支援事業の必須事業と位置づけられています。委託契約の内容は主に人件費、通所活動の経費であります。職員の採用等は委託先である社協の対応となり、事務所及び施設の管理は福祉課が行っています。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 老人センターの避難所についてお答えいたします。

老人福祉センターは地震、津波が想定される場合の避難所として指定されております。施設は昭和52年に建てられ、築40年が経過していることから、老朽化が進行しております。現在、村社会福祉協議会が入居し、また地域高齢者の教養の向上、余暇活動のための拠点となっております。今後さらに老朽化等が進み、施設自体の使用が困難になる場合には、避難所としての指定の解除を検討しなければならないものと考えております。なお、当分の間は避難所としての活用を継続したいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 大城常良議員の大枠4の①及び②についてですが、①について、1日分の調理食数については、1,927食分を現在調理しています。

②について、人事については教育委員会のみで配置、対応できるものではなく、村全体の組織としての職員構成や経験などを考慮して実施しなければならないことであり、教育委員会としては所長の配置について村長部局へ検討をいただいている状況です。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 それでは詳細の質問をしたいと思います。

まず1番のほうから、混合名簿についてなんですけれども、教育長は今回は全然考えていないということなんですけれども、現在他市町村でも5市町村は行われているということ、実施はされてはいるんですけれども、本村でできない理由を、それは何かデメリットが相当多いのか。あるいはメリットが全然ないのかどうか。そこは教育長としてどうお考えなのか伺います。

○議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 お答えします。

男女混合名簿については、私も西原町のほうで経験があります。今、学校の教職員はかなり多忙化している状況で、実はこの男女の混合名簿を使用すると、中学校の保健体育の授業は男女別に行っています。それから身体測定等、少なくとも小学校の高学年は男女別に行わないといけない状況、身体の発育の面でですね。そういう状況で、名簿をさらにつくらないといけないというふうなことで、多忙化を解消する方向で考えたときに、ますます先生方が多忙化の状況になると。議員がおっしゃっているように、西原町で感じたことは1つだけ、男女の仲が非常にいいなということを感じました。そこら辺が男女の混合名簿によるものなのかどうかということにははっきりわかりませんが、自分の経験からして、そこは非常によかったなという経緯があります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 教育長は今、西原東中学校の話がされていると思うんですけども、やはり今、流れとしては男女混合名簿に移行しつつある段階だと私は思うんですね。まだまだ沖縄県内の小中学校を見てみましても、小学校では28.6%、中学校では21.6%しかやられていないということなんですけれども、それだけの学校がやられたということは、先ほど教育長が言われたさまざまな問題が多岐にわたっているということクリアした上で実行をされていると思うんですね。そこでどういうふうに行うか。例えば那覇市なんか、来年4月からは全ての小中学校で男女混合名簿を導入するというのも新聞報道でありましたので、そこができるのであれば本村でも十分そういう理解はしているのかなということでもあります。さらにLGBT（性的少数者）というのがあるんですけども、一説では40人に1人はそういう方々がいる可能性があるものから、その方々が本当にいい学校生活を送っ

ていただくためにも、これは少数だからいいやという話ではなくて、先生方の仕事量が相当ふえるということも踏まえてどれをとるのかと。仕事量をとるのか、あるいは少数者に対してのさまざまな学校生活でのやりやすい、過ごしやすい場をつくってあげるのか。そこは十分検討して、私は導入に向けて来年、再来年あたりでもぜひこれはやっていただきたい。

これは②でも一緒なんですけれども、今では5市町村がやられているわけですから、それが本村ではできないということにはならないと思いますので、確かに教職員は非常に厳しい勤務体制で、私も小学校に何回か行くんですけども、本当に困窮していると。この困窮しているのはそれだけの問題ではなくて、さまざまな業務が重なり合って業務過多、あるいは病休も多いというのも踏まえていけば、ぜひ教育長としての学校改善にもなると思いますので、そこは十二分に考えていただいて、本村の教育委員会とも十分議論を交えて、学校がいい方向に進むように、これは早期に実現することを期待しております。これで1番は終わります。

次2番、待機児童解消について伺います。待機児童のほうで現在63人ふえて170人ということなんですけれども、課長、これはゼロ歳児から5歳児までの年齢別に伺いたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

ゼロ歳児87名、1歳児37名、2歳児23名、3歳児8名、4歳児13名、5歳児2名、合計170名です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 課長、今ゼロ歳児から5歳児までの総数が170名と言われたので、これはゼロ、1、2歳で86%を占めているわけですね。非常に多いということを感じているんですけども、ゼロ歳児というのは保育士1人に対して3名の園児しか見られない。1歳、

2歳児は1人の保育士に対して6名、3歳、4歳児が1人対20名、5歳児が1人対30名ということなんですけれども、その中で、先ほど課長は6名は不足しているが、来年の開園時にはほぼ大丈夫だろうという話をされていたんですけども、ゼロ歳児87名ということになりますと、保育士が約30名必要なんです。1対3の割合でいきますと。これは十二分にゼロ歳児の対応というのはもう全てクリアしているということで大丈夫ですか。これは確認のためにもう一度お願いします。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

各認可保育園、認定こども園に次年度の保育士の確保状況ということで調査しました。各保育園とも確保はできている状況ではありますが、認定こども園で1カ所、まだ1名確保できていないという状況であります。また4月1日開園の大育幼児学園、小規模保育事業で、ほぼ解消できるだろうと見込んでおります。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 ほぼ解消できるということで、私は課長の言葉を信用しておりますので、ぜひとも来年4月の段階では、3月議会の中で保育士が不足して待機児童が出ましたというのがないように、これは十分今の答弁を踏まえてやっていってください。

あとは3番目、認可園2園と増築施設1カ所、そこは9月1日開園と。これは両保育園一緒ですか。今新築されているラポールとひよこの家、これは同時に9月1日の開園を予定しているということですか。となりますと、前の議会で私は、課長のほうから平成30年あるいは平成31年では待機児童はほぼゼロだということを記憶しているんです。私はそのとき課長を褒めましたね。覚えていますか。それからというもの、確かに人口流入、そういった方々が多くて、待機児童が毎年毎年多くなっている現状ではある

んですが、課長は先ほどから全てができるという話をされているんですけども、その9月1日ということは、新年度は4月1日から始まって、例えば認可保育園あるいはこども園に対しては、4月10日ぐらいからは園での業務が始まると思うんですけども、これがその間の4月から9月までのその待機児童はどういう状況で、そのまま待機児童で換算するのか。あるいは、どこかの保育園に入れておいて、でき上がった時点でラポールあるいはひよこの家に移すのか。そこはどうですか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

まず、ひよこの家保育園については現在定員75名であります。新增改築した後の定員が108名で、33名の増員となります。4月1日時点で新しい施設ができていないということで、ひよこの家の園長と協議をしております。弾力的に面積を広くし、できる限り多くの定員を確保しようということで、98名までは確保できるように県と協議しています。ラポール保育園については申し込みを7月後半から行いまして、9月1日に開園時に、現在ラポール保育園では保育を必要とする子供たちがいるので、その子供たちをそのまま引き継いで認可園に入所させるという計画をしています。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 やはり認可保育園あるいは認定こども園も一緒なんですけれども、4月開園というのが通常は常かなと思っているので、その中で待機児童が何名ことしも発生した、発生していないということはあるかと思うんですけども、9月1日開園ということは4カ月、5カ月おくれになるもので、私は2園の現場を見てきたんですけども、ラポールは今斜面を崩して平地にする作業をやっていると。ひよこの家に関してはまだまだ造成作業が1月31日までかかるという段階で、果たしてこれも本当に

9月に間に合うんだらうなという感じもしているものですから、私は2回ほど行くんですけども、10月ときのうも行って来たんですけども、全然変わらない、1カ月以上を過ぎてもそのままでの状態がほったらかされている状況なんですけれども、造成がどういう状況でやられたかわからないんですけども、全く進捗していないものですから、大変厳しいという思いをしているもので、その中での延長もあって、その間、例えば4月から保育士を確保しないと9月に間に合わないという中でも、この4月、5月、6月、7月の4カ月間は仕事につかなくても給料は払わないといけないというような話も聞いているので、そこはどうしても保育園に任せっきりで、その保育園の自費でその保育士を担保して置いていて、9月の開園に向けてそのまま置いておくという状況があるものですから、そこは本当に村としてもいささかの補助もできないのかなということも感じているもので、経営や運営、これは個人的な認可園ではあるんですけども、それだけのお金を使って本村の待機児童を解消したいという保育園の方々の思いを込めて、村としてももっと協力できる場所があれば協力してほしいということを私は痛切に感じているところであります。

大育に関しては、私も回って見て準備は万端ですと。小規模事業所も、これはもう4月に向けては準備できているという話を聞いているので、そこは安心しているので、ぜひ担当課長、新築する認可保育園の2園に対しては十分連携していただいて、どこが足りないのかと。園の方々も保育園のプロではあるんですけども、建築、あるいは河川の話を中部土木事務所から言われたらどうしていいのかわからないところを、相談があれば役所には各担当のプロがいるものですから、それに十分向き合っていて、どうすれば早くできる、どうすれば許可がおりる。そういったものも含めて、個人

任せではなくて、ぜひ子供の待機児童をなくす一環としての認可保育園になるものですから、そこは重々頭に入れてもらって、行政としてもバックアップはしていただきたい。そのように思っております。ぜひ、9月とは言わず、できるのであればどんどん工事も進めさせて、できるだけ早目にとということをお願いして待機児童の件は終わります。

もう1点、待機児童の件で、これは新聞紙上にあったんですけども、新聞のほうで在園児選考というのが新聞報道であったんですけども、この在園児、今入っている子供たちが点数が足りなくて退所させられているというのが新聞報道であったものですから、お聞きしたいと思います。これは県内では10市町村あって、本村も在園児選考を導入しているという話が新聞紙上であったんですが、これは導入した理由と、それから時期はいつごろ導入したのか伺います。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

まず措置点数で在園児加点を、一昨年から設けました。その理由としましては、ゼロ歳から入所した保育施設の環境は変えないほうが子供たちの発育のためには良いだろうということで、在園児はその施設で卒園できるようにということで考えております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 本村ではそういった園児はいないということで私もほっとはしているんですけども、やはり一旦保育所に入った子供は保育所での友達や状況があるものですから、そこはそういった評点で退園させてはならないと強く思いますので、そこは十分留意して、今後ともこういう退所がないようお願いしたいと思います。

待機児童に関しては、課長のほうから平成30年度には大幅に改善できるということで、平成31年度には待機児童ゼロという目標を掲げ、実

現すると私も思います。それについて、村長の見解を伺いたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今、担当課長からの話、そして今の情勢を踏まえて、当然我々行政としては待機児童ゼロに向けて取り組む覚悟でもありますし、平成31年にゼロにするよう、今後もこれを目標に頑張っていきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 以上で2番を終わります。

3番に移ります。老人福祉センターについて。課長はシャッターと駐車場は村費で改善したということなんですけれども、やはり老人クラブ活動を中心にさまざまなサークル、行事等で使われている中で、言われたとおり老朽化が著しく進行している。その中で福祉課長は現場もたびたび回って確認していると、私も社協のほうから話を聞いております。その中で、今回シャッターを修繕、補正で修繕されているということは評価しますけれども、やはりその中では社協の事務所の床のひび割れが3センチぐらいあるわけですね。あと図書室から料理室までの床も段差が二、三センチついていると。あと雨漏り対策として前に社協のほうでコーキングしてやったんですけれども、それも屋上に上がって見てみましたら、そのコーキングが剥がれつつあるということでまた前に戻るんじゃないかなど。やはり素人がやっている分、剥がれも早いということを言っているものですから、また地下1階の、むつみに行くところの階段の柱も鉄筋が剥き出しになってひび割れしているというのものもある。あとは、126畳の畳があるんですけれども、それがもうぷかぷかして、寝ころがったらこの畳が全部背中についてしまうと。そこではヨガ教室とかいろいろ踊りとかもやられているので、そこも踏まえますと、やは

りこれは改修というよりは、その建物自体が改築ができないのであれば、そこは改修をやっていくべきではないかと思いますが、その改修について、もう一度伺います。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

社協から今の修繕箇所の報告はあります。その都度、何が優先かということで社協職員と相談しながら改修を進めております。9月補正でも畳と駐車場を直してほしいという要望がありました。その中で何が優先なのかと聞いたら、老人連合会からお年寄りが困っているということで、駐車場を先に整備いたしました。ホールのほうでも老人クラブ活動が活発でありますので、新年度予算で要求しておりますので、予算が措置されると思います。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 やはり使う方々、老人クラブが主にやってはいるんですけれども、社協の方にも月に250件もの村民が相談室に来るわけですから、そういうところはきっちり直していただいて、来客者が過ごしやすい、来やすい状態を保っていただきたいと思います。

次に移ります。避難場所の話なんですけれども、これは現在福祉センターの防犯体制はどういう状況になっているのか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 現在、警備はなされておりません。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 これは公共施設として、確かに社協に貸してはいるんですけれども、この防犯体制というのは、数年前までは巡回パトロール、そういうのがあったらしいんですけれども、現在は行われていないという話を聞いているものですから、なぜ防犯のための巡回パトロールを取りやめたのか。何か理由があるのであれば教えてください。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

多分10年前に警備が査定から外れました。その時期は、小泉改革三位一体の改革で、財政が本当に厳しい状況でありました。老人センターだけではなく、ほかの施設も外れました。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 小泉改革のほうで財源が相当切迫した中で切られたという話をしているんですけども、そのときに切られた箇所に対して老人福祉センターだけがやられていないのか。ほかのところもやられていないところがあるのか。そこはどうか。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時43分）

~~~~~

再 開（10時45分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えします。

福祉課長から答弁がありましたように、平成18年当時だったと思いますが、非常に厳しい財政状況がありまして、機械警備を一旦予算の査定から外したという経緯がございます。その後、体育館等の施設につきましては復活して、現在は機械警備を行っているところでございます。当時厳しかったときに、たしか資料室等も予算の査定から外れたという経緯がございます。現在は恐らく、全て機械警備がなされているものと考えております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 ほぼ復活しているのであれば、ぜひ老人福祉センターも巡回警備ぐらいはやられたほうがいいんじゃないかなと。なぜかという、これは聞いた話なんですけれども、盗難事件がありまして、中に入られてしまったと。これがいつ入ったのか、誰がどういうふうに入ったのか全然わからない状況で盗難

に遭ってしまったという話をしていたものですから、防犯対策というのは、社協が入っているが誰が入っているが公共施設では対策しなければならないことだと思いますので、そこはまた復活できるかどうか、巡回パトロールでも、あるいはまたそのほかのいろいろな方策があるのであればぜひやっていただきたい。

あと、総務課長もおわかりのとおり現在の福祉センター、建物の状況を見ると、到底避難場所に指定すること自体が私は適当ではないと思っております。十何年前か安里のがけ崩れで福祉センターのほうに避難したという話がありまして、これを伺ってみたらトイレも1カ所しかない、お風呂もない、そういう状況で七、八十名の方が来ても対応のしようがないというのもあります。それから、10年以上も過ぎた今でも老朽化はどんどん進んでいるわけで、そういったところを避難場所指定ということになると、中城はこういうところも避難場所として活用しているということのを他市町村から現場を見ますと、まさかヤーという話も出てくるかもしれません。そういうのも踏まえまして、避難指定場所というのはきっちりと耐震強度もあって、それからさまざまなトイレの完備、いろいろな設備が整っているところ、そこを避難場所に指定すべきであって、何もないから、公共施設がないからここでいいんじゃないかという話は私は通らないと思っておりますので、ぜひ行政のほうでもう一度協議をしていただいて、本当に指定場所として活用できるのか。あるいは社協の方々とも十分協議して大丈夫ですか、できないですかというのも踏まえながらこの避難場所というのはぜひ協議してください。これはお願いしたいと思っております。

次③、地域活動支援センターむつみの話に行きます。私は地下1階にあるむつみのほうに二、三回行って来たんですけども、建物のドアは毎回あいているそうなんですけれども、閉めた

りあけたりしたらもうあかないんですよ。これはドアが斜めになってしまって、職員でも持ち上げてあけて、持ち上げて閉めているというような状況で、これは中に入っている入居者が到底できない、そこは課長にも職員のほうから改善の話は伺っていますか。むつみのドアに関しては。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 一度は修理はしてあります。それからまたきつくなったという話は聞いております。修理の見積もりをとるように指示しています。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今年度、むつみのほうに業務委託ということで822万2,000円、支払われていると思いますけれども、これの財源ですね、822万2,000円のうちの補助金は幾ら、それから村の持ち出しは幾らか。わかるのであればお願いしたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

委託料の財源は国2分の1、県4分の1、村4分の1で、村の持ち出し分が約200万9,000円となっております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 これは6月か9月議会で、宮城重夫議員の質問でもありましたとおり、事務所が非常に狭いと。その中に身体的、知的、精神的な障害を持たれた方々が一緒に入居しているという中で、その方々を見ていますと、非常に窮屈なやり方で、外に出たり、中に入ったというところで、居場所があまりないような方も見受けられるということで、やはりむつみの前のほう、課長もわかるとおり耕作放棄地があるわけですね。ちょっと斜めになっているんですけども。あそこのほうにプレハブ等が建てられないかどうか。例えばこの箱物なんですけれども、プレハブを設置するとした場合に、こ

れは補助金というのは得られるのかどうか。村単費でしかその財源は出せないのかどうか、そこを伺います。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 社協職員とも狭いということで相談を受けています。老人福祉センターは施設も狭く敷地も狭い、ほかに移ったほうがいいのか、社協とは相談をしておりますが、場所について、まだ決まっておりません。施設整備については村の負担になります。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 課長もおわかりのとおり、あれだけの狭いところに多いときで13名ぐらいの障害を持った方々が入ってくると。その中には新規に入居したいという相談者がたまには来るんですけども、現状を見て、こっちはできないと。そういう話もあるものですから、これは十分考えていただいて改善していかないと、そのむつみというところは村の必須事業として成り立っていかないんじゃないかと思いますので、よく考えていただきたい。

あと、今職員のほうが2名しかいないということで、非常に支障を来しているという中で、やはり1日当たり、臨時の方は6,400円であれだけの方々を一人一人見ていかないといけない状況は非常に厳しいものがあるということで、村には3名体制をお願いしていると。その人員も探しているということなんですけれども、その補充としてはどう考えていますか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

委託料には、施設長、支援員、専門員の3名分の人件費を計上しております。その専門員が日当6,400円で採用がなくということで現在まで来ております。新年度につきましては待遇を見直し、3名体制を確保できるように財政とも相談していきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。



○3番 大城常良議員 ぜひ対応できるよう、3人体制で1人を補充していただきたい。やはり現在の障害者支援センターむつみは、利用者にとっては居心地がよく過ごしやすい場所ではないと。とてもそういう状況ではないと思っております。これは職員の問題、それから事務所の問題、新規で相談者が来ても話すところがない。現在そういうところであると。そこで行政と社協が連携して、一つ一つ問題をクリアしていったって、利用者が本当にそこに来てよかったなと、過ごしやすいなという思いが持てるような施設にさせていただきたいと思っております。

次、大梓4番に移ります。給食センターは現在1,927食作っているんですけども、これはことし4月に臨時職員を1人ふやしているが、その中でも100食ぐらい、去年からことしにかけて多くなっているわけですね。その中で食器や附属する備品も多くなって、業務自体が1人ふやしたんだけど1人分多くなっているという現状があって、これはとても労働環境が改善されたとは思っていないんです。これは言うとおりの、仕事量がふえれば人員もふえてくるということを考えれば、これは1人ふやしても余り変わらなかったのかなと。若干の改善はあるとしてもそれほどの改善はないということで、その中では皆さんも御存じのとおり、北中城村でのノロウイルスの発生で4日間給食がとまったこともあるということも考えてみますと、子供たちの食事を扱う中で、子供の命を預かっているんです。人員が足りないからそれで我慢しなさいということではなくて、やはりそこには専従の所長を置いて、そこで働いている皆さん方に、ちゃんと指導できるような体制をとっていかないと、本村でもそういった事件・事故が起りかねないと思っているわけです。前課長は文教社会常任委員会の中で、なれてきたら主任は所長にさせますというのは口約束だけだったのか。書面とかそういうもので対応はとって

いなかったのかどうか。お願いします。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

現在、主任として調理場において業務しています方を、平成27年度に調理員から1人業務を見ていただくということで配置はしていますが、経験等もないことから、経験を積んでいく中で所長として考えていくことを私のほうも聞いてはいます。現在まだ3年目ということもあり、まだ所長への配置ということまでは至っていません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今の答弁で、私としては、なれたら所長に格上げということがあるんですけども、これは現業職と一般職での違いもあると思うんですね。本人もそういう旨の話をしていたものですから。それから、係長と所長の待遇というのはどんなですか。所長というのは同等なのかあるいはそれ以上なのか。そこをお願いします。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

所長は現在係長以上ということで、職務上は同等だとは考えています。ただ、調理場の所長ということですので、その施設の管理者としてやはり経験等も必要なのではないかとことは考えています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 児童生徒への安心安全な給食を提供するためにも、専従の所長を早期に配置していただいて、職員の負担を軽減し、そして働きやすい環境をぜひつくっていただきたい。それを強く要望して私の一般質問を終わります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の一般質問を終了いたします。

休憩します。

休 憩（11時02分）

~~~~~

再 開（11時13分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

○10番 安里ヨシ子議員 10番、安里ヨシ子、一般質問を行いたいと思います。

1. 学童保育について質問いたします。①学童保育は、共働き、ひとり親家庭などの小学生の放課後、春休み、夏休みと冬休みなどの生活を保障する場であり、親の働く権利と家族の生活を守る目的、役割を持つ事業であります。児童福祉法に位置づけられている事業ですが、村でのこの事業の現状がどうなっていますか、伺います。②学童保育所で子供が過ごす時間が年間1,681時間、小学校で過ごす時間が1,221時間、その差が460時間、放課後の子供たちの安心安全を守るためになくてはならない施設です。村当局はどのように認識をしておられますか、伺います。③児童福祉法でも学童保育について明確に位置づけておらず、働く親たちがやむなく共同で学童保育を立ち上げています。村では運営主体はどこか。子ども・子育て支援新支援制度ではどのような取り組みをなさっていますか、伺います。④学童保育事業に関する条例や要綱はどうなっていますか。⑤他市町村において、子供の居場所づくり、貧困対策として生活保護やひとり親家庭で生活の厳しい家庭に対して保育料、利用料の減免・減額をしていますか、中城ではどのような処置ができていますか。⑥学童クラブ同士の交流、情報交換などは持たれていますか。もちろん支援員とかそういったものです。⑦市町村が行う「地域・子供・子育て支援事業」に学童保育を位置づけ、市町村の実施責任を強化することですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。⑧子ども・子

育て新制度について。今日の子ども、子育て、保育をめぐり、待機児童問題解決のため消費税増税を財源に保育所、学童保育に新しい仕組みを導入するとありますが、その仕組みについて伺います。以上、よろしくお願ひします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

御質問には学童保育について福祉課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは所見を述べさせていただきますが、このたびの御質問、大変タイムリーな御質問で、けさの新聞でも大きく学童待機のもの掲載をされておりました。本村におきましては今二十数名の学童待機がおりますけれども、学童につきましても、これは保育問題と同じで私のほうでも大変施策の面で大きく位置づけているところがございます。特に学童については、御質問にもありますけれどもいろいろな支援も行っていますし、詳細はまた後で答弁させますけれども、今後この学童の待機などが出ないような仕組みといえますか、来年度も増員の予定でございますし、また今までやってきた施策の中でも中城小学校、津覇小学校、両小学校での空き教室を使って学童を今行っているところでもありますし、今後はかなりの部分で改善もされ、そして支援も広がってくるものだと思っております。またそれに向けて取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 安里ヨシ子議員の御質問にお答えします。

大枠1の①村内学童保育の現状としましては、津覇小学校区域に1カ所、中城小学校区域に1カ所、上地区に6カ所、計8学童が運営をしております。

②平成27年度に施行された子ども・子育て支援制度のスタートに伴い、市町村の責任及び監

督のもとで、児童が明るく衛生的な環境において適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障する目的であります。

③村内に8学童ありますが、全て民間が運営しております。学童保育の運営自体に関しては、児童福祉法に基づき行っているものであります。また、平成27年度に施行された子ども・子育て支援制度のスタートに伴い対象年齢の拡大、受け入れ体制の確保、支援員の資質向上のために研修を行っております。

④平成27年度の子ども・子育て支援制度の施行に伴い、学童保育の設備及び運営に関する基準を条例化しております。

⑤本村では、学童保育を利用するひとり親家庭に対し月額5,000円を限度として利用料の助成を行っております。

⑥中城村学童保育連絡協議会が村内8学童で運営されており、年間を通してスポーツ大会や学童まつり等を行い交流を図っております。また、保育を行う先生方の情報交換会も月1回行われております。

⑦子ども・子育て支援制度の施行に伴い、学童保育が市町村の行う子育て支援事業として位置づけられました。本村の子ども・子育て支援事業計画にも学童保育について明記しており、受け入れ体制を整えることや、事業者との連携や協力を行い、事業の拡充を図っていきます。

⑧2019年10月、消費税が8%から10%に増税になります。その部分についての学童保育への充当するという情報は、まだ確認できておりません。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 共働き、ひとり親家庭などは春、冬休みと子供たちの安全を確保して安心して働ける学童保育は、親の働く権利と家族の生活を守る目的を持つもので、大変重要な役割を持っていると思っています。年の違

う子供たちが一緒に生活することで、いろいろ学びができる。年齢の高い子は年齢の低い子を面倒見てあげるとか、そういった人格の形成の場でもあると思います。国は待機児童問題解決のために消費税増税をやるわけです。学童保育所に新しい仕組みを導入して必要としている全ての子供たちが入所できるように、設備運営のための努力をしないといけないと思いますが、その設備運営のための対策はどのようにお考えですか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

これまでも学童保育事業に対しては、国と県で3分の2、中城村3分の1の財源を活用し補助をしております。日数加算、延長加算、休日加算、障害児加算など、補助金を充当しております。また、施設の改修、備品購入に対して経費を加算して補助しております。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 小学校の空き教室とか公共の場所で行っている学童保育は、いろいろと補助というか、家賃とかそういう出費がありませんよね。その前に、父母会か保護者会で運営している学童保育が何か所かあると思いますが、何か所ありますか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

津覇小学校で空き教室を利用している「つはっ子」と「ごさまる学童」もそうだったかなと思います。ちょっとはつきりしませんけれども。済みません。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 2カ所だということですか。それは、この学童の需要が非常に高いと。特に南上原は都市化していて、そこに子供たちが遊ぶ場所とか、学校から帰って後、放課後の生活の場として本当に安心して安全な放課後ではないと思います。今仕方がなく保護者会

で立ち上げをしていると思いますので、学童保育が不足に対してほかのところは、小学校の空き教室とか、公設のところでは運営をしているので、家賃とかそういったものの出費が少ないわけですね。だけど、保護者会で立ち上げているところは本当に家賃や車を置くところとか、いろいろと出費が多いわけですが、そういったところに対してだけの補助金がありますか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 先ほど答弁しましたとおり、基準額に対して、いろいろな加算があります。この8学童、運営形態が違いますので、利用料も各施設違います。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 公設とか、そういった小学校の空き教室を利用している学童保育所では、やはり子供の利用料とか保育料とかは減免をされているわけですね。全員かまたは生活の厳しいとか、そういった人たちだけなのかというもお聞きしたいんですが、この保護者会だけで立ち上げているところについては、そこに任せているのか。保育料が高くなると思うんですが、そこに対しての村としての援助とか支援とかはどのようになっていますか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 保育料につきましては、先ほど答弁したとおり、各学童まちまちであります。安い、高いというばらつきもあります。そういう高い施設につきましては、県及び学童保育支援センターと協議しながら、安くなるように要請はしております。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 この保護者会で立ち上げている、そういった学童保育については、市町村からの助成とか、そういったものはないわけですか。ただNPOをお願いをして、保育料が安くなるようにというお願いだけなのか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 学童保育支援センターと福祉課も一緒に、できるだけ安くなるようにという願いはしております。特別に保護者会で立ち上げた施設に対しての補助はありません。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時33分）

~~~~~

再 開（11時33分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 追加で答弁をさせていただきます。放課後児童健全育成事業は、第二種社会福祉事業となります。第二種社会福祉事業の経営は制限がありません。社会福祉法人でも、保護者会でも経営ができるということでもあります。保護者会、社会福祉法人が経営しているということで、補助の違いはありません。同じように補助をしております。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 この保護者会で立ち上げている保育所ですけれども、ごさまる保育所ですか。そこは最初は10名ぐらいの子供たちを、本当に見るに見かねてと言ったらおかしんですが、特に南上原とかそういった都市化しているところでは、子供たちの放課後が非常に心配だということで、やむなく自分たち、保護者何名かで組織をして学童保育をつくったわけですね。そういった子供たちにも同じように支援をして、十分な保育を受けさせてほしいと思っております。子ども・子育て支援法の中で、市町村が行う地域子育て支援事業に学童保育を位置づけるとありますけれども、市町村の実施責任を強化する、市町村が実施責任を担うというか、市町村に学童保育の整備計画を含む子ども・子育て支援事業の策定の義務づけがあるなど、自治体の負担も大変大きなものがあるとは思いますが、市町村として学童保育の質的な拡

充を図ることのできる計画と必要な予算の措置を行わないといけないと思います。村の予算措置によって、国からの補助も決まると書かれていましたけれども、村の予算措置というのはどういうことですか。村がこの学童保育に援助するその予算措置に伴って国は補助を決めると聞いたんですけれども、その辺はどうですか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

まず学童クラブの補助金ではありますが、まず支援単位、学童クラブが何クラスあるか、1クラスなのか2クラスなのかで基準額が決まります。それで、先ほど答弁しました、障害児加算、日数加算、休日加算を積算しまして、国と県へ補助金申請をします。それに基づいて国、県から決定通知が届きます。村の単費部分、3分の1を足して各学童保育へ運営補助金として配分をしております。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 ぜひ保護者会で立ち上げている、そういった保育所、学童保育、そこにも同じような支援をしてくださるようお願いをいたします。認可外保育園と同じように、認可外保育園への助成も私たちは村のほうに何回か要求してまいりましたけれども、この学童保育というのは、南上原はもっともっとふえる可能性があると思うんですよ。それで、学童保育の非常に必要性を感じていますので、ぜひ設置場所というのか、そこを公共の場所だったらいいということで聞いているんですけれども、公園とかそういったところに設置できないかどうか伺います。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 少し答弁がうまく伝わらないところがあったようですので、訂正させていただきます。村内の8学童クラブ、保護者会で立ち上げている学童クラブ、法人がやっている学童クラブに対して同じような積算、同じ

ような基準額ということで各学童クラブには補助しております。保護者会が立ち上げているからといって補助金が少なくなるわけではありません。同じようにクラス数、障害児加算、日数加算を全部積算して、同じような基準で各8学童クラブには村から補助している状況であります。

公共施設での学童クラブということで今御質問がありましたが、南上原の街区公園について、学童クラブ施設が立地できないかということで、都市建設課と一緒に図面及び現場を調査をしました。学童クラブが必要とする面積を各街区公園に当てはめてまいりますと、やはり公園が子供たちの遊び場ということで遊具があり、スロープなどを勘察したところ、公園の機能が失われるということで、今のところは設置ということには至っておりません。また、糸蒲公園の面積は大きいではありますが、斜面が多いというところがありまして、立地はできないだろうという判断でおります。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 わかりました。徐々にそういった保護者が立ち上げている、そこに村として支援をしてほしいと思います。南上原は開発が進んでいますので、昔の緑豊かな集落が消えて、今はもうビルが建ち並んでいます。子供たちは遊ぶ場所が限られてきている。週休二日制になって子供たちにゆとりが出てきたのに親としては、民間に働いている人は土曜日も仕事ですので、受け皿がない中で土曜日も休みだと、昔のように公園で遊ぶ子供たち見たことありますか。余りいないですよ。公園で遊ばせても、今の凶悪な犯罪とかそういったものが毎日のように報道されております。子供から目を離すのが怖いというか、そのために仕事もパートで働いて帰るとか、そういったことで待機児童は今2人ぐらいしかいないとおっしゃっていましたが、安心して公園で遊ばせる

ことができないんですね。やはりそこでは学童保育は非常に必要だろうと。この学童保育というのは、単に子供たちを遊ばせたり、勉強させたりとか、そういったことじゃなくて、人格の形成の場として、そして多様な人とのかかわりとか、家庭やその地域、社会との連携で大人の子育てネットワークづくりへの参加が不可欠である。放課後の子供たちを守るにはやはり学童、保護者、支援員、そういった地域の連携をとりながら子供たちを守っていかないと、子供たちを守っていけないと思っております。下地区と上地区との状況も非常に変わりますけれども、上地区の子供たちがふえていくということに対しては、学童の増設が必要じゃなかと思っています。

幼稚園児は学童から外されて、対象外とされておりますけれども、預かり保育で5歳児保育の対策をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（11時46分）

~~~~~

再開（11時47分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 5歳児保育については、保育が必要である子供たちは保育所のほうで預かっております。保育を必要としない5歳児については幼稚園でも午後まで預かれるように一時預かりの仕組みができました。各認定こども園でも午後まで預かれるような仕組みとなっております。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 出費が多くて午後までは預けきれないという、そういった保護者はいないのでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（11時48分）

~~~~~

再開（11時50分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

中城幼稚園、津覇幼稚園、ともに現在預かりを行っていますが、一部預かりを申し込んでいない方はいます。ただし、申し込み全員を一応受け入れるということでやっていますので、費用が払えないから申し込んでいないかということまでは把握はしていません。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 では、1つは子供たちの安心安全を守ることが前提ですので、やはりこの預かり保育から外れている子の状況とかを調べてみてほしいと思います。上地区と南上原とは違いますよね。住んでいる場所とか、いろいろな人たちが入ってきて、地域のつながりというのが薄いと思うんですよね。そして、自治会に入っていない人とか、婦人会に加入していない人たちが今多くなってきているわけですね。それをじゃあどうするかということに問題はなっていますけれども、任意の加入ですので、自治会にも入らない人たちがいて、その地域のコミュニティというか、そういったものを学童クラブの保護者会活動がそれを担っている。子育てコミュニティの場としての役割を果たしていると私は思っております。学童クラブの地域の皆さんとのかかわりを持つことによって、子供たちは地域への誇りと愛着を持つことになると考えています。地域のコミュニティが薄れて、きずなの再生に結びつくものだと考えております。地域になくってはならない大事な存在になると考えますので、ぜひとも村としても学童保育を重要な位置づけとして考えてほしいと願います。以上で私の質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で、安里ヨシ子議員

の一般質問を終了いたします。

休憩します。

休 憩（11時54分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、石原昌雄議員の一般質問を許します。

○1番 石原昌雄議員 皆さん、こんにちは。議席ナンバー1番、石原昌雄、一般質問を行います。質問の前に少し時間を下さい。今月号の広報なかぐすくでも報告されているんですけども、この中にもありますように、10月15日に行われた中頭郡の陸上競技大会において、たくさんの村代表選手が活躍しました。その結果、年間総合成績も中頭郡で第2位の成績をおさめています。応援、ありがとうございます。そして11月に行われた県民大会においても、本村出身の選手の皆さんが活躍されて、中頭郡は総合でも2位という成績を残し活躍しました。また、広報なかぐすくには、ごらんになっていますように、中城中学校の女子駅伝の全国大会の記事や、本村のスポーツ推進員のメンバーも今回載っております。関係者に敬意を表します。それでは、通告書に基づき一般質問を行います。

大枠1番、貧困解消と職員採用についてであります。貧困問題は企業における非正規雇用などの低所得者が原因の一つとして挙げられます。本村においても役場職員の非正規雇用、いわゆる臨時職員や嘱託職員がその一端をなしていると考えます。そこで新規職員の採用計画及び職員構成を伺います。①次年度の採用予定の職種は決まっているか。②さらに今後の増員計画は立ててあるか。③専門職の配置拡充はどうか。④正規職員と非正規職員の割合はどうか。⑤非正規職員の多い部署はどこか。その理由は。

大枠2番、新年度予算編成について伺います。12月は次年度へ向けての事業計画や予算化を行う時期であるので、それらの点を質問します。

①吉の浦公園の機能強化整備基本計画が進められていますが、施設活用を村民に促進するような事業として各種スポーツ教室やレク教室が必要だと思います。次年度の計画に取り入れますか。②文化活動の推進として、各字の文化、芸能の調査や現状の把握を行い、どのような課題があるか、どのような支援ができるか伺います。③育成団体の支援も各課にかかわっているが、要望や相談はどのように対処しているか伺います。

大枠3番、南上原糸蒲の塔管理について。南上原糸蒲公園の維持管理について伺います。糸蒲の塔周辺に設置してある転落防護柵が腐食して危険な状態にあるが、修繕の計画はありますか。以上、答弁をお願いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大枠1番につきましては総務課のほうで、大枠2番につきましては教育委員会と企画課のほうでお答えをさせていただきます。大枠3番につきましては都市建設課でお答えをいたします。私のほうでは、御質問の職員採用について少しばかり所見を述べさせていただきたいと思いますが、これは議員も御承知のとおり、本村におきましては、類似他団体、類似市町村と比較してもかなり職員数が少ないというのは明白でございます。それで、平成27年度あたりから、しっかりと増員計画を立てて職員数をふやしていこうということで、方針は決まっております。ただ、毎年何名だとか、確かな数字はやはりその時々々の財政状態によって変わってまいりますので、ただ、毎年毎年少しずつでも職員数をふやして、人口ももう2万人を突破いたしましたし、住民サービスの向上につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠の2番についてですけども、吉の浦公園の機能強化整備基本計画

を進めているところですが、高齢化社会の大きな課題として、健康寿命は男で9歳、女で12歳程度、平均寿命との差があると言われています。長寿だから必ずしもいいとは言えないのが現状でございます。できれば、死ぬ直前まで自分で歩いて行ける状態でありたいと願っています。生涯にわたって運動に親しむ習慣を身につけることは、とても重要なことだと思っています。また、正木氏はかなり以前から子供が転んでも手が出ず、顔面を地面に打ちつけることを危惧していました。実際にそういう児童も出てきています。我々も今からでも運動に親しみ、健康寿命を延ばす努力をすることが大事だと考えています。そういった意味で、幼児から老人まで活用できるように、吉の浦公園の機能強化整備基本計画を進めていきたいと考えているところでございます。

大枠の2の①と②の詳細については、生涯学習課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 次年度採用予定の職種についてお答えいたします。平成30年度採用予定の職種につきましては、一般行政職及び保育士、幼稚園教諭でございます。

次に、今後の増員計画についてお答えいたします。平成28年4月に、平成28年度から平成32年度までの5カ年間の中城村定員管理計画を策定しております。本計画におきましては、平成27年度に112名であった職員数を段階的にふやし、平成32年度におきましては、125名とすることを目標としております。なお、予想を上回る人口増加や住民ニーズの多様化、高度化など、本村を取り巻く社会経済情勢の変化に伴い、随時計画を見直したいと考えております。

次に専門職の配置拡充についてお答えいたします。専門職が必要な課につきましては、専門職を配置しております。平成29年度におきまして、人事ヒアリングを実施いたしました。今後

も定期的にヒアリングを全課を対象に実施し、専門職のニーズが高い課にあつては、拡充を含め検討してまいります。

次に正規職員と非正規職員の割合についてお答えいたします。平成29年11月30日現在におきまして、正規職員119名、非正規職員189名でございます。正規職員と非正規職員の割合は、およそ39対61でございます。

次に非正規職員の多い部署についてお答えいたします。教育総務課と生涯学習課にそれぞれ45名の非常勤職員が勤務しております。教育総務課におきましては、小学校、中学校などでの学習支援員を多く配置しており、また生涯学習課におきましては、歴史資料図書館設置に伴う司書、学芸員、文化財悉皆調査等の嘱託員など、専門スタッフを配置していることが主な要因でございます。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 大枠2の①についてお答えいたします。

各種スポーツ教室、レク教室につきましては、例年村体育関係団体と連携しながら実施しております。平成30年度におきましても、体育関係団体と連携を図りながらスポーツ、レク教室を企画、実施していきたいと考えております。

②につきましては、ほとんどの字で伝統を引き継ぐ後継者不足や、年中祭祀などへの参加者が少ないなどの課題があると考えます。しかし、中には南上原の子供たちによる組踊「糸蒲の縁」上演や、津覇小学校のPTA文化祭での和宇慶の「子供獅子」、伊集の子供たちによる「ターフェーカー」を見事に演じるなど、自発的に芸能文化を継承発展している地域団体もございません。支援としまして、発表の場づくりや自主上演の手助け、補助事業等を活用した備品類などの購入の支援を行っております。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

○企画課長 大湾朝也 それでは、大枠2③に



ついてお答えをいたします。

各種団体を担当するそれぞれの担当課におきまして、次年度事業計画書、収支予算書、前年度事業報告書、決算書の提出を受けまして、活動内容の聞き取りを行い、調整を行っております。各担当課におきまして、育成団体の補助金の使用目的や要望、相談を聞き取り、適切な補助金の執行について指導、助言などを行っております。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 大枠3についてお答えします。

糸蒲塔の周辺で今地盤沈下が起きていますので、その影響で転落防止柵にも影響を与えていますので、今年度で改修工事をやっていきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 それでは再質問をさせていただきます。

大枠1について。今回の補正予算でもありましたように、認可保育園や認定こども園が県の補助金を確保して、保育士の正規職員化に力を入れています。大きく評価するものであります。こうした取り組みを役場を初め、多くの企業がやっていけば低所得者も減り、貧困解消にもつながるものだと思います。役場において、非正規職員の正規雇用への改善計画は立てられますか。もう一度お願いします。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現在の非正規職員を全て正規職員に変える、こういう計画は立てられないものだと考えております。先ほど答弁いたしましたけれども、職員定員管理計画がございますので、その計画に基づいた正規職員の増員というのは検討したいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 私も新聞等を見て、こ

れは平成12年で調べたという記事ですが、このときの非正規で5割を超えているということで、全国25位の中に沖縄県内が4つ入ってしまって、そのときは中城村は入っていないんですけども、今その50%を超える団体が基本的に載せられているんですが、先ほどの割合からすると、既に60%近く、うちも非正規職員が勤めているということで、これはもうある意味では人口が多いわけだから、それだけの人員を確保しないとサービスが行き届かないというのは事実だと思います。ただし、その中でもできるだけ正規雇用の努力はしていかなければならないものだと思います。

次に資格要件を必要とするということで、前回は質問しましたけれども、教育委員会の社会教育主事については来年度はどんな計画でありますか。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（13時48分）

~~~~~

再 開（13時49分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

6月定例議会でしたか、同様な質問がございました。質問の内容としまして、やはり社会教育主事につきましては、法律でもって必須ということがうたわれております。ただ、全国の状況等を見ますと、社会教育主事の配置状況につきましては、当初平成8年度に配置率が85%程度ありました。平成23年度におきましては、58%まで下がってきております。さらには、人口が1万5,000人以上、5万人未満につきましては、48%という配置率になってきております。ですから、この社会教育主事のみ、そういうポジションのみを見て配置を考えるのではなくて、全庁的なそういう状況を見ながら配置等については検討していきたいと考えておりま

す。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 社会教育主事を置くということにはなっていますので、そういう資格者といえますか、職員にその資格を取らせていくということもやはり必要だと思います。資格を取っていくと責任感も含めてスキルアップにもつながるわけですから、それをぜひ実施してほしいと思います。

あと、専門職の配置が求められている箇所について拡充していくということもありますけれども、地域包括支援センターなどを中心に質問しますが、現在、嘱託員が多く配置されていると思うんですが、正規職員の配置計画はこの部署にも該当するのかどうかお願いします。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

職員管理計画におきまして増員の計画はしておりますけれども、それぞれのポジションの正規ということで具体的には明記しておりません。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 さらに、毎年各課のヒアリングを実施してもらって、各課においてその担当課長は自分のところの正規職員化に努力してほしいものと思っております。そしてまた、今、地域包括支援センターを例に挙げましたが、国保事業についても専門職を求められるし、あるいはハード面についても専門職を求められているところはたくさんあるんですが、各担当課のほうでそのヒアリングを通じて、正規職員の確保をやってほしいと思います。

次に移ります。大枠2について、本村のスポーツ活動への支援は、かつて各種スポーツ教室がありました。バレーボール、バドミントン、ソフトテニス、水泳、ゴルフ、バスケットボール教室、そこからサークルが育ち、現在に至っています。しかしながら、初心者だとすぐにサークルに加入できないため、チャンスがあり

ません。生涯スポーツとして、今後も各種スポーツ教室の必要性を感じます。近年は吉の浦総合スポーツクラブがスポーツ教室などを実施しているが、社会教育の視点から教育委員会で予算化し、陣容が足りなければ吉の浦総合スポーツに委託するなど、スポーツ教室の推進ができるかどうか再度お尋ねします。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

今議員のおっしゃった吉の浦総合スポーツクラブは、補助金が12万円と非常に少ない予算の中で最高の成果を上げている、県内ではほかに類を見ない活発な活動をしている総合スポーツクラブであると考えております。現在、スポーツ・レク教室、各種大会は、吉の浦総合スポーツと村体協で賄ってもらっており、今後もその形態で実施していこうと考えております。昨今のライフスタイルの変化もあり、価値観も多様化しておりますので、いろいろなパターンの要望にも応えながら、スポーツの関係団体と調整して事業を実施していきたい。予算が足りないようであればまた予算のほうも検討していきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 今、答弁でありましたように、吉の浦総合スポーツクラブのほうで、そういうもろもろの活動を進めていますけれども、やはり本来だったら教育委員会がかつてやっていたのを、そういう団体に若干協力してもらおうわけですから、予算のほうもしっかり手当てをして、スポーツ教室に村民が多く参加できるような施策を講じてもらいたいと思います。

次に文化活動ですが、各字の伝統芸能が継承されにくくなってきています。継承者がいるうちに調査と記録を残すことが必要じゃないかと思っていますけれども、その調査や記録についてはどうお考えでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

現在、生涯学習課で実施しております文化財  
悉皆調査事業の中で、各字の文化や伝統芸能活  
動の現状などを調査しており、毎年、中城村の  
戦前の集落という形で広く村民に発信しており  
ます。先ほど申し上げました後継者不足、各祭  
祀への参加者不足という課題の根幹は、地域の  
伝統文化や芸能に対する興味がなくなったりと  
か文化への評価の問題と考えておりますので、  
その辺の状況を踏まえて地元への興味、愛着や  
誇りを生み出すために、地元の歴史文化を改め  
て知るきっかけにもなると思っております。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 今、各字の悉皆調査な  
どで、いろいろなジャンルの調査もしながらで  
すけれども、この各字にある伝統芸能について  
も、できましたら別枠でまとめをつくっていつ  
てほしいなど。字ごとのじゃなくて全体のそう  
いうのがまた別枠で、こういう伝統芸能はどこ  
にどうなのがあるというふうにやっていたとか。  
ひとまとめにしていくと、次の世代にもこの資  
料生かされていくと思っておりますので、その  
ほうもよろしくをお願いします。

育成団体については、財政が厳しかった時期  
に大幅な補助金削減がありました。その影響を  
受けて活動が停滞しているものと感ずます。関  
係各課においても積極的に活動を支援するとと  
もに、必要な助成金の確保、それに力を入れて  
ください。団体を支援してください。

そこで村長に伺います。中城村が元気になる  
にはこうした多くの団体の活発な活動が必要で  
す。各字自治会もしかり、サークルや各種団体  
がさらに活発になるような支援をしていってほ  
しいと思っておりますがどうですか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

石原議員がおっしゃるとおりでございますし、  
また目指すところも同じだと思っております。

特に先ほどお話がありました活発に活動してい  
る団体、あるいはやる気のある団体、地域を盛  
り上げたいという気持ちの伝わる団体を優先的  
に、財政とももちろんかかわってきますけれど  
も、我々も積極的にかかわっていきたくと、支  
援していきたくと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 ありがとうございます  
。本当に各種団体がいろいろなサークルが元  
気であれば中城村はもっともっと元気になっ  
ていきます。

最後に大枠3番ですけれども、課長のほうか  
ら今年度でやるという答弁をいただきました。  
よろしくをお願いします。以上で一般質問を結  
わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で、石原昌雄議員の  
一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時01分）

~~~~~

再 開（14時12分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、仲眞功浩議員の一般質問を許し  
ます。

仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 まず初めに、1. 新庁  
舎建設と住民サービスの向上への取り組みにつ  
いて伺います。村役場新庁舎に関しては建設場  
所が決定し、設計段階に入っておりますが、そ  
の全容については多くの村民が知らず、情報提  
供を求めています。そこで伺います。①新庁  
舎建設計画の全容をいつ、どのように村民に公  
表、公開するのか。②新庁舎建設のスケジュール  
（着工、完成等）はどのようになっているの  
か。③庁舎駐車場等の敷地面積、庁舎建物の構  
造や駐車場の収容台数等はどのようになっ  
ているのか。④新庁舎建設の総額はどの程度で、資  
金計画はどのようになっているのか。⑤住民

サービス向上（例、ワンストップサービス）への対応はどのような計画になっているのか伺います。

2. 女性活躍推進法と中城村の特定事業主行動計画について伺います。我が国における急激な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成15年に次世代育成支援法、平成27年には女性活躍推進法が制定されました。それらに対応し、中城村においても平成17年に中城村役場特定事業主行動計画、平成28年には中城村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し実行しておりますが、それらに関連しお伺いいたします。①計画の推進体制はどのようなになっているのか。②本村においては10年近く、管理的地位にある女性職員が不在の状況にあります。村長はこのような状況をどのように捉えているのか伺います。③行動計画で「管理的地位（課長職以上）にある職員に占める女性職員の割合を平成32年度までに6%以上にする」とありますが、法の趣旨からすると余りにも低すぎる数字と言わざるを得ません。なぜなのかお伺いいたします。以上、明確な御答弁をお願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは仲眞功浩議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、都市建設課と総務課のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては総務課のほうでお答えをいたします。私のほうではお尋ねの大枠1の⑤住民サービスの向上、これはワンストップサービスへの対応ということで所見を述べさせていただきますが、この件につきましては、以前から仲眞議員からの御提言もいただいておりますので、やっとなと申しますか、今新庁舎建設の本設計に取りかかっているところでございますので、しっかりと御提言を受け、ワンストップサービス、住民

サービスの向上を図っていきたいと思っております。あとは担当課のほうでお答えをさせていただきます。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 大枠1の①から③についてお答えします。

①について、現在設計業務及び開発申請業務を行っており、確認申請の許可後に村のホームページ、広報にて住民に計画を公表する予定です。基本設計については、8月21日から9月1日までパブリックコメントを2週間縦覧して、257の方が閲覧しています。それに対しての要望等はございませんでした。それと開発申請についても、今月21日に開発審査会が県のほうで行われますので、その開発申請後にスピードアップで進むのではないかと考えています。

②について、事業認定後に用地買収を行ってから工事を行いますので、平成30年度の10月に着工し、完了は平成32年予定で、平成32年の年末から1月4日までの引っ越し作業の予定です。1月4日からの新庁舎で業務開始となります。

③について、敷地面積7,432平米、庁舎の建築面積は1,988.14平米、延べ面積5,310.40平米、駐車場等の敷地は、面積2,505平米、庁舎建設の構造は鉄筋コンクリート4階建てとなります。駐車場の収容台数は124台、駐輪場の収容台数は20台を予定しています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 新庁舎建設費の総額及び資金計画についてお答えいたします。

新庁舎建設の総額につきましては、現段階の概算で約20億8,880万円を見込んでおります。内訳としましては、建設工事、くい工事、電気工事、機械工事等の本体工事費が約14億9,350万円、擁壁工事、雨水排水工事、塗装工事等の外構工事費が約1億7,380万円、用地購入費、物件補償費、磁気探査等の用地関係費が約1億5,660万円、ネットワークシステム構築関係、

備品購入費等のその他の経費が約2億6,490万円でございます。資金計画につきましては、庁舎建設基金が10億2,080万円、起債として市町村役場機能緊急保全事業債が9億590万円、用地購入費分の起債、一般単独事業債が9,370万円、磁気探査支援事業県補助金が1,900万円、一般財源から4,940万円の充当を予定しております。

次に新庁舎における住民サービスの向上についてお答えいたします。新庁舎におけるワンストップサービスにつきましては、庁議におきましても議論を重ね、基本設計、実施設計へ反映されております。現段階の平面案におきましてはワンフロア、いわゆる1つの階に窓口業務を集中させた案となっております。既に議会に対し示しておりますように、新庁舎の1階部分に待合ロビーを挟んで住民生活課、税務課、福祉課、健康保険課、会計課を配置する、関係課を統合する方式としております。現庁舎におきましては、増改築等を繰り返した結果、待合ロビーが2カ所に分かれ、また待合ロビーの狭隘、段差等がありバリアフリーになっておらず、来庁者に対し十分なサービスができておりませんでした。新庁舎におきましては、待合ロビーを1カ所に広めに設け、来庁者の移動距離を短縮し、これまで以上のサービス向上が図られるものと考えております。

次に、大枠2の中城村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進についてお答えいたします。目標達成年度である平成32年度末に向けまして、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、関係機関連携のもと取り組んでいくべきだと考えておりますが、現段階におきましては、総務課を中心に計画推進に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、管理的地位にある女性職員の不在についてお答えいたします。平成20年度の定年退職

により、女性職員の管理職が不在となっております。人事につきましては、管理職に限らず全ての職員、職種におきまして適材適所の人員配置を検討しなければならないものと考えております。女性活躍推進法並びに中城村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に鑑み、今後女性職員の管理職への積極的な登用、管理職としての人材育成に努めてまいります。

次に管理的地位にある女性職員の割合6%についてお答えいたします。役場におきましては、現在派遣職員を含め15名の管理職が配置されております。残念ながら女性の管理職は1人も配置されておられません。そのため、まずは女性1人を確実に配置することを目標としているため、6%としております。なお、行動計画における目標等につきましては、状況に応じ見直しているものと考えております。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 それではまた再度質問させていただきます。

ただいま新庁舎計画については大変具体的な数値が出ておりました。今、村民が欲しいのはこういう数値なんですよ。いつごろできて、どれぐらいの費用で、どのような新庁舎ができるのかどうか。そういうものが全くある意味知らされていないと、知らないという状況で、我々においてもどこにどういうふうにつくるのと。そういうのはよく我々も聞かれるんですよ。せんだって新聞で宮古島の庁舎の関係が出ておりました。ああいうふうに簡単に詳細な数字でなくても、今皆さんが申し上げる数字というものを、ぜひ早目に村民の皆様にも何らかの形で公表していただきたいと思っております。

去年の総務課長の答弁では、説明会も二、三回持ちたい、そういうような話もあったんですけども、あれ以降全くそういうことが出てこないんですね。やはり村民にそのような数値等、

計画というのはしっかりと公表していただきたいと思います。これは早目をお願いしたいと思います。

それから、これから詳しく質問させていただきますけれども、このスケジュールを見ますと、大変厳しいものがあるんじゃないかと懸念しております。平成32年の12月に完成しまして、平成33年のしょっぱなから開庁したいというようなお話ですけれども、非常に厳しいスケジュールではあるだろうと思いますが、この辺はしっかりやっていただきたいと思います。一つ、私が安心しているのは、この前の新聞に出ていたのか、あるいは総務省のインターネットで公表されておりますけれども、本村のBCP、これは平成29年度にはほとんど完成すると、そういうようなことが出ておりますので、このBCPが完成していればこの移行業務というのはすぐできる話なんです。そういうことで厳しい状況の中でも問題ないだろうなと感じておりますけれども、このBCPの策定計画、これは平成29年ということになっておりますが、大丈夫です。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

庁舎建設の起債を活用する場合に、業務継続計画が提出の必須になっておりますので、それは平成29年度中の策定は可能であると考えております。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 期待しております。総務省消防庁の公表されたこの中に、しっかりと平成29年度と明示されておりますので、これはしっかりフォローしていただきたいと思います。

それから建設関係で、津波対策に関連して、1メートル程度の用地のかさ上げが必要ではないかと、そういう話がありましたけれども、かさ上げの高さ、あるいはかさ上げしなければならない面積等、そういうものがわかりましたら

教えていただきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えいたします。

今の津波浸水区域ですけれども、駐車場部分については、2,505平米ありますが、その部分については今は津波浸水の区域に入っています。その上から役場庁舎の土地については1メートルかさ上げしていきますので、今の津波浸水区域には入ってこないということになります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 そうのことだと、かさ上げする場所は全く1カ所もないというような考えでよろしいわけですか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の敷地は駐車場部分のところを、今の土地改良区の農道に合わせて駐車場入り口にしていきますので、上の、吉の浦線の点滅信号のところから、1メートルかさ上げしていくということになりますので、土地としては2段使いの土地になっていきます。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 やはりかさ上げする場所はあると。やらなければならないということはあるということですね。わかりました。

それでは次、資金関係に移っていきます。この建設費の資金計画を見ると、他の施設の建設と比べて補助金の少なさがひとつ目につくわけでありまして、実際具体的な数字として出てきているのは、磁気探査支援事業県補助金、これが約1,900万円ですか。これしか計上されてはおりませんが、新庁舎は災害時の避難拠点とかそういうことになるわけですから、その辺についての適用できる補助金とか、そういうものはないのかお伺いします。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

庁舎につきましては、一般的に補助金交付の対象にはなりません。ただ、沖縄県の場合、不発弾等がある可能性がありますので、磁気探査に関しては県の補助が受けられるようでございます。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 要するに、現状ではその磁気探査に関する補助金しかないよというようなことですね。それから、この資金の中で役場機能緊急保全事業債ですか、約9億6,000万円ぐらいが計上されておりますけれども、この事業債については特別な補助措置とか、そういうのがあるかどうかお伺いします。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

○企画課長 大湾朝也 それではお答えします。

ただいまの市町村役場機能緊急保全事業債につきましては、補助金ではございません。起債のほうになります。充当率が90%になっておりまして、起債対象経費の90%の中の75%を上限としました30%を地方交付税で、措置される形の起債になります。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 交付税補助措置は適用できると、そういうことですね。よくわかりました。結構大きい額ですので、こういうものがないと非常に厳しいかと、そういう感じを受けました。それでひとつ御質問したんですけども、それと、それに関しまして役場機能緊急保全事業債と、それと一般単独の事業債ですね、それを合わせて約10億円の起債になるわけですけども、これは後々返済しなければならないわけですが、後々、年間どの程度の公債費となって出てくるのか。その辺を計算されているのでしたらお教えいただきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（14時35分）

~~~~~

再開（14時35分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

役場機能緊急保全事業と一般単独事業債を活用したいと考えております。役場機能緊急保全事業債という起債は、平成29年度から設けられた起債であります。以前に一般単独事業債でどれぐらいになるかということで試算をしたことがございます。今回の数字では持ち合わせてはおりませんが、当時の計算でたしか単年度分が5,000万円程度の公債費が生じてくると、そういうふうなことで記憶しております。ただ、今回は地方交付税措置され、それが30%されるということになりますと、5,000万円が3,500万円程度の負担になると考えております。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 今の答弁をお聞きしますと、そんなに対して負担にはならないなという感じはいたします。そういうことで、この新庁舎建設、それに対しても我々特別な負担感を生じてこないのではないかとというのが私の今の実感でありますけれども、ただ確認しておきたいのが1点ございまして、今、総工費20億8,900万円、それが計上されております。この辺に関しては昨今非常に、特にオリンピックに向けて賃金上昇とかいろいろ工事費上昇が考えられますけれども、その辺も考慮されている数字なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

来年の着工の資材費、人件費等が上がるということを予想して、1億9,000万円も含めて今回の概算工事費16億6,700万円計上しています。いずれにしても1年で人件費、さっき言ったオリンピック等が始まりますので、資材の高騰を勘案して建築費のほうには盛り込んでいます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○**9番 仲眞功浩議員** もろもろの諸環境変化等にも十分対応した数値であるということはいくわかりました。その辺をしっかりとフォローしながら、住民に対してもそういうことをぜひとも公表していただきたいと思います。

それから、ワンストップサービスの関連に移っていきたく思いますけれども、現在、村民が抱く役場の窓口サービスのイメージとしては、わかりにくい、面倒、手間がかかる等々であり、一方、村民目線のよい窓口サービスとは、役場に行く用事に合わせて手続が漏れなく案内され、まとめて受け付けされること。それから役場に行く回数や再来庁、行ったり来たりが少なくなること。それから何度もあちこちで説明しなくても済むように、要件が引き継がれること、そしてさらには手続にかかる時間や手間、負担感や不安が少なくなることなどであります。そのような要求への対応をするには、どのような窓口対応があるかというのを考えた場合においては、私が考える場合においては総合窓口の導入と。そういうのが一番いい方法ではないかと、そういうふうなことも考えるわけですが、村としてはどのような窓口、それを想定しておられるのか、その辺をお伺いします。

○**議長 與那覇朝輝** 総務課長 與儀 忍。

○**総務課長 與儀 忍** お答えいたします。

総合窓口、総合案内ということでの理解をしておりますけれども、例えば西原町の庁舎におきましては総合案内がありまして、そこから各住民の方々をそれぞれの部署に案内しているという状況があります。これがあるのとないのとでは、当然住民の利便性等に影響してくるものだと考えております。先ほどの答弁と重複しますが、今回の新庁舎におきましては、真ん中のほうに待合ロビーを配置しまして、両サイドに一番窓口の多い住民生活課、税務課、福祉課、健康保険課を配置しております。現在の状況よりははるかに住民サービスは向上するも

のだと考えております。ワンストップサービスの中で、一つの窓口の中でいろんな業務をこなすという、そういう方式もございしますが、中城村の中では関係課を集中させる窓口、現在の実施設計に生かされている案、それが最適じゃないかと考えております。

○**議長 與那覇朝輝** 仲眞功浩議員。

○**9番 仲眞功浩議員** 先ほどちょっと申し上げましたけれども、住民目線ということで、今本当に住民目線で本当にサービスが悪いと感じるのは、何回も行ったり来たりすると。それから1カ所じゃなくて、2カ所、3カ所で同じような説明をしなければならないと。そういうようなことを一番不満に思うことらしいんです。要するこの要件の、申請に当たっての要件が引き継がれていない。そういうことが一番不満に感じる場所らしいんですね。特にライフイベントといいますか。4月とか出産とか転入転居ですか、そのときに毎回何回役所に行けば気が済むのというぐらい手続が進まない。そういう状況にあるというのが非常に住民の不満なんですよ。そういうものをやはり1回で、ワンストップだから1回で済むということをイメージしますが、これはほとんどないということなんです。やはりそういう行ったり来たりとか、同じ説明を何回もくどくどしない、そういう住民目線の窓口というのをぜひ考えていただきたいと思います。ワンストップサービスの、あるいは総合窓口の導入に当たっては、一番役所が懸念するのは、調査によりますと、やはりスペースの確保とか改修、そういうものが大変だからやらないというのが一番大きな理由だと言われております。ただ、本村においては、先ほどからお話が出ていますように、新庁舎の建設ということが重なっていますので、これは本当に全部クリアできる問題で、あとはその住民目線のサービス、これが本当にうまく実行できるような、そ



ういうものをぜひ進めて考えていただきたいと思います。これが本当にいいチャンスですから、これをぜひ強力に村長のリーダーシップのもとにやっていただきたいと思います。新庁舎ができて、建物は立派に駐車場もたくさんできた。アクセスもできる。そういうことはできたんだけれども、さて住民サービスの向上はどうなっているかということになりますと、この住民サービスは大して昔と変わらないじゃないかと、そう言われるのが一番つらい話なんです。皆さんもそうでしょうが、我々にとってもそういうことがないように、やはり住民サービスの向上によって新庁舎をつくってよかったなど、そういう住民に感動を与えるような、その辺の窓口サービスというものをぜひつくっていただきたい。先ほど私が言いましたいろんなイメージがありましたけれども、その辺をぜひ実現させていただきたいと思います。村長、この辺に対しては村長がいい庁舎をつくったと言われるような、そういうものを出していただきたいと思います。村長のワンストップサービスについての意気込みをお伺いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

仲眞議員の熱い思いにしっかりと私も答えていきたいと思います。前にも御提言いただいたときに、現在の庁舎では非常に厳しいものがあるという話をさせていただいて、新庁舎ではその御提言をしっかり受けてやりますという答弁もしておりますので、今の話を踏まえてでき得る限りの、おっしゃるようにせっかくつくるんですから、やはりいい物をつくって、全村民に喜ばれたいと思っておりますので、しっかり頑張っていきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 本当にしっかり期待したいと思います。よろしくお祈いします。

さて、この同じくワンストップサービスです

けれども、今回は我々のこの新庁舎に関してではなくて、既にワンストップサービスが始まっているという情報がいろいろありまして、これは何かと申しますと、子育てワンストップサービスというものですか、これがあるようでありますけれども、これは全国的にはもうことしの7月ごろから始まっているという話もあるんですが、沖縄での状況、本村での状況、計画、その辺がございましたらひとつ教えていただければと思います。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

子育てワンストップサービスのシステムを利用すると、住民の皆様には役場に出向かなくてもいい、自分にあつたサービスが探せることと、忘れがちな手続も通知できるという利便性があります。現在中城村では新庁舎に向けて、これから関係課協議してまいりたいと思います。子育てワンストップサービスを利用するに当たってマイナンバーカードの取得、自宅にパソコンが必要になるという情報がありますので、情報を収集して関係課と協議して進めていきたいと思ひます。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 沖縄での状況と本村の導入というのは、やはり新庁舎ができてからということなのか、その辺ももう1回答弁をお願いしたいんですが。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

サービスの一部につきましては、新庁舎に移らなくてもできるようなものはあるということと考えておりますが、村としましては、一番大きな庁舎移転という、そういう時期を絶好の機会だと捉え方もありますので、ぜひそのときまでには何らかの形で進めたいということと考えております。一部につきましては、例えばお知らせ的なところにつきましては、これは移らな

くてもできるようなサービスだろうということで考えております。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 ちまたでは沖縄県内でも導入しているところもあるわけですが、新庁舎開庁となりますと平成33年と、ちょっと長い時間でありますので、その辺でできるものからでも本村も導入していったらいいんじゃないかと。特に若い者にとってはパソコンとかスマホとかいろいろ利用しておりますので、その辺が活用できるようになっておりますので、できるだけ対応をやっていただきたいと思っております。

それから次の女性活躍推進法関係ですけれども、この10年間近く、女性職員が管理職の職員がおられないと。それはなぜそういうことがあるのか。登用というものを余り進めてこなかったのか。その辺についてお伺いします。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

特に大きな理由はございません。人事異動のタイミングであるとか、それから係長職の在職年数であるとか、そういったものが理由になっているとは思いますが、今後はやはり女性活躍推進法に鑑みまして、積極的な登用を考えていきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 本村は女性管理職の登用というのを非常に怠ってきたんじゃないかという気がします。というのは、男女共同参画社会基本法とかいうのがありますよね。これはもう平成11年にできているわけですね。先ほど言ったように次世代支援育成のほうも平成15年にはできている。そういう中であって他市町村、市は別ですが、町村においてはほとんど、1人以上はずっといるわけですね。だけど本村は10年間もないということで、この辺も取り組みは、計画は立てていても実際の取り組みはどうだったんだろうと、そういう面があると

というのは、否めない現実だと思うんですね。その辺については、真剣にこれから取り組んでいかなければいけないことだろうと思っております。それに関連してお伺いしたいんですけれども、これは村長でもいいです。総務課長でもいいですが、ポジティブアクションというのがあるかと思っておりますけれども、この辺について聞かれたことがあるか。あるいはそれに対してどういう認識をお持ちなのか。その辺、所見をお伺いしたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

勉強不足でそのことにつきましては承知しておりません。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 私もこの今回の一般質問を準備するに当たって、調べているうちにこういうのを見つけたんですけれども。このポジティブアクションとはこういうふうに内閣府のほうでは定義しております。「一義的に定義することは困難ですが、一般的には社会的、構造的な差別によって不利益をこうむっているものに対して一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実施的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置」のことを言いますということですね。構造的な格差について暫定的にこれを解消していこうと、そういうことなんです。今、そのポジティブアクションというのが注目されているのは、やはり女性登用、それに関してこのポジティブアクションというのをいければ、非常に強力な女性の参画を拡大する最も効果的な施策の一つであるということで、我々のように女性登用がおくれている部門においては、それは村長の決断によって、ポジティブアクションによって、この女性管理職を特別に育成していきましょと、そういうことができる。そういう要旨なんです。その辺についてぜひこれを活用して、先進事例と

かそういうものを活用して本村でもぜひこのポジティブアクションというものを研究していただきたいと思います。これはある意味、男性職員から見れば、逆に女性を積極的に登用することは逆差別じゃないかと。ややもするとそういう意見が出てくるとも限らないと、そういうことも書かれておりますけれども、ただこれに関しては本当に暫定的な措置であって、これまで男性が中心的な役割を果たしてきた。そういう中であって、構造的にそういう男女の差別ができてしまったと。そういうものがありますので、それをやはり簡単に変えることができないということでもありますから、このポジティブアクションというものを使って、これは意識的に、女性優遇じゃないかと、そういうことを言われるかもしれないんですが、そういうことをしないとこういうものは達成できませんよと。そういうところもありますので、そこら辺は男性職員に対してもポジティブアクションというものを理解してもらって、女性登用を促進していただきたいと思います。村長その辺について、私の舌足らずな説明ではありますが、この辺について女性登用の、あるいは女性幹部職員の育成、その辺に対してはもうちょっと真摯に危機感を持って取り組んでいただけないかと思っておりますけれども、所見をお願いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

所見と申しますか、私見と申しますか、今の御質問で思ったのが、私が村長に就任した当時から女性登用は当たり前前に考えてきたつもりでございます。ですから、結果としては一番最初の1期目の教育長は女性を登用させていただきました。職員も同じような気持ちではあるんですけれども、いかんせん、正直申しますと当時の採用形態がそういう採用形態だったのかなと。圧倒的に男性が多くて、女性の占める割合が極端に少ない、そういう意味から女性をなかなか

管理職に登用することが少なかったのかという思いがあります。これは私見で申しわけないんですが。

それと同時に、今現在の中城村役場の人事を見てみますと、あと数年もすれば女性の方々の占める割合がかなり多くなってきます。そうすると絶対数が多くなってきますので、当然その登用は簡単にと言ったら変な言い方ですけども、そんなに難しくないような感じはいたします。議員がおっしゃるポジティブアクションを積極的に行いましょうということでもありますけれども、もしかしたら数年たちますと、そのポジティブアクションなしでも十分女性の登用の実現は可能じゃないかということも考えておりますし、また今おっしゃった御提言をしっかりと、きょう私もこの言葉を初めて聞きましたので、それをしっかりと噛み砕いて私の在任中に何ができるかをしっかりと勘案していきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 その辺はいろいろ事情があって、そういうことになってしまって、女性の管理的地位にある職員が一人もいないというのははっきり現実として出てきているわけですから、他町村に比べて非常に劣っている、劣っているとは言いませんけれども見栄え的に女性活躍、今の時代から言わせるとちょっとおくれているんじゃないかと、そういうのは目に見える数字で示せる現実の問題ですので、やはりその辺に対しては早急に対応していかなければいけないだろうと、そういうふうに思います。

それと、女性がなぜ、今一般的に言われることは、女性が、特に日本においては管理職志向が非常に薄いと。もろもろの事情があるとは言われてはおりますけれども、これまでやはり男性中心で行われてきて、女性は補助的な役割にあったと。その辺はやはり国を挙げて解消していこうというのが女性活躍推進法であり、この

ポジティブアクションの考え方でありますので、その辺は我々も早く取り入れてこの現実を一刻でも早く改善していただきたいと思ひます。

1つ私が非常に気になるのは、10年間もこの女性職員が管理職にいないで、その中であつて女性職員の皆さんがやはり管理職志向といひますか、それに対しては非常に不安というのを感じるんじゃないかと思ひます。というのは見本になる、手本になる女性の職員がいないわけですよ。手本になる女性職員の方をロールモデルとかそういう言葉で表示しているみたいですが、ロールモデル、そういうのがいない。手本がない、だから自分のイメージとして管理職になるイメージが全然つかめない。だから管理職どうですかと言われても、やはりちょっと躊躇してしまふと。そういうことがあるようであります。あるいは管理職イコール長時間労働とか、そういうイメージがあるものですから、管理的地位につこうという女性の数が少ない。そういう状況もあるようであります。それらもまた一つ阻害要因になっているということも考えられますので、そういう意味でも、やはり1人でもいいから早目に女性の管理職を育成していただきたいと思ひます。その人がロールモデルになると、やはり他の女性職員の皆さんは身近に手本となる方がいるわけですから、安心してこういう管理的地位につく、志向できます。そういうことが十分に考えられます。だからまず初めは、何にしても私は1人でいいから早目にそういうロールモデルになるような方を育成して、それに続いてもらえるような道筋をつけていただければと思ひます。先ほど村長は五、六年もすれば四、五年すれば女性がたくさん出てくるだろうということもありますけれども、やはりまずは1人のロールモデルをつくって、それをみんなが目指していけるような、そういう動機づけができるような環境づくりというのも非常に大事になってくるだろうと思ひますの

で、この辺はしっかりと行動計画、それを見直す中においても反映していただきたいと思ひます。

それから、女性の管理職、管理的地位につくにくい一つの要素として、やはり教育訓練が少ないということがあります。特に女性が幹部になるためのそういう研修が少ないということでありますので、その辺の研修をふやすこと。リーダー研修として実際いろいろ用意されているようでありますので、自治大学とかその辺についてもぜひ派遣も考えていただきたいと思ひます。それをひとつお伺ひしたいと思ひますけれども、この女性リーダー育成のための研修会とか、そういったものはこれまでもよく行われているのか、その辺をお伺ひしたいと思ひます。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

女性リーダーを育成するための研修というのはございます。村からも当然その研修に対して女性の職員を派遣してきております。具体的に何回程度ということは今把握はしておりません。女性リーダーの育成ということに限らず、もうそろそろ管理職だろうと思われる、そういう職員に対しても積極的に研修への参加を促しているところでございます。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 今、国を挙げてそういう女性幹部候補の研修をしようということで、自治大学、そこにおいても大分大幅に市町村に対しての門戸を広げている。受け入れ人数を大幅に広げているという現実があります。その辺に対しても非常に注目して、注意してどんどん派遣していただきたいと思ひます。ただ、これは今の職員数では非常に厳しいところもあるかと思ひますよ。というのは、これはやはり一月とかあるいは3週間、4週間という、そういう期間をやって、びっちりこういうリーダー幹部候補の育成をするということでありますの

で、1週間、2週間ではなくて、長期的なもの  
がかなり含まれていますね。その辺もあります  
ので、この辺をしっかりと計画的にやらないとい  
けないと思うんですが、これはいろいろ他市町  
村を見ながらぜひ対応していただきたい。これ  
はそういうことでよろしくをお願いします。

最後、これは余談になりますけれども、今世  
界的な流れとして、女性役員がいない企業には  
投資とかそういうのをしないと。そう言われる  
ぐらい女性役員、あるいはそういう役員がいる  
かどうかというのは投資の対象にもなるぐらい、  
女性の管理職というのが非常に注目されており  
ますので、その辺もやはり我々も女性職員の登  
用というものを真剣に取り組んで、目標とされ  
る村になっていただきたいと思います。以上で  
す。

○議長 與那覇朝輝 以上で仲眞功浩議員の一  
般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（15時08分）

## 平成29年第6回中城村議会定例会（第6日目）

|                                                 |                 |                       |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成29年12月8日（金）   |                       |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成29年12月13日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成29年12月13日（午後3時05分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄               | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 比 嘉 麻 乃               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良               | 11 番                               | 新 垣 徳 正   |
|                                                 | 4 番             | 外 間 博 則               | 12 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏               | 13 番                               | 仲 座 勇     |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則               | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                 | 15 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝               | 16 番                               | 與那覇 朝 輝   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                       |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 6 番             | 新 垣 貞 則               | 7 番                                | 金 城 章     |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 新 垣 親 裕               | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介               | 企 画 課 長                            | 大 湾 朝 也   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典               | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治               | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍                 | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 比 嘉 義 人   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 津 覇 盛 之               | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 知 名 勉                 | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌               | 生 涯 学 習 課 長                        | 金 城 勉     |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三               | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 安 田 智     |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 村 盛 和               |                                    |           |

議事日程第4号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、金城 章議員。

○7番 金城 章議員 おはようございます。

7番 金城 章、一般質問を行います。

先日と質問がダブっておりますが、いい回答をよろしく願います。

大枠1. 庁舎建設についてであります。①現在の進捗状況は。②施行業者の入札はどう行るか。区割りですがJVで、どういう区割でやるかということで質問をします。

大枠2. 環境整備についてであります。①本村の環境整備の一つとして不法投棄の現状と取り組みはどうなっているか。②本村の粗大ごみの処理、多様な樹木等の処理はどう行っているか。これは長さとか、大きさですね。太さ、そういう大型樹木等の処理をどう行っているかです。③大雨時に毎回氾濫する排水路の整備・掃除は行ったかどうか。これは災害のもので補正が出ていましたけれども、完了なのかどうか、その質問であります。

大枠3. 安里地すべり地区についてであります。去る3月議会でも質問しましたが、地すべり地区の対策事業は終了したと聞いているが、この地すべり地区の周辺について、まだ整備がなされていない地域がありますので、その地域についてどうなのか、お答えをお願いします。

大枠4. 学校給食についてであります。①小中学校の給食対応について。栄養をどのように考えて行っているか。②アレルギー対策の子供の給食の対応はどのようにしているのか、ぜひお答えください。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御

質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、都市建設課。大枠2番につきましては、住民生活課と農林水産課。大枠3番につきましては、都市建設課。大枠4番につきましては、教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうで、御質問の庁舎建設についての入札・発注状況について、少しだけ所見を述べさせてもらいますけれども、実際にはまだこれから取り組むところがございますけれども、直近では私どもは護佐丸歴史館、規模的にもそんなに大きく変わるような規模ではありませんので、庁舎建設と比較しても、その護佐丸歴史資料館で経験を積んでおりますので、それに倣う形での入札、あるいは発注ということになると思います。これは担当課とまた詳細はこれから打ち合わせをしながら考えていきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。学校給食についてですけれども、子供の成長は口から入る物によって大きくかかわっていて、栄養のバランスを考えて食事をとることは児童生徒の発育にとって極めて重要なことです。そういった意味で学校給食の果たす役割はとても重要だと考えています。また、大人は子供の口の管理をきちんとやらなければなりません。口から入る物にアルコールや煙はないか、口から暴言等は出ていないか。しっかり子供の口の管理を行い、児童生徒の健全な育成を図らなければならないと思っています。特に食育の指導は健康で長生きしていく上でとても重要なことだと捉えています。

大枠4の①、②の詳細については教育総務課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。



○都市建設課長 新垣 正 おはようございます。大枠1の①②、大枠3についてお答えします。

①について、設計業務を継続的に進めると同時に、開発許可及び農地転用申請を行っている状況です。県の開発審査会が12月21日予定されています。

②について。工区割をすることによって、諸経費が余分にかかり、事業費が加算していきま。施工手順及び下請けへの連絡体制が工区ごとに変ってしまうため、工期やできばえに与える影響が大きいと考えられます。そのため、工区割ではなく杭・建築・電気設備・機械設備・外構工事ごとにJVを組むことが望ましく、JV社数は積算後の工事費で何社JVにするか決めていく予定です。

大枠3. 平成26年6月の大雨時、工事対策下部にある県道35号線の隆起変状や側溝が閉塞する等の災害が発生したことから、平成27年3月から平成27年12月にかけて中部土木事務所が災害復旧工事を行っている箇所でありますので、地すべり対策道路災害復旧については、既に対策工事は完了しておりますが、金城議員が指摘しているその下のほうの排水が壊れている件ですが、中部土木維持班が今月7日に現場を確認し、次年度予算で道路維持工事で改修するとの報告を受けています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 それでは大枠2の①②について、お答えをいたします。

①について。不法投棄については、新規発生件数及び処理量は、ここ数年は減少傾向にあるものと考えます。不法投棄の傾向として、以前は家電や建築廃材がまとまって投棄されることが多かったのが、最近では家庭ごみが道路沿いの崖下に投棄される等の案件がふえております。対策として、警察と連携した日常パトロール、警告啓発看板の設置、道路脇へのネットフェン

スの設置、監視カメラの設置等を行っております。今後は、監視カメラの抑止効果が大いことから、移動の容易なタイプのカメラを増設し抑止効果を図って行きたいと考えております。

②について。粗大ごみは、村の分別収集冊子等で案内しているとおおり、村を4区域に分けて収集しているほか、個人でも青葉苑に直接搬入する方法でも受入処理を行っております。収集された粗大ごみは解体破砕し、焼却及び資源化を行っております。樹木については、基本的に家庭内から生じるものに限り可燃ごみとして受け入れを行っていますが、直径8センチ以上の樹木は、処理が困難なため、排出者の責任で民間処分場での処理をお願いしているところあります。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 大枠2の③についてお答えします。

農林水産課管轄におきましては、6月の大雨に伴う排水路の氾濫の清掃は済んでおり、浚渫については、順を追って行っています。現在、済んだ箇所は、屋宜地区の潮垣線沿い（ゴルフゴルフ前）・浜地区潮垣線沿い（中城苑の排水の2カ所の浚渫は済んでおります。また、浜パシフィック土地改良区の排水、和宇慶川土地改良区の排水については、順を追って平成29年度中には、浚渫を行ってまいります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 金城 章議員の大枠4の①及び②についてお答えします。

①学校給食においては、児童生徒の栄養摂取による健康の保持や食事についての正しい理解、食習慣を養うなどの食に関する指導、食育を推進していきたいと考えています。

②について。調理場において献立表に、アレルギー7品目を表示しています。アレルギーを持っている児童・生徒は、家庭において保護者

と子供でアレルギーの献立を確認し、また学校においても学校給食担当と学級担任において確認して、保護者と学校において2重の確認を行い、給食をとるように対応しています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 それでは再質問をさせていただきます。

大枠1番、庁舎建設です。開発許可が要するに11月21日ですか、通告書を出す前はこの確認がとれなかったものですから、この開発許可が難航している話耳にしたものですから、これはうまくいきそうなもので、大丈夫ですかね。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

開発許可については難航しているのではなく、進捗していますので心配はないと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 設計の段階でちょっと開発許可が、少しおくれたみたいな感じだったものですから、それで庁舎建設の開発許可が気になっておりました。それと区割は今、くい・建築・電気・機械設備等が分離で外構工事、この工事に対していつも私、地元業者育成をよく訴えていますけれども、この地元企業の育成はどう考えているのかどうか、今で答弁できますか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

地元育成については、昭和56年からずっと地元育成をしながら業者を育ててきたと自負しています。ただ、なかなかランクが上がらなくて、村としてもランクは低くても、村の業者を優先に8割ぐらいは指名していますので、育成になっているんじゃないかなと思っています。今後も新庁舎建設に向けては地元企業を優先にやっていくと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 課長、思いますではなく絶対やっていきますがほしかったですね。それときのうも仲眞議員から質問がありました、予算の質問がかぶさっていますけれども、予算額は幾らなのか。また起債は幾らなのか。それと今後の償還計画はどうなのか、そこをお答えできますか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

予算額は幾らかという御質問ですけれども、建設費総額については幾らかというふうなことを前提にお答えいたしますと、昨日もお答えしましたけれども、総額で20億8,880万円を見込んでおります。本体工事が14億9,350万円、外構工事が1億7,380万円、用地関連経費が1億5,660万円、ネットワーク構築備品購入等のその他の経費が2億6,490万円でございます。それから起債につきましては、市町村役場機能緊急保全事業債が9億590万円、それから用地購入分の起債として一般単独事業債が9,370万円です。起債については以上の金額になります。償還につきましても、きのうお答えいたしましたけれども、この金額でのものではなくて、きのう答弁したのは過去において積算した、その金額でもってお答えをさせていただきますと、年間起債を起こして3年間は据え置き措置があるんですけれども、その後におきましては、年間5,000万円程度の公債費の支出になるだろうと想定をしております。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 償還が3年後据え置きでそれから大体5,000万円ですか、もう少し金額が張るのかなと思っていて、この質問にちょっと入れたんですけれども、5,000万円程度でしたらまた村の予算にもあまり負担が少ないのかなと思いますけれども、この本体工事の価格は今総額の予算で20億8,000万円余り、そ

ここでこの建築工事が全部で終わるのか、この予定している都建課長は今の建設状況を見て、少し割増しの金額を入れているという話ですけれども、これが来年の8月発注ぐらいなんでしたか、そこでこの金額でとまるかどうかを答弁できますか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

本体工事、先ほど総務課長が答弁しましたけれども、14億9,351万円という答弁がありました。次年度10月に発注しますので、その分の資材単価アップを見込んで、1億9,700万円の単価アップ上を考慮して総額で16億6,700万円の概算費用であります。これで大丈夫かという話ですけれども、今はあくまでも概算ですので、積み上げた段階で多少の±は出てくると予想しています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 今、やはり心配することは物価高で建築費が高騰していますよね。そこでまた庁舎建設に影響があるのかなと心配しております。1億9,000万円のプラスでありましたが、それなりに着工ができるのか、落札は可能だと思いますけれども、ぜひ早目の執行をお願いします。

もう一つは、償還のことですけれども、起債の。これは計画的に3年後から何年間でやっていくのか。今、中城村においては護佐丸資料館またはこれからいろいろな、学校等またいろいろな施設がありますよね。そういうのも返還があると思いますけれども、それに支障のない額として、あとはこれからも要するにこういう大型工事ができるようなまた予算の空き枠はまた3年後以降できるのかどうかですね。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

償還期間は一般的には25年でございます。そのほかの公共施設等についても建設費と関連し

ておりますけれども、そのことにつきましては将来的で今わかっているのは中城南小学校の増築でございますが、今この庁舎をつくってその償還と将来的な公共施設の建設に関する費用につきましては、今の段階でそこまでは検討しているものではございません。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 村民のサービスのためにいろいろな施設を建設していきまして、そこで将来的な予算がちょっと心配になりまして、今の質問であります。これからやはり必要なものをつくっていかねばならないと思っております。しかし、今度庁舎建設に当たり10億2,000万円も積立基金があって、それがやはり庁舎建設においては、ラッキーな金額かなと一瞬思っております。私が1期目のときは、まだ1億5,000万円ぐらいしかなかった金額が10億円あって、寄附もあってそれだけ積み立てられたんですけれども、ぜひこれからも必要な施設はつくっていかないといけない。しかし、今建設資金とか、先ほど話しましたとおり高騰していますので、そこをどういう形で少なくおさめるかということをご検討いただきながらやっていただきたい。それで庁舎建設、私は早目に進めたいと思います。もう一つだけ、この業者選定ですが、ぜひ地元育成のためにぜひ地元企業を優先的にちょっと入札指名はしていただきたいと思います。それと先ほど、課長からランクの話がありましたけれども、このランク別にもぜひちゃんと村内業者が主としてとれるようなランクの方々はそれなりにやったほうがいいのかなと思っておりますけれども、その面についてちょっとお答えできますか。どうですか、村長。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

指名業者のランクについては、これまで村内業者育成ということで、土木工事、建設工事等

を含めて、ある各種工事を含めて規則の中でワンランクアップ等を考えながら進めさせていただいております。これまで同様、村内業者の育成には努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 それでは庁舎建設はぜひ早目の建設ができるよう頑張っていたきたいと思っております。

大枠2に移ります。大枠2、先ほど課長の答弁で大型樹木等は家庭ごみで、民間にお願いしているという話がありますけれども、台風も多い沖縄ですし、もう村独自の公園とか道路とかそういうところでもやはり倒木等が出てきて、その処理に困ると思っておりますけれども、この間、清掃作業で疑問があり、この質問を出しました。これからまた浦添市の処理でやっていると、この青葉苑がなくなった場合、中城清掃作業で青葉苑にこの清掃作業で出たごみの草と木を運んでいますが、その処理は難しいかと思うんですけれども、それでこの樹木等の置き場処理等、そういうときにどこに搬入するのか、そこでもまた問題になってくると思いますが、そういう処理場を北中城村みたいな処理場とはいいません。樹木の粉碎機もこれも結構、値段がするという話を聞いておりますが、この置き場所ぐらいは確保できるんじゃないかと思っておりますけれども、そして草木等は枯れた後にはトン数が少なくなりますよね、その負担も大分軽減になると思っております。この置き場等とかはどのような感じで。今後、10年後かもしれないけれども、これは今でこういう話もしておきませんとその処理に困ると思っております。この受け入れ等はどうか考えますか。この敷地もしかりですけれども。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

この仮置き場ということだと思っておりますけれども、現在の青葉苑のスペースではやはり困難

だと思っております。新たに別途に用地を確保するという困難性もありますし、一番大きいのは、やはりその管理ですね、この処分するまでの間の管理というのがかなり予算的なものもありますので、厳しい面があるかと思っております。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 すぐにはいいませんが、この青葉苑がなくなった時点で、これは考えていかないといけないものだと思います。浦添市に搬入ということで、浦添清掃ごみ処理で、そこでは中城村の自然ごみというのは受け取りが難しいだろうと、年に2回の清掃作業も相当のトン数のごみが出ていると思っておりますので、その仮置き場とか処理は民間も今ちょっといっぱいいろいろな受入等、難しいだろうと、これはまた将来的に中城村が確保しなければいけないものなのかなと思っておりますけれども、この件はぜひこれから検討事項に入れていただきたい。それと粗大ごみも不法投棄も今度は少なくなっているとの答弁でありました。これから懸念される家庭ごみが要するに段々、不法投棄が多くなるんじゃないかなと思っております。減少傾向という話でしたけれども、先ほどの答弁とちよっともう1回どういうふうに管理をしているのかどうか、不法投棄の管理、もう一度だけお願いできますか。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

不法投棄が減少傾向にあるといたしますのは、数字的なものでございますけれども、平成27年と平成28年を比較した場合には、あくまでも処理量です。平成27年度が41トンと、平成28年度が29トンということで、数字的な面から見ますと減少傾向にあるのではないかなということですね。あとはその不法投棄の対策については、先ほど申し上げたとおり、パトロールの強化を

今後も定期的に図っていききたいなどは思っております。あとはやはり防犯カメラ、それを増設して監視をして抑止を図っていききたいということです。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 わかりました。先ほど答弁を少し聞き漏らしましたので、再度答弁を…。住民生活課の頑張りがあって、また不法投棄の対策もそれだけやられているということで、半分近く減少したということですから、ぜひ今後も対策強化を図っていただき、頑張っていたきたいと思います。

次に、大雨時の対策ですね、先ほど農林課長からは今年度中に行っていきたいと話がありましたけれども、毎回同じ、浜の中城苑のところは済んだと。パシフィックシティのところは今年度中には一応終わる計画ですか。もう一度だけ。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

先ほどもお答えしましたけれども、パシフィックシティの土地改良区の排水と和宇慶川の土地改良区の排水については、予算は確保してありますけれども、順次行っている最中で、現在、まだ浚渫は行ってないということで、平成29年度中には浚渫を行ってまいりたいと思っています。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 ぜひ毎回の雨の災害の場所ですので、ぜひ早目をお願いいたします。

次、大梓3ですね。これも課長、次年度の予算に中部土木を入れていただくということで、私はあの一帯は全部地すべり地域なのかなと誤解しておりまして、それでの質問であります。この安里地すべり地区については、以前、火葬場問題で地元は揺れましたけれども、別に以前

もちょっとお願いしたことで、特別な事業的なものは、この地すべり地区に入れられないものかどうか、以前にもお願いはしましたけれども、一括交付金等を活用するとか、いろいろなもので要するに地すべり地区がほとんど地主の使用が難しく、今現在、農地として4筆ですか、そこがまた再度、パパイヤとかいろいろな農作物を植えたりしていますが、まだそれもほんの一部分でありまして、ほとんど雑草だらけになっているような状況でありますので、どうかこの地すべり地区を見晴らしもいい場所ですので、今度で地すべり対策も全部終わったということで、何か考えられないものなのか。先月、私が久米島にちょっと自分で行ってきまして、それでパークゴルフ場を見に行っただけですよ。結構、久米島の観光もそうですけれども、全国大会も開くほどの施設でありまして、パークゴルフ場がすごいなと思えましたね。中城村にこの観光名所の一つとしても、こういうスポーツを誘致する面でもどうなのかなと思って、この久米島もまたあと9ホール増設していました。そこで予算も結構な予算をかけて、この海辺につくってあります。ぜひ一度経験なさって皆さんがこの施設ですね。中城村の糸蒲公園のパークゴルフ場がありますが、もうとてもではないけれども、全く違う感じですので、ああいった施設もぜひ中城村にないといけないのかなと思う。これからの先輩方のスポーツがそのパークゴルフになるのではないかなと思っております。ぜひこの安里の地すべり地区で、スポーツ施設など公園的なものも考えられないものなのか、ぜひこの地すべり地区は先ほど話したように、火葬場問題以来、いろいろごたごたしてきて、ぜひ考えていただきたい。何かいい案ないですかね、どうですか村長、何かいい案がないですかね、もしこのパークゴルフでも公園施設でも皆さん方が健康づくりできる施設とか、今、中城村の糸蒲公園には6ホールしかないですの

で、取り入れられないものなのか、考えをひとつ。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

突然でございますので、何をやりましょう、これをやりましょうというのは、ここでは控えさせていただきますけれども、お気持ちは重々伝わってまいりましたので、我々で今後何か、公共施設等も含めて、何かできるものはないかここでの答弁は検討いたしますと答弁をさせていただきますと思います。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 ぜひ公共施設なり、何かをぜひ考えていただきたい。あの当時は9割の地主はほとんど賛成でしたので、公共施設という意味で、火葬場という意味ではなくて公共施設という意味で賛成でしたので、ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、ちょっと給食についてであります。先ほど課長と教育長に答弁願いましたけれども、食で人の体を変えるという先ほど教育長の答弁にもありました。子供のころからこの食育に関しては、ぜひしっかりお願いしたいと。それと今アレルギーが多くなっているという時期でありますけれども、この対策、本当でした保育園児から取り組むべきだと思いますが、学校給食で食生活が変わるような取り組みをもっと、この父母も一緒に絡めて、この研修とか講習、そこをぜひ取り入れていただきたいと。よく新垣貞則議員がスポーツ食育の話もしますけれども、このスポーツに関しても食育で全身体質が変わっていくということがうたわれています。ぜひ食育の充実の研修とか。職員、父母もそういった研修とか、講演会、また実施ですね、きょうの新聞に長寿復活の取り組みで、みそ汁からということで宜野座村が出ていたんですけども、確かに沖縄のみそ汁というのは、一番健康的な一番いい食べ物だということをよく耳

にしますけれども、そういった研修も食育の一環でぜひ取り入れてやっていただきたい。この講師もまた特別な講師で、今医師とか栄養士さんとか、そういう方々も食育の勉強会も取り入れていると思います。そこでもう一つ、医者とかからんで今、食べ物で治す、また薬で治すとかいう話があります。薬剤師の人もその食べ物で体を健康にするというそういう取り組みの薬剤師もいっぱいいますので、ぜひそういう方の研修、また講演会なりを今後食育に取り入れてやっていけないかなと思っていますけれども、どうですか教育長。

○議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 御提言ありがとうございます。現在行っているのは、栄養士を各学校に派遣して、例えば家庭科の先生と一緒にTTで、この給食の栄養についての話をしてもらったり、栄養のバランスの大切さを子供たちに教えてもらったり、学年ごとにまた講話をもらったりそういうふうな取り組みをしたり、それからうちの教育委員会の職員を食育に関する講演会に派遣したりというふうなことで、そういった取り組みを現在も行っています。子供が小さくなればなるほど保護者の食に対する考え方とか、食事の与え方とかというのがとても重要になってくると思いますので、低学になればなるほど保護者の指導というんですかね、研修会というのですかね、そういうふうなのが重要になってくるのかなというふうに考えていますので、幼稚園とか保育園あたり、そこら辺と連携して食育の指導を進めていきたいなと考えています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 ぜひこれから毎回同じこの研修もいい勉強にはなるとは思いますけれども、違う勉強としてやはりみんな意志が変わる講師とかを呼んで、今教育長の答弁にもありました。特に保護者向けのいろいろな研修とか、

やっていたきたいと。アレルギーもほとんど今の世代では食育で治るといふ話もよく耳にしますので、ぜひこれからも食育に頑張つてほしいと思います。以上、7番 金城 章の質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休 憩（10時45分）

~~~~~

再 開（10時57分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○2番 比嘉麻乃議員 それではおはようございます。質問に先立ちまして、2点ほど。先日から奥間南上原道路の補修工事が完了しました。今ではハンドルをとられる心配もなく安心して通れるようになりました。感謝いたします。そして、最近あちらこちらで自治会に加入しましょうという横断幕あるいはのぼりを目にするようになりました。ありがとうございます。皆で一緒に加入者をふやしまして、これからまたさらなる村の発展につなげていければいいなと思います。それでは通告書に基づきまして、御質問いたします。

大枠1. 子育てしやすい中城について。2015年に日本経済新聞がまとめた「子育てしやすいまちランキング」で本村は全国2位と発表され、村民のひとりとして誇らしく思いました。そこでさらなる子育てしやすいまちになるよう期待して次のことを伺います。①護佐丸歴史資料図書館で赤ちゃんや小さなお子さんが泣いたり、騒いだりしても保護者が気にすることなく利用できるように赤ちゃんを優先した時間帯を導入する考えはないか。②子供たちの帰宅を呼びかける村内放送がスタートし1年が過ぎました。夏季と冬季の期間と放送時間を改めて教えてく

ださい。防災無線が聞こえないという住民の声がありますが追加で設置することができないか伺います。③吉の浦保育所と児童館前にあるあずまやの老朽化がひどく落下する恐れがあり、現在は、園独自でネットをかぶせています。補修工事、あるいは改修工事の考えはないか伺います。④平成30年4月に1園、5月に2園の認可保育園が増園する計画だが進捗状況を伺います。ということなのですが、きのう、大城議員の質問に答弁がありました。9月に2園という答弁がありましたけれども、もう一度確認する意味でよろしくお願ひします。増園となった場合、待機児童は何人解消されるか。保育士の人数は定員に達しているか伺います。

大枠2. 高齢者事業について。これまで本村のために貢献してこられた大先輩の方々が、これからもますます元気で健康に過ごしてもらえるために次のことを伺います。①現在、本村で実施している高齢者事業を伺います。②去る11月に開催された中城文化まつりでは、多くの高齢者が訪れ、楽しんでいる姿を拝見しました。そこで、定期的に吉の浦会館で高齢者向けのイベントとして踊りや民謡ショー、お芝居、落語等を開催し、高齢者の楽しみをふやす考えはないか伺います。

大枠3. 空き家対策と利活用について。全国的に空き家が問題になっています。それを受けて国では平成27年に空き家対策特別措置法が施行されましたが法律制定を受け、本村の取り組みと考えを伺います。①調査を含む実態把握ができているか。②空き家のなかで利用可能な物件を活用して地域活性化につなげる考えはないか。以上、答弁をお願いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、教育委員会総務課、福祉課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、福祉課。大枠3番につきましては、都市建設課のほうで答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の高齢者事業について所見を述べさせていただきますけれども、私もこの時期は特にそうですが、各字老人会などに招かれて、その雰囲気を楽しませていただいておりますけれども、ここ近年、特に感じるのが大変元氣になられた高齢者の方々。そして村の老人クラブが随分と会員をふやして生きがいくりに励んでいる姿。そういう意味では村としても積極的に事業を支援していくといえますか、そういうことを考えていきたいなと思っております。ちなみにきょうのタイムスにも大きく取り上げられておりましたけれども、高齢者カフェなどを開設して、生きがいくり、これも担当課のほうで詳細は答弁させていただきますけれども、村としても一緒になって取り組んでいきたいなと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の図書館の件ですが、図書館は基本的に静かに読書をしたり学習をしたりする場所だと捉えています。ただし、子供向けに紙芝居や絵本の読み聞かせ等を行う場合はその限りではないのかなと思っています。課長、それから図書館館長と相談し、いろいろな世代、いろいろな立場の人、そして曜日等、気兼ねなく利用できるような方法はなにか、利用のあり方をできる時間帯であったり、場所であったり、曜日であったりを考えてみたいなと思っています。大枠1の詳細①③については、生涯学習課長。②については、教育総務課長から答えをさせます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 大枠1の①についてお答えいたします。

①護佐丸歴史資料図書館の現状としまして、

1階図書室が主に乳児から高校生までの児童生徒を対象としたコーナー。2階図書室が大人用のコーナーと別れており、今のところ1階で赤ちゃんが泣いたり、子供たちが多少騒いだりしてもほとんど苦情はございません。また、そのような要望も出ておりませんが、御提案の「赤ちゃんタイム」につきまして、以前より管内で話は出ておりました。教育長のお話しにもありましたけれども、いろいろな要望に対応しながら、新たな利用者をふやすためにも、「赤ちゃんタイム」の実施を検討したいと思います。

大枠1の③についてお答えいたします。現場を確認してまいりましたが、あずまやの屋根の瓦の落下が見られ、落下防止のためにネットが設置されておりました。早急に、修繕方法や修繕経費について検討し、早期に補修工事を実施したいと思います。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 比嘉麻乃議員の大枠1の②の放送の時間と期間ですが、夏の期間として4月から10月まで、冬の期間として11月から3月までとして実施しております。時間については、夏の時間が午後6時、冬の時間が午後5時30分に放送を開始するように対応しています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 大枠1の②に関連し、防災行政無線の追加設置についてお答えいたします。

平成29年度の防災行政無線機能強化事業を実施するにあたり、平成27年、平成28年度の設計業務におきまして、電波伝搬実験調査や適切な屋外子局の位置及びスピーカーの向きを選定を行っております。その上で、今年度の工事を行ってまいりました。防災行政無線につきましては、適切な音量での放送を心がけておりますが、季節により風の向きや強さ、周辺環境等により「聞こえない」という声や、逆に「音量



が大きい」という、そういう苦情が寄せられております。今年度、実施いたしました強化事業につきましては、既に工事が完了しておりますので、今後、実態を把握した上で検討したいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 比嘉麻乃議員の御質問にお答えします。

大枠1の④きのうの答弁とも重なりますが、大育幼児学園は4月1日予定通りの開園となっております。ラポール保育園、ひよこの家保育所については新たに盛り土工事、擁壁工事が追加となり、9月1日開園を予定しております。3園と小規模保育1カ所で295人の定員を新たに確保できます。待機児童については、今月20日まで入所募集中でありますので、その後、数字が出てくると思われれます。保育士については、各保育所に確保状況について調査・依頼しましたところ、認定こども園の1カ所について、あと1名の確保ができていないという回答で、ほかの園についてはほぼ確保済みという回答を得ています。

大枠2の①、本村で実施している介護予防については、各字公民館で実施しているとよむちよ筋体操、吉の浦会館で実施しているヨガ教室、護佐丸運動場で実施しているノルディックウォーキング、トレーニングルームで行うごさますっクラブと、虚弱な高齢者を送迎し、行っているちゃーがんじゅう教室を継続中であり、新たに村長からも説明がありました11月より認知症予防カフェを開所しました。

②について。老人クラブへの委託事業として老人センターで、ヨガ教室、脳トレとして大正琴教室、民謡サークルが実施されております。新たに新年度よりフラダンス教室の開始も予定しております。また、介護予防講演会として「認知症講演会」を吉の浦会館で毎年実施しております。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 大枠3の①②についてお答えします。

①について。平成27年2月に空き家対策特別措置法が施行されていますが、村において空き家の調査を行ったことはないです。村において空き家が問題になった事案は、自治会からも報告は一件もないです。

②について。確かに、空き家物件を利用して活用することは、よい提案であり地域活性化になると思います。当間で空き家を活用して、そば屋が繁盛している店もあります。しかし村内の空き家といっても、木造づくりの空き家が多く、老朽化がしている現状であります。また、沖縄特有のトートメー（仏壇）等があり、管理はしている空き家がほとんどでありますので、第3者が活用するには、リフォーム代等の費用がかかり、地域活性化につなげることは容易ではないかと考えます。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 では順を追って再質問をいたします。

まず大枠1、子育てしやすい中城についての再質問をさせていただきます。図書館についてはやはり図書館は静かに本を読むところというのは承知しております。でも図書館は誰でも利用できる公共の施設ですし、赤ちゃん、そして小さなお子様も大切な利用者の一人だと私は思っております。親子で図書館に行きたくても子供が泣いたり、そして騒いだりするのではないかと遠慮している子育て奮闘中のお父さん、お母さんも中にはいらっしやると思います。週に一度の数時間だけでも親子が気にせず楽しく利用ができるようににぎやかな時間帯があっても私はいいのではないかなと思っております。一般利用者の皆さんも子育てを応援する意味で御理解、そして御協力はあると思います。もちろん、1階部分は子供が泣いたり、さわい

してもそんなに問題にならないということなんです、それは親の気持ちとしたらどうしても気になると思うんです。それを文書でもって、この曜日のこの時間は赤ちゃんが泣いても、さわりだりしてもいいんですよというお知らせがあれば気兼ねなく、もちろんわざと泣かす親はいないと思うので、それは理解していただきたいと思います。幼いころから本に触れ合うことで、本の好きな子に育つと思いますし、ぜひ親子で楽しめる村民に愛されるような図書館にしてほしいと思います。でも、赤ちゃんタイムも検討されているということなので、少し安心しておりますので、それをまたよろしくお願いいたします。誰でも安心して使えるような図書館にしていきたいと思います。これは再質問ないです。

続いて、②ですね。②の村内放送ですが、多くの保護者から放送を聞いて、自分の児童が時間どおりに帰宅するようになった。安心しましたという声をよく耳にするようになりました。しかし、夏時間、冬時間の放送時間がよくわからないという声がありましたので、今回はあえて正確な時間を知るために質問させていただきました。4月から10月までが夕方6時、11月から3月までは夕方5時30分という放送時間はこの先変わらないと思ってよろしいでしょうか。伺います。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

小さい子供を対象として、今放送も行っていきますので、暗くならないうちにとということで、答弁した時間で実施していきたいと考えています。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 ではそのような時間でしっかりと保護者の皆さんにお伝えしていきたいと思います。11月から放送の曲が護佐丸ソ

グにかわりましたね。大正解だと思います。とても中城もPRできますし、何かすごく村が明るくなったなというふうに思っておりますので、これはいいことだなと思いますが、このまままた明るい曲でいいのではないかなと思います。何か苦情があるんですか、大丈夫ですか。私はいいと思いました。逆に、していなければ今回の質問で提案する予定だったんですね。それから流れているのを聞いていたので、とてもうれしく思いました。ありがとうございます。その防災無線についてなんですが、実は聞こえないという声がありましたのが、街区公園のすぐ近くの住民だったんですね。私も先日、その公園に行って調査してきました。護佐丸ソングはなんとなく聞こえてきたんですけども、言葉は何を言っているのか全然聞こえませんでした。案の定5時30分過ぎても遊んでいる子供たちがいましたので、声をかけて帰宅するようにさせました。例えば不審者が出た場合、防災無線でその情報を知らせることもあると思うんですが、子供たちが集まる、この公園に設置してしっかりと聞こえるようにするというのは、必要だとは思いますが。公園に設置は必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

子供たちに対する帰宅を促す放送という意味では街区公園等の公園が設置されている場所の近くにスピーカー等を設置するのはそれは非常にいいことだというふうなことで感じております。ただ、放送内容につきましては子供たちに対する放送のみではなく本来は防災的に使用される無線でございまして、平常時におきましては行政のあらゆる住民に周知したい内容を放送するものとして活用させていただいているところでございます。先ほども答弁しましたがけれども、平成27年、平成28年度におきまして、調査を行った結果、今の子局の位置になっていると

いうふうなことで村としてはそのように理解しているところでございます。もし、街区公園の近くで聞こえない場所があって、そこにスピーカーが設置されていなくて、そこが遠いとそういう新たな実態が把握できましたら、その辺は今後において検討したいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 子供たちの時間どおりの帰宅ですとか、犯罪から守るためにも公園に防災無線設置を強く要望したいと思います。

では、次に吉の浦保育所前のあずまやについてですが、そのあずまやでは主に支援センターに通う親子の皆さんですとか、あとはお弁当を食べたりしてママさん同士の交流の場になっているそうです。あと午後は児童館に通う児童が勉強したり、そして避難訓練のときにはそこは避難場所としても利用されているというふうな話も聞いているんですけれども、一日も早い修繕が必要だと思いますが、いつごろできるのかというのは、計画はできていますか。よろしくをお願いします。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

議員の御質問により私も把握したという状況で大変申しわけない現場の管理をしていたと反省しておりますけれども、ただいま見積もりをとっております、できれば来年の予算に組み込みたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 来年の予算まで待たなければならぬのでしょうか。本当にもう私も見るときにはびっくりしまして、これを見にいったわけではないんですけれども、それしか目に入らなくて、今はもう親子も怖がって、このあずまやの外に敷物を敷いて弁当を食べたりとかしている状態なんだそうです。この場所にこんな危険なものがあるのかなというふうに思いましたので、できればこの予算とかそ

れも待たずに、このネットをかぶせているだけではいつ落ちてかわからないという状態なので、できるだけ早目に改修・補修の工事をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では次に、認可保育園について、また再質問をいたします。来年4月に1園、大育保育園が認定保育園になるということなんですけれども、待機児童は現在の170名中何人ぐらい大育保育園が増園になって、何人ぐらいの待機児童が解消されるのでしょうか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

来年4月1日、大育の保育の認可保育所の定員が115名、小規模保育事業も開所しますので、それが19名で134名の定員となっております。大育保育園の開所では待機児童は残るだろうと考えております。現在、20日までの入所募集中となっておりますので、その状況を見ながらどれぐらいの待機児童が出るかは概算で出したと思います。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 3園増園しても、これからますます児童がふえてくると思うんですね。南上原とかがふえてくると思うんですけれども、3園増園します。さらに認可保育園の増園というのは予定にはありますか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 大育保育所が平成30年4月1日、ひよこの家保育園とラポール保育園が9月1日、平成30年度予算でも要望している、津覇にあるマッシュー保育園60人定員が120人規模への増築。C E C幼稚園（クリスチャン幼稚園）が新しく建てかえて、今、ゼロ、1、2歳の定員が新たに設けるといことと、あとは小規模保育所の2カ所を予定しています。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 認可保育所がこれから

もふえてくるということなんですけれども、ふえたとしても、そこで働く保育士不足の問題があると思うんですけれども、保育士確保の現在の取り組みを伺います。保育園がふえても保育士不足の問題があると思うんですけれども、今保育士不足の取り組みを伺います。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 補正予算のほうでも議決いただきました、正規雇用化促進事業、ベースアップ促進事業を取り入れながら各保育所の待遇をよくしていく。それとまた各保育所に実習生として来ています実習生の中からこの保育所で採用をお願いして確保しているところもあります。ハローワーク等、沖縄県社会福祉協議会の採用のほうも行っております。また、保育士ではありませんが、保育士のサポートとして認定保育士、そういった方々も研修を受けながら徐々にふやしていきたいと思えます。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 若い保育士への取り組みをされているということなんです、多くの保育士は結婚やあとは出産などを機に一度、保育園を退職していらっしゃると思います。そういう方もいらっしゃるかと思いますが、その後、子育てが落ちついたりですとか、あとは保育園を退職された方、全国には76万人もいると言われていた潜在保育士がいるそうなんです、本村の潜在保育士を調査したことはこれまでありますでしょうか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 潜在保育士について、調査したことはありませんが、周りに保育士資格を持ちながら別の仕事をしている方、役場の中にもいらっしゃいます。そういう方々に保育士のほうの仕事はどうですかと声かけをしておりますが、やはり忙しいイメージが強すぎて戻らない方々がいらっしゃいます。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 調査をしなくてもこうやって声かけをしているというのはとてもいいことだと思います。保育士の経験がなくても定年退職をしたシニア世代を保育士補助として活用するグランドシッターというのは御存じでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えいたします。

私もあまり耳にはしないんですけれども、定年退職をした方々が保育の現場で保育士のサポートを行う方々だと思います。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 大当たりでございます。シニア世代の方々にもう一度、グランドシッターとして社会で活躍の機会をふやす考えはないか伺います。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 保育士のサポートとして休憩保育士、フリー保育士、朝の早朝、延長保育士等に、今までの経験、知識を生かして子供たちに寄り添っていければどんどん活用できると思えます。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 きっと保育士の負担軽減につながるのではないかと思います。多くの社会経験をされてきましたシニア世代の方々には過去に子育てをした経験をしている方がほとんどだと思います。いろいろな子育て法や知恵をお持ちだと思いますので、安心して子供たちを預けることができるのではないかと思います。そのグランドシッターの資格がやはり必要なんですけれども、2日間で10時間ぐらいだったでしょうか。その資格を取得するのを促すような取り組みとかの考えはないですか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 まず各施設の保育士の皆さんにグランドシッターというその資格を知っているか、情報提供をしてそういう仕組み

があるということを勉強しながら講習日程、講習料とかも多分出てくると思いますので、その辺を相談しながらもし必要であれば各園長と相談しながら広めていきたいと思えます。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 全国的な保育士不足の問題で、政府も保育士の賃金引き上げなど処遇改善に取り組み、人材確保を進める方針のようなので、それを期待して本村でも若い保育士の確保、そして過去に保育士の経験のある潜在保育士の復帰、そしてグランドシッターといろいろな方面から保育士またはサポーターの方に協力をしていただいて、課長がおっしゃっていたように平成31年待機児童ゼロになるように私も期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、大卒2の高齢者の楽しいイベントについて、再質問いたします。

福祉課長、引き続きまたよろしく願います。本村では高齢者に対し、楽しくそして体力づくり、健康づくり、生きがいづくりといろいろな事業を実施しているということで、さっきいろいろ筋トレですとか、ウォーキング、ちゃーがんじゅうの体操でしょうか、そういったのがあるようで、とてもこれは素晴らしいことだと評価します。でもこれは体を動かす事業だと思えるんですけども、ではこの体を動かすのが苦手、あるいは体を動かすのが困難な高齢者の方への楽しい事業というのが、もしありましたら伺います。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 中城村がやっているのは介護予防事業の大半は体を動かす体力づくりであります。その中で老人クラブ連合会に委託している大正琴教室の脳トレ教室、あとは民謡クラブ等があります。11月から開所した認知症予防カフェは3回目ではありますが、松ぼっくりでクリスマスツリーをつくり、大変お年寄り

も喜んで帰られましたので、筋トレだけでなくそういった手を動かす事業をまた考えて取り入れていきたいと思えます。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。松ぼっくりでクリスマスツリーづくり、指先を動かしてやるというのはすごくいいことだと、私も聞いております。それでは高齢者に優しく高齢者から人気のある村長に伺います。先日、城跡で開催されたプロジェクションマッピングでは大勢の若い方々が楽しんでいました。でも高齢者の方々は長い間、寒い場所ですとか、あるいはトイレが心配で城跡に行くことさえも諦めてしまいます。そのマッピングやそれ以外の城跡のイベントの様態ですとか、それを吉の浦会館で上演してお年寄りの方に行くことができなかったのも、吉の浦会館で見せたり、とてもすばらしいマッピングだったので、どうしても私はお年寄りの方にも高齢者の方にも見せてあげたいなというふうに思っています。それでそのほかに琉球舞踊ですとか、あとは民謡ショー、うちなー芝居、落語等を月に1回、今月は舞踊、今月はお芝居とわけていいと思うんですけども、月に1時間でも、2カ月に1回でもいいので、この筋トレとか、体を動かすのが苦手な人に目で楽しんでもらって、心をいきいきできるようにしてほしいと思えます。このお年寄りの方々はこういう見るのもすごくうきうきして楽しいんだな、おしゃれをして外出するのが楽しいんじゃないかなと思えます。外出を促すきっかけにもなると思えますけれども、村長としては高齢者が楽しむイベントを開催する考えはないか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

大変すばらしい御提言だと真剣に考えていきたいと思えます。先ほども少しお話をしましたけれども、各字の敬老会などで催し物を見てい

る民謡を見ている子供たちの演技を見ている。あるいはうちの健康保険課ですか、女性の何とか踊りみたいのが非常に人気があるらしくて、ハイサイ踊りですか、これは各字でやっておりました。大変な人気で高齢者の方々は非常に喜んで見ているのを拝見しますと、今議員がおっしゃるようなことはそういった類のものかなと自分では思っていますが、吉の浦会館でそういう民謡ショーだとか、今みたいなちょっとしたお笑いショーだとか、そういうものはそんなに難しいことではないと思います。もちろん文化協会や老人クラブ連合会等のまた協力も得ながらということになると思いますが、しっかり今の話は実現できるように頑張っていきたいなと思います。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 私もそんなに難しいことではないかなというふうには思って質問をさせていただいております。この敬老会は各地区各地区の高齢者の方が集まりますが、月に1回、村中の高齢者の人たちが同じ場所で同じものを楽しむという機会もあっても、交流にもなるのではないかなと思います。屋内のイベントなら雨でも、暑い日も寒い日も関係なく高齢者の皆さんが楽しめると思います。高齢者の皆さんにやはりこの中城村に住んでよかったと思えるような楽しいイベントを開催していただきたいと思います。

それでは大枠3の空き家対策と利活用について、再質問いたします。

空き家に対して現在、実態把握がなされていないということなんですけれども、今後、調査計画の予定はありますか。またその調査する場合は、国からの補助があるんでしょうか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今後、空き家対策計画を策定しますかという

質問だと思うんですけれども、今沖縄県で市町村で策定しているところが41市町村あって、ゼロ件ということになっています。日本全国でも1,741自治会あって、502の市町村が策定している状況にあります。今、村としては深刻な問題ではないものですから、今策定は考えていません。補助事業としては2分の1の補助があります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 策定されていないということなんです、沖縄県内でも地域によっては調査しているところがあると思います。それでは出番の少ない税務課長に。資産税について伺いたいと思います。ちょっと教えてほしいです。空き家を撤去したら建物の税はなくなると思うんですが、しかし、空き家を撤去し更地になると固定資産税の軽減措置6分の1が受けられなくなりますよね。それで所有者の税の負担が大きいのはどちらのほうが大きいんでしょうか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

○税務課長 稲嶺盛昌 それでは比嘉麻乃議員のただいまの御質問にお答えいたします。

どちらが税の負担が大きくなるかということで、現実的にはこの税において今回、空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴って、固定資産税が一番関係してきます。御承知のとおり、お話のあった6分の1の軽減がなくなるということで実際、家を取り壊すと雑種地という課税になって、雑種地になってきますと標準宅地の4割最高ということで税額が課税されていくので、住宅用地よりは更地になしてしまうと税額が上がる。そのことも空き家対策が進まない要因ではありますが実際的には相続の問題とか、いろいろな件があるかとは思いますが、その一因もあるということで、国が今回の法施行に踏み切ったと。この法施行で税額が上がるから空き家を壊さないというのを今回の法施行

によって6分の1の軽減をなくすと最大で6倍、この空き家の勧告をされて、特定空き家等に指定されると6分の1の軽減がなくなってくるので、現在の税額よりは6倍という固定資産税が課税されます。先ほどからお話がありますこの課税がこのままだと雑種地にして4割に上がる。しかしそれでも壊さない場合には最大6倍の税額にしますよという法の改正となっている。以上です。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 大変勉強になりました。ありがとうございます。ただ、誤解のないようにちょっとお伝えしたいと思うんですが、私はこの空き家特措法が制定されたから、早急に危険な空き家を撤去させなさいというわけではないです。ただ、被害が及んだ場合、特措法によって行政の責任が問われることはないか気になります。それについてはいかがでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

被害が及んだ場合、行政の責任に問われますかという質問だと思いますけれども、空き家対策推進に関する特別措置法の3条において、所有者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空き家等の適切な管理に努めることになっていきますので、行政責任は問われないと考えられます。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 わかりました。そもそも空き家対策特措法というのは、制定の目的は空き家の老朽化による倒壊あるいは火災のおそれ、不法侵入、衛生面、景観の悪化から地域住民の生命と財産を保護することとあわせて、空き家の活用促進となっております。実は私のこの質問の一番の目的はこの空き家の利活用です。先日私の先輩から中城に引っ越したいんだけど、中城に空いている一軒家はないかという問い合わせもありました。もしかすると、村

内でも貸したいなと思っている所有者。あるいは借りたいなと思っている人もいるのではないかなと思いますが、これまで所有者からの不動産の相談、貸したいんだけどもとか、あるいは逆に村内に空き家はないですかという問い合わせはこれまであったかどうか、ちょっと伺います。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

現在、村内の空き家問題については、深刻な問題にはないと考えています。しかしながら、不動産屋も含めて自治会からも含めて都市建設課のほうで、その物件を貸してもいいですよという相談がないものですから、逆にさっき冒頭で答弁しましたけれども、ほとんどがトートメーが入っていますと。仏壇が入っていますと、管理もしていますと、シチグッチ、ソーウガチはちゃんとやっていますので、なかなか貸し手がないのではないかなというのがあります。都市建設課には1件も空き家の問題についての問い合わせはないです。それと今、空き家バンクがありますけれども、それについても今月6日に国交省のほうから空き家バンクに参画してくださいとの要望がありました。これについても今後は来年、法改正されますので、全国の空き家バンクに参画することを検討しています。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 現在、村全体では人口が増加しておりますが、その一方で、減少している地区があるのも事実です。人口が減少しているということは、何らかの理由で引っ越しをし、空き家になっている場合もあるのではないかと考えられます。その空き家を利活用して飲食店ですとか、あるいは学習塾、デイサービス、きのうも安里議員からありましたが、学童として活用したい方もいると思いますし、また中城村に魅力を感じて移住、定住を考えている方に空き家の情報を発信するという意味で、今課長

からいただきました空き家バンクの設置はとてもいいと思います。自分で設置が難しい。大変だとすれば、宅建業者の協力も得ながら設置してもいいのかなというふうに思います。何をやるにもまずは空き家の現況を確認しなければ対策やまた利活用も進んではいけないと思います。地域の活性化と福祉の増進、そして何よりも人口が減少している地域の人口増加につなげるにも調査計画をしっかりと立てることを要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 與那覇朝輝 以上で比嘉麻乃議員の一般質問を終了いたします。

休憩します。

休憩（11時49分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

○8番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。通告書に基づきまして、これより一般質問を行います。

大枠の1番、中城ウィークについて。琉球新報社との共催、ラジオ沖縄の協力で新報移動編集局「中城ウィーク」が11月11日の文化まつりから19日の城跡でプロジェクトマップまでの日程で開催され、紙面では多彩な特集記事が生まれ、本村を村内外へアピールする画期的な企画内容でした。「中城ウィーク」の地域づくりフォーラム関連で以下質問します。①

「島やさいの村とよむ中城」を目指して開催されたフォーラムの基調講演、パネリストやフロアからの貴重な提言をこれからの農業振興と地域づくりにどう生かしていくか伺います。②村の特産品の島ニンジン、島大根生産の専業農家は現在何軒ほどか。③高齢化離農による後継の担い手不足、新規就農支援対策や耕作放棄地解

消の課題解決、農地利用の活性化策はいかなるものか伺います。

大枠の2番、地すべり防止区域指定に向けて。9月定例会の一般質問でも取り上げましたが、6月の集中豪雨で奥間地区の何カ所かで新たな山手の地すべりが発生しました。答弁で、奥間地区は中頭東部地区地すべり危険箇所の一つであり、「土砂災害警戒区域」に指定されており、村としては、地すべり対策工事が必要だと考えており「地すべり防止区域指定」に向け県と調整を行っていききたいとのことでした。10月の台風の影響で新たに地すべりが発生した場所が拡大傾向にあります。県との調整協議について伺います。

大枠の3番、村道の一部路線整備について伺います。現在、国道329号の奥間交差点の2カ所で右折だまり線の事業が進行しております。砂販売所側については、村道奥間南上原線の国道からの入り口部分で、ある程度の道路拡張計画が予定されていると思います。御承知のとおり、特に朝夕のラッシュ時には旧道からの進入により集落内道路まで渋滞する状況です。奥間南上原線の国道入り口側で左折だまり線のある程度確保すれば南上原側からの渋滞がかなり緩和されると考えます。については、国道工事と並行して一部入り口3車線の村道整備が可能かどうか伺います。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、農林水産課のほうでお答えをいたします。大枠2番、大枠3番につきましては、都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの中城ウィークについて。議員から御質問でございますけれども、御存じのとおり11月11日から初めての試みでした



けれども、「中城ウィーク」1週間いろいろな中城の宣伝活動も含めてやらせていただきました。その中でも特に御質問の島やさいに関する部分で、11月11日に島ニンジンの旬入り宣言というのをやらせていただきまして、それからこの島ニンジンや島やさいに対する注目度を深めてもらおうということで、いろいろな収穫体験などもやらせていただいて、ある意味では一次産業、この農という部分に脚光を浴びせていただいて、それでそこから議員の今御質問の担い手の解消不足だとか、農業から農産業へどうやって移行していくかなどを一つのきっかけづくりになるのではないかとということで、いろいろなことをさせていただきました。今後予定されているのは、島ニンジンの日の制定など、これはどのような形でやるかというのは、これからまた会議を重ねてやっていきますけれども、これからの農という部分に光を当てて農業から農産業へ何とか頑張っていこうということでの試みだと思いますので、我々もそのつもりでございまして、またこれからもよろしくお願いをしたいと思います。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございまして。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それでは伊佐議員の質問にお答えします。

大枠1の①②③について、お答えします。大枠1についてです。農業振興についてです。中城村では、これまで農業振興の政策として土地改良事業や農道整備、またかん水施設の設置などインフラ整備を重点的に行ってきましたが、ここ数年は島ニンジンの調査研究など、農作物の品質維持・向上、また、生産量の増加を目指した、栽培技術の向上など、ソフト面に重点を置いて施策を行っています。このような状況の中、今回のフォーラムについて、各パネリスト

からお話がありました中城村の野菜、特に島ニンジンにつきましては、市場における需要面はもちろんのこと、栄養面や希少性からも、その価値は高く、消費者からの人気もあることがわかりました。そのため、村としましては、島ニンジンを皮切りに、基準となる栽培方法と出荷方法を制定し、各栽培農家に普及させていただきたいと考えています。これにより、安定した品質と生産量の提供を目指したいと思います。これが実現すると、これまで以上に市場の信頼を得ることができ、需要や価格の上昇が見込め、結果、農家所得や栽培面積の増加に結びつけることで、中城村の農業が振興していくと感じております。

続きまして、地域づくりです。農業を生かして、どのような地域づくりができるかということですが、まずは、村民に対して中城村の農業を知ってもらうことから取り組んでいます。その一つが、子供たちによる島ニンジンの植えつけ及び収穫体験に対するサポートです。自分が住む村には、どのような特徴があり、どんな味がする野菜が栽培されているか、また、自分で育てた野菜を食べることで、地域への関心や食育への影響は大きく、その経験が学校から家庭へ、そして、地域での話題となることが期待できます。そして、もう一つが、村内で栽培された野菜を生かした料理教室です。平成27年度からスタートし、ことしで3回目となりますが、野菜のレシピを紹介することで村で栽培された野菜の消費拡大はもちろんのこと、村民に対して中城村で栽培された野菜を紹介することで地元への関心を持ってもらい、そこで得た知識や経験、そして、何よりも村民と村民の出会いが新たなネットワークを生みだし、その後の地域活動へのきっかに結びつくことを期待しています。また、ことし初めて開催しました「島にんじん旬入り宣言」は、村外であまり知られていない島ニンジンの旬を知らせることで、地域の

PRと消費拡大を目指しておりますが、このようなイベントを実施することで農家の生産やモチベーションの向上に結びつくことと考えております。このイベントは、収穫体験と試食をもたらす内容でしたが、農家としては、直接、消費者と話をする重要な経験をすることができています。そして、そこで得た情報は、生産者同士で話題となり、その話し合いが農家の輪を広く、強くする要素となると思います。このような、取り組みの一つ一つが小さな種となり、農業を活性化した地域づくりに結びつくと考えております。

続きまして、②です。島ニンジン農家の件数ですけれども、島ニンジン農家52軒で、面積が4ヘクタール、島大根農家につきましては10軒で、今のところ家庭菜園程度で普及はまだしておりません。

続きまして、③についてお答えします。高齢化離農による後継者の担い手不足は、農林水産課でも議論を行ってまいりましたが、なかなか解決が生み出せません。ことしの9月に13年ぶりに中城村農業青年クラブを立ち上げることができました。このように若者が立ち上がり、ともに農業振興をしていくことで、本村の後継者の担い手不足解消になるのでないかと期待しております。また、近隣市町村の農業青年クラブ（沖縄市・うるま市・読谷村）や中部地区農業青年クラブとの勉強会や意見交換会を行って、今後、本村で農業をやりたいという若者に対しては、補助事業等の説明を行い、担い手不足の解消に努めてまいりたいと思います。そして、耕作放棄地解消の問題につきましては、農業委員会及び農地利用最適化推進委員と連携のもと、耕作放棄地の地主へ聞き取り調査を行い、耕作放棄地となった理由に対する対策の提案を行っていきたくと考えております。農地利用の活性化につきましては、農地所有者それぞれの状況把握を行うとともに、後継者及び担い手不足等

により遊休地または耕作放棄地となっている農地につきましては、その解決策を提案しなければならないと考えています。その一つに、農地中間管理事業を活用して農地利用の活性化を図っていきたくと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 大枠2及び大枠3についてお答えします。

中頭東部地区は、北中城村、中城村、西原町に至る延長8キロメートル、面積約900ヘクタールの広範囲の地すべり危険箇所が連続する地域であり、広域な斜面の状況把握や優先度判断のため、現在観測データの蓄積を中部土木のほうで行っています。平成29年度は事業化に向けた「地すべり防止区域指定」に向けて泊地区、当間地区の同意作業を県と村で現在作業を進めています。現在、奥間地区では鉾・抜き板・くい観測で計5カ所の地すべり観測が行われています。奥間地区における地すべり防止区域の指定について、県に確認したところ指定については地権者等の同意が必要であり、市町村の協力のもと、同意を得て指定を行っていきたくとのことでありました。村としても、関係地権者等の同意取り付け及び地域住民の理解と協力を得るなど、指定に向けて県とともに取り組んでいきたくと考えております。

大枠3について。議員の質問のとおり、国道329号の奥間南上原線の交差点についての朝夕の交通渋滞を解消するには、村道の左折帯の整備をすれば、渋滞は緩和されますが、左折帯を奥間の集落入り口まで整備するには、約3メートルの幅員が必要であり、工事費、用地等の事業を単独で行うことはできず、補助事業なしでの整備は困難であります。今の段階で道路改良に伴う事業の補助メニューはないことから、国道工事と並行しての整備は考えていません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 それでは再質問に移らせていただきます。

まず大枠1番については、非常に丁寧な答弁をいただきました。答弁と重なる部分もあるかと思いますが、順を追って再質問をさせていただきます。中身の再質問の前に、先ほど村長からも所見をいただきました。ウィークの中でフォーラムも吉の浦ホールで開催されまして、その日につきましては、村長が公務出張でございまして、かわりに副村長が村を代表して出席登壇しておりました。そのウィークの件も含めまして、フォーラムの新しい試みの企画だったかなと思いますけれども、そこら辺の企画内容も含めまして、副村長の所見からお伺いさせていただきますと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 中城ウィークの島やさいのフォーラムについては先ほどから村長の出張中でございまして、私のほうが出席いたしましたが、この中心になるのが島ニンジンだと思います。その中で島ニンジンについては、去年から小学校での子供たちで島ニンジンの作付から収穫まで行っております。ことしについても、旬宣言のときに先ほど課長からもあったように村外の方にも島ニンジンを紹介していくという大きな考え方がございまして、募集をしバス2台ほど参加者があって、村長が参加しております。子供たちが島ニンジン収穫し、収穫した島ニンジンは持ち帰り、食していただくということで、すごい効果があったのかなというふうに思います。また、先ほども課長からありましたが、後継者育成の部分についても、青年クラブがことしできております。この青年クラブの皆さんとちょっとお話しする機会がございまして、島ニンジンにも3種類等があります。今DNAの検査で中城の島ニンジン、黄色いものを選別しているということで今やっはしておりますが、市

場の中では橙色、それからオレンジ、赤に近い部分の3種類がございます。その中でやはり色の濃いのが市場では好まれているという。これが現実であるということで話は聞いております。それで若い皆さんにおいても、今3種類をつくっているという方もいらっしゃるみたいです。そういうことで昔からの種を保存していく部分と、産業面での部分ではどういうふうに進めていけたらいいのかという部分も含めて、今回のフォーラムがすごい村としても今後の取り組みについてのいい課題ができたのかなというふうに思っております。それとまた地域でこういう野菜等を使って、ホテル関係とか居酒屋関係の方たちもいらしておりましたので、その人たちの御意見等もその場所で聞く機会がございました。あと島大根についても、今生産が少ないという現状があります。その現状も少しずつふやしていけば学校給食等で大量に使うホテル関係等への売り込みも今後できていくのかなというふうに感じております。そういうことで御質問のフォーラムが役場としても今後の野菜関係を推進する上ですごく勉強になったというふうに考えております。村民からもよかったという評価の言葉を受けております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 ぜひ今回の企画を通じて本村の農業振興につなげていければと思っております。

それでは大枠の1番、再質問をさせていただきます。まず①のほうになります。島ニンジン皮切りに基準となる栽培方法と出荷方法を制定し、各栽培農家に普及する具体的な方策についてお聞きします。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

ただいま琉大のほうと島ニンジン色の確定、

島ニンジンにはオレンジ色とかがあるものですから、それを決定をして、その後にDNAの決定をして、それで中城の島ニンジンを決断する。そこで村が種を管理して、農家のほうに配布して、中城の島ニンジンこれから普及をさせていこうと考えております。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 続きまして、②のほうですけれども、島ニンジンについては品質、生産向上のため、琉大も含めましてかなりの研究費の投資をしていると思います。今後の生産農家あるいは生産規模拡大と消費拡大にどのように寄与していくか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

今、島ニンジンの生産拡大を行うためには、今懸念されているのが収穫です。島ニンジンの収穫時にほかのニンジンとは違いまして、ゴボウみたいに長いものですから、その収穫時は非常に苦勞されているということで、農林水産課としてもできれば機械化を進められれば一番いいのではないかと思います。それと後は市場の拡大です。市場が拡大しないと買い手がおりませんので、農家がニンジンをつくっても買い手がなければ島ニンジンの普及も厳しいと思われれます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 ③になりますけれども、農業生産クラブの立ち上げのお話しで答弁がございました。青年クラブの立ち上げで担い手不足の解消に期待が持てると思います。今後のその青年クラブに対する支援策等を考えているのかどうか伺います。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義

人 お答えします。

農業青年クラブの支援策についてですけれども、ことし9月に立ち上がったものですから、青年クラブと会話を交わしながら今後どういった要望があるのか。要望を聞きながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 ことしの10月から農業委員会も新体制となってスタートしております。今後の農業委員会の活動に期待していきまされども、農林水産課として新たな農業施策にどう今後取り組んでいくのか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

平成30年度に農業施策と申しましうか、村で農地を借りてそこにハウスを建てて、農業に今関心のある方、そういった方を集めて農業指導をしていきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 いろいろといい答弁をいただきました。フォーラムの中になりまされども、フロアのほうからも提言がありました。島やさいの村だけではなくして、野菜王国中城を目指して頑張ってほしいというふうな提言もございましたので、農林水産課の職員の皆さんの今後の職務遂行に期待していききたいと思います。これで大枠の1番を終わりにして、次、大枠2番のほうに移らせていただきます。

新たに地すべりが発生した1カ所であるんですけれども、奥間集落からいうと北側のほう、ウンピラと呼んでいるんですけれども、ウンピラの山林が崩れたところなんですけれども、地権者と同行して、北上原側からの現地確認に行つてまいりました。集落側から見る以上に現場では大木がなぎ倒され、予想以上の規模で地すべりの発生が確認できております。答弁のと

おり、地すべり防止区域指定に向けて県とともに関係地権者の同意取りつけ作業に取り組んでいくようお願いしまして、やはり早急に地域住民がかなりいつも気にしている山でございますので、そこら辺の作業が早目に進行されるようお願いして、次の再質問に移らせていただきます。

先ほどの村道の拡張の答弁につきましては理解をさせていただきました。ただ国道工事の際に村道入り口で砂販売所側のほうで、これも国道予算である程度の拡張工事があるのではというふうなことを前提に先ほどの本質問をさせていただきました。そういうふうなまず拡張計画はないというふうな話だと思います。若干のその部分の歩道側の削りはあるかと思いますが、私の質問の全体がそういうふうなことで質問をしましたので、そういうふうなかなり厳しい返事が戻ってまいりました。そこでちょっと話を聞いていただきたいんですけども、これは新たな提案として聞いてもらいたいと思います。当初から集落入り口まで国道に出る側の左折帯の拡幅計画というふうなそんなに長い距離の想定はしておりません。いわゆる左折帯は軽乗用車の三、四台もしくは五、六台の要するに長さといいますか、と申しますのも向こうの現場を見てみますと、やはり南からおる車が左折車両が多いような感じがしております。目立つような感じもします。それでやはりそこら辺の部分で、ある程度の左折帯を整備することによって、やはりアクセスがしやすくなるというふうな思いを持っております。当然用地費、工事費等、単費施工というふうな話でございますけれども、まず用地費については今砂販売所が利用している、いわゆる国道沿いになりますね。国道沿いはたしか国有地にかなりなのか。図面はまだ見ておりませんのであれですけども、国有地があると。そこら辺で課長、その国有地の無償譲渡もしくは払い下げを受けて、用

地の等価交換といいますか、今の角っこのほうの。そういうふうな交渉をしていただく。あるいはそこら辺の交渉が可能かどうか。それによってはある程度の左折帯の整備ができるかなというふうなことを今考えておりますけれども、それも厳しい話かどうか、課長、答弁よろしく願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
○都市建設課長 新垣 正 すごく厳しい質問かなと思っています。法定外については、砂販売所のところ砂を置いている法定外は国が管理をしています。今回、購入をしようとしているところは隅切り部分を一部買い上げしようという計画になっているものですから、どうしても左折帯ができないと。今の幅員は6メートルしかないものですから、やはり7.5メートルから8メートルないと左折帯が施工できないので、歩道を含めない車道幅員は6メートル。あと2メートルを砂販売所側に振らないと計画できない。反対側はアパートがありますから、これは厳しいかなと思っています。それと墓のところまで持っていければ四、五台の車が左折できるというのは考えられます。ただ、今回の国道工事等は管理区分で、管理は今の隅切り部分からは国道管理、その隅切りの終点側からは村管理になっているものですから、どうしても村のほうでやらなくてはいけないと思っていますので、その辺は法定外も含めて南部国道事務所が用地買収を進めていますので、協議してみたいと思います。ただ、すぐに解決する問題ではないですので、時間がかかると考えています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。  
○8番 伊佐則勝議員 ぜひそこら辺の方向で厳しい交渉にはなるとは思いますけれども、ぜひそういうふうな方向で協議ができて、左折帯ができるように頑張ってほしいと思います。時間は要するかと思いますけれども、まずはとにかく

く国道事務所と協議の場に入っていたきたいとお願いをしておきます。厳しい交渉の中でできた暁にはイオンタウン通りではないんですが、その左折帯につきましては、新垣 正通りというふうな命名も考えていきたいと、提案していきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で伊佐勝則議員の一般質問を終わります。

10分間、休憩します。

休 憩（14時14分）

~~~~~

再 開（14時25分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、外間博則議員の一般質問を許します。

○4番 外間博則議員 こんにちは。伊佐議員に引き続き、4番 外間博則一般質問を行います。

それでは大枠1、中城城跡世界遺産のイベント状況について、伺います。①城跡へ今年度に入り入客数が15万人ということですが、現在までの入客数の延べ人数を伺います。②11月18日、19日日曜日の連日プロジェクションマッピングが開催されましたが、当日の来場者数は何人いらしたか、伺います。③プロジェクションマッピング初日11月18日土曜日は、降雨のため中止となりましたが開催期日ですね、雨が多い11月ということで、時期の変更はできないかということで質問して伺います。

大枠2、農業振興について伺います。①本村の総合計画で4次総合計画の中で全体見直し、一部見直しについて、県との調整です。また協議はこれまで行われたか伺います。②村内に散在する遊休地、耕作放棄地、これまで指導をされたと思うんですけども、これまでの進捗を伺います。また、農地中間管理機構とこれまで連携をとって遊休地の解消に取り組んでいると

思われますが、その解消された件数は何件あるか、伺います。以上でございます。簡潔なよい答弁をよろしくお願いたします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは外間博則議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては、企業立地観光推進課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては、農林水産課のほうでお答えさせていただきます。

私のほうでは、御質問の大枠1番の城跡イベント事業、これはプロジェクションマッピングについての御質問でございますけれども、議員も御承知のとおり、ことしは土曜日に雨が降りまして、もう大変なことになったなと思いましたけれども、何とか日曜日は晴れていただきまして、数的には例年を大幅に上回った入場者数があったようでございます。その節にはプロジェクションマッピングでは議員にも御協力いただきまして、この場をおかりいたしまして、お礼を申し上げます。村民とともに非常に盛り上がりまして、ことしは特に非常にいいものができたのではないかなと思っております。大幅に入場者数がふえた一因としまして、中城ウィークでの宣伝活動だとか、あるいは今毎週放映しております護佐丸クロニクルとの関連もあったかなと思っておりますので、今後もぜひこの事業を進めていながら、大いに盛り上げていきたいなと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 外間博則議員の御質問にお答えしたいと思います。

城跡イベントにおいては、津覇獅子舞保存会の皆さん、当然外間議員も御出演していただいております。おかげをもちまして、イベントが

充実したものになっております。この場をかりてお礼を申し上げます。

では質問にお答えしたいと思います。まずは大枠1の①でございますが、平成29年11月末現在の中城城跡入客数は、8万2,029人でございます。

②についてですが、プロジェクションマッピング2日間における来場者数は18日の土曜日3,482人でございます。19日の日曜日は6,658人。合計いたしますと1万140人でございます。対前年比で申し上げますと6,475人、176%の増ということでございます。それから成果ということですが、成果については今回の世界遺産「中城城跡」プロジェクションマッピングは第5回の開催となり、世界遺産中城城跡の認知度向上や地域の伝統芸能の発展、また世界遺産を生かした観光イベントとして位置づけ、中城城跡への観光客誘客を促進することで、地域活性化及び商工・観光の振興が促進されていると考えております。そのことから平成29年11月18日土曜、19日日曜の2日間開催しております。初日は時々小雨が降る中、一部のプログラムを変更いたしました。2日目は天候も回復し、予定どおりのプログラムを行い先ほど申し上げたとおり2日間で1万140人の入客数でありました。目標は1万人でしたので、目標を達成したということで評価しております。特に今回は、刷新したプロジェクションマッピングの中で中城神楽をイメージした出演で、村内伝統芸能や創作エイサー、さらには護佐丸ダンスの普及活動の一環として村内の園児の出演等も地域を盛り上げてのフェスティバルとして地域活性化を図っております。村民の出演者は、延べ283人が出演しております。また、商工会員による出店については、昨年度の2倍、200万円を超える売り上げがありました。さらに、今回は、観光に結びつける事業として関西の観光ツアー社

から大型バス6台、総勢294名の観光客を受け入れ、観光振興にも寄与しているものと考えております。

③についてでございますが、初日は、時々小雨が降る中、一部プログラムを変更して行いました。議員おっしゃる中止はしておりません。御質問のありますとおり、プロジェクションマッピングは過去3年連続雨になっております。幸いにことは、2日目に晴れたため、入客数は、1万人の目標を達成することができました。しかし、多くの皆様に楽しんでいただくためにも、議員も考えているように私も2日間、晴れの日の確立が高い日を今後検討していく必要があると考えております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それでは外間議員の大枠2の①②についてお答えします。

平成15年9月に見直しを行いました中城村農業振興地域整備計画書、いわゆる農振地域の全体見直し以降、毎年4月から5月までの上期及び10月から11月までの下期受付分について、年2回農業振興地域整備計画書の一部見直しを行っています。この一部見直しに伴い、県と事前協議及び本協議を行なっています。また、全体見直しにつきましては、平成27年度から作業を進めており、ことし10月に県に事前協議の申請を行っております。今後の流れといたしましては、事前協議が整った後、30日間の公告縦覧を行い、権利者からの異議申し立ての受付を15日間設けまして、その後、県から法定協議書の同意を得て整備計画の見直しが完了する予定です。

②についてです。これまでに、農地1筆調査を行ったあと、遊休地や耕作放棄地の地主に対して、農地利用意向調査を行い、農地の適正利用を指導しています。その結果、ことし遊休地

6筆2,424平米、耕作放棄地4筆5,227平米を解消してきました。中間管理機構等で連携して解消した賃貸件数ですけれども、平成27年度が1筆658平米です。平成28年度に関しましては、3筆、合計で2,590平米を解消しております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 再質問の前に、先ほど屋良課長のほうからプロジェクトマップングですか、初日は雨のため中止とはなりましたが、総動員で2日間、また11月5日に開催されましたゆずコンサートに始まり、またマップングまで職員の皆さん、大変お疲れさまでした。また出演者ということで、私のほうにもさつき報告がありましたけれども、正式に言えば舞台袖でございました。当日は大変寒かったです。その中で18日の中止については村長も決断されるのもやはり心苦しいところが…。では再質問に移ります。余談でございました。

ことし行われた15万人の設定ですが、現在までの来場者数は8万2,029人と、ほぼ達成数の約半分ですね。6割は超えているかと思われる。まだ年度中にはありますので、屋良課長、また4カ月間の猶予がありますので、来場者数に頑張ってください。ぜひ10万人に乗せていただきたい。15万人に近い数字を目指して頑張ってくださいと思います。①から③まではマップングについての質問になりますが、まとめて質問をしていきたいと思います。

このイベント自体は19日で私もプログラムを見て知ってはいたんですけども、19日日曜日の伝統芸能イベントに始まり、また各舞台設定でバレエ、ダンス、太鼓等をそういう伝統芸能を交えて、コラボした演舞が行われました。その中で、皆さん11月は雨が降ると。この時期的に11月というと、毎年ですかね、雨の傾向にあり、中止も危うくなるかなというふうなそういう11月という時期ではないかと思いますが、時

期的に変更は可能であると課長のほうからありましたが、何月ごろを考えているか。10月ですと各地域でも行事等があり、そういう10月も忙しいかと思われそうですが、その辺の調整ですね、何月ごろを予定しているかということ伺います。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

プロジェクトマップングについては、当初、闇の夕といいですか、暗くなってから映像をするということで11月を選定してきましたが、今技術的にもプロジェクターを2枚重ねていくとちょっと明るくても映像がしっかり映るような技術ができましたので、できたら台風時期を避けながら、また地域の伝統芸能の日程もずらしながら10月の中旬から後半、11月の前半がいいのではないかという今案もあります。しかし、プロジェクトマップングは地域の伝統芸能に支えられておりますので、近々またプロジェクトマップングの出演者と会議も開く予定でございます。その辺で皆さんの意見も聞いてしっかり晴れの日の方を選定しながらいきたいと思っております。基本的には地域の伝統芸能の出演者の皆さんとも相談させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 確かに気象状況については、何が起こるか分かりませんのでできれば早い時期ということで、11月頭ですか、その時期にでも変更してもらっていただきたいと思っております。今回も日時の変更について質問させていただきましたが、出演者の方からこれまでリハーサル等をもう1カ月間、もう週一、週二にわたりリハーサルも行ってきたとそういう状況の中で、18日に関してはもう雨ということで演舞ができないということで、映像のみというこ



とになりましたが、出演者の方がこれまでリハーサルをして本番に臨んで、来場された6,000名の中で披露したいとそういう気持ちで本番に望んだと思いますので、ぜひ出演者の方々の意向とか、そういうのも酌み入れていただきこの日程、時期の変更を行っていただきたいと思ひます。質問の中でちょっとさつき漏らした点がありまして、出演者の方は皆さん開演ができるのはいいんですけども、時期的に寒い時期を避けてほしいとそういう提案もございまして、先ほどまた比嘉麻乃議員からもございましたが、高齢者の方とか、そういう方々の配慮ができるような時期を設定していただければと思ひます。大枠1については以上でございます。

続いて、大枠2。本村の総合計画で平成27年度より計画立案し、振興計画等そういうのを公告縦覧これも行い、これまで今まで進歩がないんじゃないかなど。どういう計画を立てて進行していつているのか、この内容を詳しく教えていただけませんか。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

27年度から行っておりまして、また村民の方から要望を受けて外してくれという調査を行い、聞き取りを行ってまいりました。それから8月か9月ごろだと思いますけれども、県の1筆調査、申請の箇所を1筆1筆確認をしてまいりましたので、このほうに時間がかかったのかなと思っております。でも10月には既に県に申請をして、あとは県の結果を待っておりますので、ことし中には計画の見直しが完了すると思っております。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 総合計画の見直しについてはこれまで何度も質問させていただきまし

たが、6月議会にもそういうお話もしました。この計画書の立案、公告縦覧を経て計画書の立案まで。どのぐらいの期間で作成できるか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 期間的にどのぐらいかかるかということですね。どのぐらいかかるのかは県からの公告完了を受けて、具体的にはっきりは申し上げられませんけれども、1カ月か2カ月を見てもらえればいいのではないかと思っております。はっきりとしたことはコンサルタントと今後詰めないといけないものですから、そこら辺は話を詰めて、できるだけ早目に作成をしてまいりたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 それでは村長に伺います。これまで全体見直しの件で、一部除外ということ求めてきましたが、現在、県のこの間10月25日の臨時議会終了後、沖縄県マスタープラン計画のそういう変更についての説明会がありました。その中でまちづくりの課題として、グスクを見守られた文化遺産、教育文化の都市、自然環境共生都市、農村田園都市ということですが、その中で下地区のほうは該当しているのかなと私も思っておりますので、これまで上地区と申しますか、南上原地区ですが、向こうは急ピッチで都市化が進み、現在、都市としてまだまだ途上にあるということです。この傾向にあるわけですが、下地区のほうは全然まだ大分劣っていますよね。村長御承知のとおり、これまで農林水産課長からのお話もありましたが、計画書を持って、早目にと申しても進捗があれば、どこまで進んでいるのか、そういうのも私も気になりますので、今回も質問させていただきましたが、村長としてこれまでありました質問の中で幾つか何度か答弁されていると思いま

すが、上地区との比較ではなく農地を潰して都市化にしようとする質問ではないんですけれども、少しずつでも解消して緩和されたり、そういう区画によって一部とか、そういう地域もあってもいいのではないかと思いますけれども、村長の見解はどういうふうにお考えか、伺います。下地区について。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

議会の中でも何度かお話をしたかもしれませんが、基本的なことに下地区の土地については今の農振見直しだとか、農業振興だとかも含めての話ですが、第一義的にはこれは間違いなく地主さんの意向、地域の意向を大事にしたというのが基本であります。特に今回、農振見直しの部分でも担当課にいつも話をしていたのは、柔軟的にやってくれと。地主さんがどう思っているのか。例えば極端にいくら何でも常識的にこの土地を農振から外すということは厳しいだろうという地域を除けば、基本的には地主さんの意向に沿った形で努力をしてくれということを指導いたしました。それはなぜかといいますと、中城村の下地区の村の意向の押し売りはやめてくれと。計画を立ててこういう方向性で進めたいというのは大事なことであるんですけれども、しかしこれに凝り固まることはなく、柔軟的に地主さんの意向が取り入れられるものはそうやっていってくれということで指導をさせてもらいました。議員がおっしゃるものと多少似ているとは思いますが、できるだけこの土地に選択制を持たせたいというのがまず第一でございますので、選択肢の中で農業振興でしっかりやっていきたいという地主さんにとっては我々はしっかり農業を守るべき施策を提示しながら導いていくと。しかしそうではない地主さんもいらっしゃる。そうではない地主さんはそうではない地主さんなりの我々の支援が必要になるのではないかとということで、特に

下地区については柔軟的にやっていきたいというのが私の考えであります。もう上地区におきましては今の状態ですから、完全に都市化されていた状態ですので、さほどこれからどう持っていくか、農業との比較検討というのは無理だと思いますので、下地区の土地について緩和区域だとか、いろいろなものがありますね。それを勘案しながら柔軟的に、この土地の地主さんの意向を聞きながら、この地域の意向を聞きながらそこに導いていってくれというのが、まずは基本姿勢でございますので、これは恐らく議員とも考え方は似ているのではないかなと思っておりますので、しっかりやっていきたいなと思います。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 この聞き取り調査等を同地の地主さんとか、地元の方々のそういう意向を調査といいますか、こういう申請とかも含めてそういう調整して計画書、立案等を制作作成をして早目にそういうのを進めていただいて聞き取り調査等、そういう申請があった希望者の方々とまた農業をされる方、宅地の希望をされない方も含めて調整をして計画書、立案設定を進めていただきたいと、そういうことによりまた計画書ができますと、また中城村が誇れる村長ですから、力量というのは我々も評価する面がありますので、この際には県との交渉もぜひちゃんとしっかり行っていただきたいと思えます。以上です。

次に移ります。②ですけれども、解消されたのが遊休地に関しては毎年件数的には解消された部分は多くあります。頑張っていたとそういう評価をいたします。全く無耕作の農地がまだまだ何十年もそれだけ放棄された耕作放棄された土地がまだまだ散在している状況にあるんですけれども、この点は先ほども伊佐議員の質問にもありましたけれども、課長の答弁の中で青年就農者ですか、そういう方々にハウス

施設等をそういう提供して営農指導等を行って後継者育成をしていくために就農を行う指導を行っていくと答弁でございました。その中でその土地を提供する方、貸し手。ハウス施設を建てる際にこの土地をこれまで無耕作で行った放棄地を活用できないか。遊休地に関しては再利用可能な農地でありますので、無耕作放棄地をどういうふうに再利用し、活用していくか、その辺を伺います。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

耕作放棄地に関しては、今までは貸し手と借り手がいまして、お互いに御相談をしながら価格とか、あとは期間を決めます。なかなか借り手のほうは5年以上と、貸し手のほうは5年以下ということで、意見が合わなくて、なかなか進んでいない状況であります。今度、青年クラブを立ち上げましたけれども、青年クラブの皆さんが今後、畑を借りたいということがあれば、耕作放棄地等をできるだけ農業委員会では進めております。先ほども申しましたように借り手と貸し手の意見の相違があるものですから、なかなか契約には至っていない状況です。今後できるだけ耕作放棄地を優先に借り手のほうに紹介をしてまいりたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 土地に関してはやはり地主さんとの賃借もあり、大変難しい貸し手と借り手ですね。その公有財産でありますので、農地の貸し借りのそういう点は難しいと思います。また、この耕作放棄地に関して、農業新聞にも掲載されていましたが、この目標になるかどうかわかりませんが、ちょっとさわりだけでも読み上げたいと思います。この農地管理機構を活用した徳島県阿南市農業委員会で行った農地の解消された面積が3年間で100ヘクタール

とあります。大変な規模ではありますけれども、本村において、この遊休地を含め、3年間で遊休地も含め耕作放棄地を100ヘクタール解消したとあります。実績ということで成果が出ているということで新聞にも掲載されております。この大幅な解消という面積は本村にはありませんが、現在、村全体での遊休地、耕作放棄地を含めた面積はどのぐらいあるか、把握しているでしょうか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（15時03分）

~~~~~

再 開（15時03分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

手元に今資料がありませんので、後で確認をして御報告したいと思います。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 大変失礼しました。これは把握していないなと思っていました。現在、耕作放棄地、遊休地を含めて現在、40ヘクタール程度ではないかと思いますが、この40ヘクタール目標をつけて一、二年で解消できるものではないんですけれども、毎年年度を重ねて、ぜひ少しでも耕作放棄地が減るように頑張りたいと思います。以上で、本日の一般質問を終わります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で外間博則議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時05分）

## 平成29年第6回中城村議会定例会（第7日目）

|                                                 |                 |                       |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成29年12月8日（金）   |                       |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成29年12月14日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成29年12月14日（午後2時41分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄               | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 比 嘉 麻 乃               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良               | 11 番                               | 新 垣 徳 正   |
|                                                 | 4 番             | 外 間 博 則               | 12 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏               | 13 番                               | 仲 座 勇     |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則               | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                 | 15 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝               | 16 番                               | 與那覇 朝 輝   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                       |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 6 番             | 新 垣 貞 則               | 7 番                                | 金 城 章     |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 新 垣 親 裕               | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介               | 企 画 課 長                            | 大 湾 朝 也   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典               | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治               | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍                 | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 比 嘉 義 人   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 津 覇 盛 之               | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 知 名 勉                 | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌               | 生 涯 学 習 課 長                        | 金 城 勉     |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三               | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 安 田 智     |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 村 盛 和               |                                    |           |

議事日程第5号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 與那覇朝輝 これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。最初に仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 皆さん、おはようございます。質問の前に12月に入ってきたのが一番寒いかなという感じでしたが、それと年末、これからどんどん飲む機会が多くあって、皆さん体調面には十分留意していただきたいと思います。それでは、議長より一般質問のお許しが出ましたので、これより質問をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

大枠1番、病児、病後児保育について。①正規雇用であれ、非正規雇用であれ、子育て世代のお父さん、お母さんにとって子供の突然の病気への対応は簡単なことではないはずで、保育所や学校を休まなければなりません。特に女性はこういう問題では社会的地位が確立できていないのが正直なところではないでしょうか。子育てするなら中城村にしようではなく、子育てするなら中城村と思ってもらうためにも子育て支援の充実がまだまだ必要だと考えます。中城村の病児・病後児保育について村の見解を伺います。

大枠2番、中城村の歴史文化振興について。

①平成13年に制定された文化芸術振興基本法の制定に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針、文化芸術資源で未来をつくる第4次基本方針が策定されております。中城村の歴史文化振興に対する考えとこれまでの取り組み状況は。以上、簡潔な答弁をよろしくお願ひします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、仲松正敏議員の

御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては福祉課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては教育委員会のほうでお答えいたします。

私のほうでは御質問の大枠1番の病児・病後児保育についての所見を述べさせていただきますが、議員も御承知のとおり、現在2カ所の病院でこの事業を行っていますけれども、実は当時うえむら病院の誘致に当たって、この病児・病後児保育をぜひともやってくれということでお願いをして、誘致をさせていただきました。というのも、南上原地域、非常に人口増加が著しい地域ですけれども、そこでうえむら病院に産婦人科を開いていただき、そしてこの病児・病後児保育をやっていただくことは大きなモデル地域みたいな形になるだろうと。学校があり、保育園があり、幼稚園があり、買い物をするサンエーがあり、銀行があり、共働きの特にお母さんが、突然子供が熱を出したということで呼び出しをされたときでも、うえむら病院でしっかりそれをケアしながらやれる、体制づくりができるということで、一番にお願いをしたのがこの病児・病後児保育でございます。今のところ順調に推移しているようではございますけれども、今後子育て世帯の支援をこういうことを通じて充実させていきたいと思っております。詳細につきましては、また福祉課のほうでお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。中城村の歴史文化振興についてですけれども、村の文化まつりを実施するに当たり、仲松正敏会長を中心とした村の文化協会、そして組踊「護佐丸」保存会、村の老人会を初めたくさんの皆様に御協力をいただき、文化まつりを成功裏に終えることができました。御協力をいただきました皆様方、本当にありがとうございました。文化振興に対する考えとしましては、創造性を

育み、表現力を高めるとともに、人と人をつなぎ心豊かな社会をつくり上げていく上でとても大切なものだと考えています。そういった意味で教育委員会としては、中城村の歴史文化振興を子供たちに継承していくことは、とても重要なことだと思っています。現在、南上原の子供たちによる組踊「糸蒲の縁」、それからことしの津覇小学校のPTAの文化祭では、伊集のターファークを小学生が見事に演じました。教育委員会としても今後できる限り各団体を支援し、文化継承をされるようにしていきたいとそういうふうに考えています。これまでの取り組みについては生涯学習課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 仲松正敏議員の御質問にお答えします。

中城村では平成22年度に3町村、西原町、与那原町で病後児保育事業を太田小児科で実施しました。続く平成27年度には病児保育事業をうえむら病院で実施しております。保護者の子育てと就業の支援を図っております。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 大卒2番の歴史文化振興に対しましての取り組みとしましては、文化関係団体への育成支援として、運営費の補助や自主公演の支援、発表の場として中城文化まつりへの出演などを行ってきました。特に南上原の子供たちによる組踊には、さまざまな補助事業等を活用した支援を行っております。また、学校教育への文化芸術活動の充実として、文化芸術子供の育成事業で、上方寄席芸能や松山バレエ団、東京混声合唱団、ミュージカル等の公演や、漆芸師の宮城清氏、ピアニストの與那嶺理香氏の公演など、支援を行ってまいりました。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 それでは大卒1番のほ

うから再質問いたします。

病児保育についてですけれども、これは中城村の次世代育成支援対策行動計画のデータにも出ていますが、自分や子供が病気になったときに面倒を見てくれる人がいない。この議場にも小学生の子供を持つ親がいらっしゃると思いますが、そういう通学前の子を持つ働くお母さん、その保育ニーズとして一番高いと出ております。どうしても休めない仕事が会社に入っている。でも子供は突然熱を出すわけです。仕事も行かざるを得ない、でも子供の面倒を見るにも預ける場所がない、病気の子供を預かってくれる場所がない、そういった状況において身動きがとれなくなってしまうという声がたくさん聞かれます。もちろんこれは、何でもかんでも預ければいいというわけではありません。会社が理解をし、そして社会全体が理解するような仕組みになっていく必要があるわけですが、現実には、ビジネスの社会、現在はまだまだそこまで至っておりません。子供はあした熱を出しますと言って、熱を出してくれるわけではないので、当然予約をするわけにもいきません。

本村では、病後児保育、病気になった後のケアをするための施設として、預ける施設はありますが、これは私、正直言って、また理想論になりますが、政策として最優先順位は逆ではないかと。子供が急に熱を出してしまって、どうしてもその日は仕事を休めないかもしれない。けれども、次の日から子供のそばにいてケアをしてあげる、そのためには、やはり病児保育のオープン型施設、いつでも連れて行ける施設をつくっておく、そういう制度こそが本当にお母さんと子供のためにはなるのではないかと、そのように考えております。これは、新しく箱をつくる必要はありません。

本村の近隣市町村には、クリニック、病院等、さまざまな施設がありますから、そういったところの医者が常駐してくださるような施設、そ

ういったところで連携を強化して、受け入れをお願いする、そのような仕組みが可能だと思いますが、福祉課長の考えをお聞きします。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

病児保育で契約している太田小児科、うえむら病院、3町村で実施しているファミリーサポートセンターがあります。そこでも、急な子供の病気など、一時的な預かりは可能であります。また、議員がおっしゃっているオープン型病児保育ということですが、県内でこのオープン型を実施している市町村はないと思います。このようなオープン型の特徴、利点とかを調べてみたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 病児保育については、現在、本村では何歳までを対象にしている事業なのか。その辺をお聞きします。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 小学校6年生までが対象となります。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 私は小学校6年生とまでは知らなかったのですが、3年生かと思いましたが、6年生とあれば非常にいいです。

子供を育てる上で問題となるのが37℃の風邪です。37.5℃は、子供を保育園に預けて働く、共働き夫婦によってはなじみのある数字です。通常は、健康な子供が風邪を引きます。だから子供の体温が、微熱と呼ばれる37.5℃のボーダーラインを超えると、保育園は預かってくれません。預けた後に発熱してしまったら、親は、例え仕事中でも子供を迎えに行かなければなりません。保育園で預かれない理由とは、他の子供への感染防止、また保育園のリスクマネジメントであり、法律で決められているわけではありませんが、この問題に対処するべき、中城村では病児・病後児保育事業を行っておりますが、

病気のため、幼稚園や保育園で預かってもらえない子供を決められた場所で、看護師や保育士さんがかわりに一時預かりができるか、お聞きします。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

先ほどの答弁とも重なりますが、現在、契約している太田小児科、うえむら病院でも一時預かりは可能であります。また、3町村で契約しているファミリーサポートセンターでも一時預かりは可能であります。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 今、お話しされたファミリーサポートセンター、場所はたしか与那原町でしたよね。そこを利用するためには、事前登録とか予約が必要ですか。その辺はどうですか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 病児保育事業及びファミリーサポートセンター事業を利用する場合は、事前登録が必要となります。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 病児・病後児保育事業、現在事前登録されている方は何人おられるか。また、利用者数についてもお聞きします。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 病児保育事業の登録人数は、現在まで264人です。利用者数は、うえむら病院、太田小児科合わせて175人です。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 人というのは困ったもので、幾らこのような制度があっても、いつかきつと必要となるであろう情報は聞き流し、必要になってから必要な情報を必要な分だけ欲しいという関係があります。

いつか病気になることを想定して、そのときのために登録しておこうという方が全体の何



パーセントいるか。中城村民、2万人余りの人口ですが、小学生以下3,319名も子供がいるのに登録者数264名。子供の数で見ると全体のわずか8%しか登録していない。そのうち利用者数175人、これは5%しか利用していないということで、この数値は村民が制度を知らないか、あるいはまた利用しづらいのかの、どちらかだと思っておりますが、そこでお伺いしますが、急な飛込み利用は可能ですか。また、あわせてお聞きしますが、病児・病後児保育事業への登録の手続はどのようにすればよいのか、その辺をお伺いします。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

基本的には事前に登録をして利用することが原則ではあります。急な発熱、急病の場合には、登録していない場合でも朝一番で病院で診察を受け、病児保育を利用する場合は、その日のうちに福祉課で登録することで、事前登録なしでも利用できるような仕組みにはなっております。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 わかりました。

もう一つ、37.5℃について、私は問題があると考えますが、保育園から呼び出しを受けたとき、すぐに迎えに行けない場合はどうするのかということですが、共働きで、勤務先が遠方の場合、急な出張、外回りで遠くの顧客回りをしているときとか、どうしても抜け出せない会議があるとき、さまざまな理由がありますが、保育園からは親族の方でもいいのでかわりに迎えに来てくださいと頼まれることもあると思います。そもそも、迎えに行ってくれるような親族がいるなら、初めからその人に看病してもらい、病後児保育は利用しません。いないから困っているわけで、仕事を一旦抜け出せば幸いですが、それを何回もすれば、現実的には会社をクビになるか、女性の社会進出にはまだまだ課題が山積みであります。

それでお聞きしますが、子育てで一番頭を悩ませるのは、この37.5℃の風邪ですが、保育園にかわり迎えに行き、病児・病後保育所に送ってくれる送迎サービスができないか。その辺をお伺いします。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 保護者が送迎できない場合は、おじいちゃん、おばあちゃんが送迎をしている状況が見られます。どうしても身内ができない場合は、3町村で契約しているファミリーサポートセンター事業で各施設への送迎は可能であります。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 誰でもぐあいが悪いときは情緒不安定で、子供はなおさらのことです。初めて行く知らない施設より、自宅のほうが安心するのは当然のことです。

そこで、在宅病児保育サービスについてはどのように考えているか。お聞きします。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

在宅保育サービスは、看護する方と幼児が1対1の事業になるかと思えます。国の補助メニューがあるか、在宅保育事業にニーズがあるか、調べてみる必要があると思えます。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 これもぜひ調べてもらって、在宅保育のサービスができるよう、よろしく願います。

次に、中城村の病児・病後児保育事業実施状況と今後の方針について、お聞きします。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 現在、うえむら病院、太田小児科で病児保育事業を実施していますが、うえむら病院では、受け入れ人数に余裕がありますので、その辺をまた検討して、必要であればふやしていきたいと思えます。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 次の質問も、この病児・病後児保育について、ぜひ実施していただきたいという質問ですけれども、この病児・病後児保育の無料化ができないか。その辺はどのように考えていますか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

現在、病児保育事業の利用料として、1日当たり2,000円、非課税世帯が1,000円、生活保護世帯が全額免除ということであります。病児保育事業は、西原町、与那原町、中城村でうえむら病院に委託しておりますので、中城村だけ無料でよいか、3町村で協議する必要があると思います。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 現在、女性の社会進出と、夫婦共働き世帯の増加に伴い、子供が早朝から急に体調不良になったときや、保育所に登所した後での発熱や、体調不良になったときは、早退や休暇等で対応していることから、病児保育の需要は高まる一方であります。受け皿の一層の拡大が求められているわけで、本村において仕事と育児の両立を支援する観点からも、病児・病後児保育の事業が充実されるよう、西原町、与那原町、それからうえむら病院としっかり協議し、病児・病後児保育の無料化が実施されるよう要望いたします。

それでは次に大枠2番に移ります。文化は人々の営みの中から生まれ、育まれ、受け継がれてきたものであり、その地域の、そこに暮らす人々の特性をあらわすものです。また、文化は豊かな人間性を涵養し、感性と想像力を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となります。このことから、中城村としましても、中城村の風土にさらなる磨きをかけ、ほかのまちになり魅力を発揮し、創造性豊かな地域社会を築くため、文化の振興を図るとともに、次世代を担う子供たちへの財産として、伝えていかな

ければならないと考えます。

中城村第4次総合計画が策定されているが、この総合計画には、策定委員が設置されている。策定委員が何名で、その方たちが審議される内容とか、この審議は年に何回開催されているか。その辺をお聞きします。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

○企画課長 大湾朝也 それではお答えいたします。

本村の総合計画審議会の人数につきましては、17名の審議委員に委嘱状を交付しております。委員につきましては、議会の議員4名、あと教育委員会の委員を1人、村農業委員会の委員を1名、学識経験者2人、自治会長3名、村内の公共的団体の役員を6名、合わせて17名に委嘱状を交付しております。審議会につきましては、2回開催されておまして、第4次総合計画基本構想、基本計画の素案について審議が行われております。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 本村の第4次総合計画の中で、事業名「護佐丸」「中城城跡」を通して中城の歴史と文化を学ぶプロジェクト」の事業がありますね。実施計画書には、実施計画総事業費が1,120万円、金額は合っていますか。事業概要としましては、郷土の歴史、文化についての学習の充実を図るために、教育課程特例校を目指し、「護佐丸」「中城城跡」を通して中城の文化を学ぶカリキュラムを編成し、効果的な指導体制の構築のために、副読本教材等の整備を図るとあるが、現在、その整備状況について伺います。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

○教育総務課主幹 安田 智 ただいまの、現在の進捗状況についてお答えいたします。

平成26年度より小学校に導入しています、中城ごさまる科は、ことしで4年目となっております。

ます。そこで昨年度、ごさまる科を指導している先生方に、現在使用している副読本で改善してほしい点を挙げてもらいました。やはり使っている中で、子供たちに難しい語句、単語等があったり、文章が長いといったことなど、学年層に応じたわかりやすい内容にしてほしいという要望がありました。それを受けて、現在、副読本の改訂版を作成しているところでございます。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 小学校において、現行の社会科の中で、琉球歴史を、時間をかけて学ぶことは厳しいため、児童における琉球史の理解度は乏しいのが現状と思える。しかし、中城城跡が平成12年に世界遺産に指定され、世界の価値あるものとして認定されました。これを期に、中城城の城主であった護佐丸の歴史、文化を理解することは、地域に誇りを持つとともに、歴史、文化を大切にしていこうとする態度を身につけさせるために必要と考え、この授業を実施されたものと考えます。

それでこの授業の、ごさまる科を導入して3年を終えたが、ごさまる科の現状と課題について伺います。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

○教育総務課主幹 安田 智 中城ごさまる科の現状と課題についてお答えいたします。

先ほど言いましたが、ことしで4年目を迎えております。子供たち、先生方にも定着してきていると捉えております。1年生から6年生までの指導になっておりますが、やはり指導計画に沿って進めており、10月ごろから2月上旬までに指導はなされております。主な学習の仕方としては、この副読本を使用して、担任による教室での学習、そして現地、中城城跡や歴史の道へ行って、グスクの会のガイドさんから説明を受けている学習、さらに昨年できたばかりの

護佐丸歴史資料図書館を活用して、護佐丸に関する資料を見学するなど、やはり興味、関心を持たせるような学習方法を行っております。

課題としては、やはりほかに例を見ないように、地元の歴史の学習ですので、先生方の指導体制が挙げられます。先生方は毎年同じ学年を受け持つということは少ないため、次年度、学年が変わり、新学年の内容を新たに勉強しなければならないわけです。また、新任の先生方も他市町村から異動してきておりますので、新しい先生方にごさまる科の存在意義等、また学習の仕方を理解させなければならないと思っております。そしてまた、平成32年度、西暦で言うと2020年度になりますが、小学校五、六年生に英語科、小学校4年生に外国語活動という内容が導入されます。そのため、次年度から移行期間として、英語の学習時間がふえます。さらに、先生方の負担が増すことが懸念されます。それと、この事業は一括交付金を活用して進められておりますので、一括交付金の事業が今後も継続されていけばよろしいのですが、それがもしなくなったときの財源、予算をどのように対応するか、課題として上げられております。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 平成32年度から小学校五、六年生に英語科、三、四年生に外国語の活動が導入されるということですが、大変すばらしいことだと思います。その分、先生方に負担がふえるということに関しては、学校側やまた関係機関で、しっかり協議し、できるだけ先生方の負担を少なくしていただきたいと思っております。一括交付金を活用しての事業ですから、年度からすると微妙なところですが、一括交付金が打ち切られる時期と重なる可能性があるわけで、村長、一括交付金がなくなっても、村長の力で、大変厳しい財政事情ではあるが、この事業が継続できるよう、頑張っていただきたい。よろしくをお願いします。

この事業の実施効果についてはどのように  
なっているのか、お伺いします。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田  
智。

○教育総務課主幹 安田 智 実施効果につい  
てお答えいたします。

平成28年度、昨年、児童、保護者、先生方に  
アンケートを実施しました。そこで、ごさまる  
科の授業を受けて、中城村の歴史文化について、  
興味関心が高まりましたかという質問に「とて  
も高まった」「少し高まった」と肯定的に回答  
した児童は、平均して全児童の94.6%が肯定的  
に回答していただいています。また、保護者の  
アンケートのほうからも、小学校1年生から6  
年生まで、中城ごさまる科の学習を行うことで、  
子供たちが地域の歴史、文化に誇りを持ち、地  
域を愛する態度が身につくと思いませんかとい  
う質問に「思う」と回答した保護者が89.9%、  
90%の高い数値を出しております。さらに、保  
護者としては「ごさまる科は今後も継続したほ  
うがいい」と回答した人が86.9%と回答して、  
高い数値を得ております。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 伝統文化の継承や後継  
者を育成していく上で、本村の文化振興に対す  
る現状や意見を把握することは、本当に大切な  
ことだと思っております。

児童や保護者、先生方にアンケートを行った  
ところ、89.9%の子供たちが、地域の歴史や文  
化に誇りを持ち、地域を愛すると回答された。と。  
今後もごさまる科の継続を望んでおります。大  
変素晴らしいことだと思います。

それで、この事業の平成31年度までの目標と、  
今後の展開についてどのように考えているか、  
お伺いします。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田  
智。

○教育総務課主幹 安田 智 お答えいたしま

す。

この事業はことしで4年目になりますが、や  
はりアンケートからもありますように、教育委  
員会としても子供たちに対して教育効果は有効  
であると捉えております。平成31年度までの目  
標としては、子供たちの興味、関心が、今以上、  
現状、今以上に高まるように指導していきたい  
と考えております。

今後の展開としましては、やはり護佐丸歴史  
資料図書館という、本当に素晴らしい施設があ  
りますので、そこと連携して、しっかり資料図  
書館を大いに活用して、子供たちが地域に愛着  
を持って、郷土愛を高めていけたらと考えてお  
ります。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 文化芸術基本法の中で、  
児童生徒等に対する、文化芸術に関する教育の  
重要性、これに取り組むという部分が大事だ  
と思います。というのも、先ほど言いましたと  
おり、やはり中城村においても、次世代への継承、  
また人材育成という部分で言えば、やはり子供  
のころから文化芸術になれ親しむ環境等を整え  
ることが理想的だと考えております。

それで今、中城村の学校現場において、文化  
芸術に関して、どのような取り組みを成されて  
いるか、お聞きします。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田  
智。

○教育総務課主幹 安田 智 現在、中城村の  
児童生徒たち、学校現場において、どのような  
取り組みをされているかということで、一応大  
まかに申し上げますと、学校において、文化的  
行事が小中学校で行われております。

学芸会や音楽発表会、芸術鑑賞会などがあり  
ます。学習発表会や運動会においては、地域の  
伝統エイサーや、中学校では校歌ダンスを披露  
しております。音楽的文化活動の取り組みを見  
ますと、プロの演奏者を招いて、昨年、中学校

では三味線と中国楽器二胡による演奏を觀賞しております。各学校には、吹奏楽部、地域にジュニアオーケストラがあります。児童生徒は、日々楽器演奏の向上に取り組み、その成果をコンクールや学校行事、地域の行事で披露しております。昨年6月、台湾の彰化県立児童弦楽器の児童が参りました。津覇小学校と中城南小学校の合同金管バンドと互いに演奏をし合い、音楽を通した国際交流も行っております。

地域の伝統芸能、文化芸能の継承として、教育長からもありましたように、津覇小学校で児童によるターフェーカーや和宇慶の獅子舞、南上原の組踊「糸蒲の縁」、あと護佐丸太鼓があり、文化まつり等で披露しております。さらに、中頭地区中学校文化連盟の総合文化祭というのがあります。その幕開けに三味線の演奏がありますので、それに参加したり、ことし中学校1年生が全員、県中学校総合文化祭に行き、舞台の部や展示の部を觀賞したりしております。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 学校においては、文化的行事として、小中学校では学芸会や音楽発表会、芸術鑑賞等が行われています。また、昨年6月には、台湾の児童弦楽器団と、津覇小学校、中城南小学校の合同金管バンド、互いに演奏し合い、音楽を通した国際交流も行われていたと。本当に、文化芸術に対して学校現場でも、しっかりとそのような文化に対しての取り組みも行われているということで、大変素晴らしいことだと思います。

私も、津覇小学校に足を運んで、児童による、伊集の子供たちによるターフェーカーや和宇慶の子供たちによる獅子舞、また南上原の吉の浦会館での組踊「糸蒲の縁」を見まして、大変感動しました。

文化財は、地域がたどった歴史や文化を知る上で、欠かすことができない村民の財産であります。小中学生が地域の人々とともに学ぼうと

する意欲に応える機会を提供し、また、生まれ育った地域を対象とした学習に取り組むことにより、郷土の歴史、文化に対する理解を深め、郷土愛を育むことは、生涯学習にとって大変重要なテーマであります。それで、小中学生への文化講座が開設できないか。その辺をお聞きします。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 生涯学習課発信の、学校における地域的な文化講座を開催してはということでの理解をして答弁いたしますけれども、学校教育の学習指導要領の中で、授業実数との兼ね合いもございますので、また、本村においては特例校の指定を受けまして、ごさまる科の授業実数を使っている現状もございますので、生涯学習課発信の文化講座の時間を設けるのは難しいかと考えます。

しかし、現在もごさまる科の授業の中で、グスク会の会員や護佐丸歴史資料図書館及び館の学芸員等の資源を活用しており、また、学校からの依頼による地域めぐり授業として、生涯学習課の職員を派遣し、地域の歴史文化や伝統芸能、拝所やカー（井戸）などを説明しながら案内する授業や、平和学習の授業への講師の派遣をしておりますので、学校からの要請には対応したいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 ごさまる科も今現在やられておりますので、大変厳しい面もあるとは思いますが、やはり文化講座を開設するにあたっては、それなりに歴史や文化の知識に優れた講師が必要ですが、本村においても、先ほど話されたグスクの会の案内人もおられますので、学校で定期的に文化講座を持つことで、より一層子供たちが中城の歴史、文化を深く知ることが出来ますので、ぜひ文化講座の実施に取り組んでいただければと思いますので、その辺、よろしくお願ひします。これで私の一般質問を終

わかります。

○議長 與那覇朝輝 以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時54分）

~~~~~

再 開（11時07分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

○6番 新垣貞則議員 それでは、通告書に基づいて、6番新垣貞則の一般質問を行います。

大枠1番です。吉の浦火力発電所と連携して住みよいまちづくりを図る。①吉の浦火力発電所に地元からの雇用の創出は。②行政・発電所・地元（久場・泊地区）3者間の合同避難訓練は。③発電所周辺の護岸清掃は。④久場前浜原線の周辺を整備して、地元の活性化を図る。

大枠2番です。吉の浦公園を子供からお年寄りまで憩える施設整備。①人材育成基金の条例施行規則の一部改正の課題は。②吉の浦公園を村民が憩える施設整備は。国道329号、農協給油所隣花園の管理は。ハードの設置は。体育館屋上に水銀灯の設置。③吉の浦公園・会館のアンケート調査の目的は。④中城村の小学生、中学生からオリンピック選手を育成するには。以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、企業立地観光推進課、そして住民生活課、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、総務課と教育委員会のほうでお答えさせていただきますが、私のほうでは御質問の大枠2の①人材育成基金についての考え方を述べさせていただきます。これは教育委員会で詳細は述べさせていただきます

が、考え方としましては私のほうでは人材育成ですから、当然子供たちにかかわる基金でございます。条例、あるいは規則、規定など、もちろん基準とするものは大事な部分はあると思いますが、できるだけこれは拡大解釈をして、子供たちに係る部分ですので、余り凝り固まるのではなくて柔軟性を持って、例えば派遣などが出てきた場合にも、その派遣をできるだけやれる方向性をもって考えてくれという指導はさせていただいております。そういう部分ではある程度一定基準は当然設けるのは設けますけれども、大いにそれを利活用できるような柔軟性を持ってくれということで指導をさせていただいております。詳細につきましては、また後ほど担当課のほうで答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の吉の浦公園の子供からお年寄りまで使える施設整備についてでございますが、先日の石原昌雄議員にも話をしましたが、高齢化社会の大きな課題として、健康寿命が約10歳、平均寿命との差があると言われております。長寿だからといって必ずしもよいとは言えないのが現状でございます。また、以前から子供が転んでも手が出ないで顔面を地面に打ちつけることが、実際にそういう児童も出てきております。これはさまざまな生活環境の変化による子供たちの遊びの変化によるものだと考えています。従って生涯にわたって運動に親しむ習慣を身につけることは、とても重要なことだと思っています。早い時期から運動に親しむ習慣を身につけ、健康寿命を延ばす努力をすることはとても意義深いことではないかと考えています。そういった意味で、幼児から老人まで活用できるように吉の浦公園の機能強化整備基本計画を、利用者はもちろんのことですが、村内のあらゆる組織の代表者や有識者からアドバイスをいただいて、この事業を進めていき

いと考えているところでございます。

大枠2の①から④の詳細については、生涯学習課長より答えさせます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 新垣貞則議員の御質問にお答えします。

大枠1番の①でございますが、平成25年5月に吉の浦火力発電所建設に伴い、営業運転を開始して4年を迎えております。その間、清掃業務や警備員、それから事務補助員等の雇用が創出されました。現時点で新しい就労機会をつくり出すことは難しい状況と考えておりますが、事業拡大、例えば3号機、4号機の計画がございますので、建設などで新たな雇用機会を生み出す施設整備が行われるタイミングを見計らって、沖縄電力へ引き続き要請できるものと考えております。

次に②でございますが、御質問は3者による合同避難訓練の実施が可能かという御質問と理解をして、答弁させていただきます。3者の防災計画に基づく実施計画の整合性がとれば、私は実施は可能と考えております。ことしの8月に沖縄電力、久場・泊自治会、それから村で「吉の浦火力発電所に関する情報交換会」を設置しましたので、その中で調整し、話し合えるものと考えております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 それでは、大枠1の③についてお答えをいたします。

吉の浦発電所周辺の護岸清掃については、沖縄電力及び関連企業は、村の年2回の一斉清掃や、毎月1回定期的に水路護岸部の草刈り作業や海岸部の漂着ごみ等の収集作業等を行っており、村としては収集されたごみの運搬・処分を業者委託し、処理を行っております。今後も連携して良好な環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 大枠1の④についてお答えします。

久場前浜原線を整備中であります。現在、市街化編入の特定保留に指定されています。特定保留を解除し、市街化編入するには、地区計画条例を都市計画決定する必要があります。吉の浦火力発電所周辺の地域活性化を目指すためにも、市街化編入が必要であることから、地区計画条例を早目に策定し、地域の合意形成を図りながら進めていきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 大枠2番の①について、お答えいたします。

限られた予算の範囲内で、より多くの児童生徒の皆様へ公平に助成する仕組みへの改正でございましたが、現在におきましても予算不足が執行上の課題となっております。

②ハードルの設置につきましては、去る9月議会でも答弁いたしましたが、現在のところ購入の計画はございません。同じく②体育館屋上の水銀灯につきましては、1基追加で設置工事をしております。今週中の完了を予定しております。

③アンケートの調査目的ですが、吉の浦公園・会館の施設の機能強化整備を図るため、村民の皆様、利用者などの御意見、要望、利用意向を把握し、機能強化整備計画の参考とするために実施しております。

④につきましては、オリンピックなど国際大会で本村出身選手が出場し活躍することは、選手のみならず本村の誇り、地域の一体感など多大な効果があると考えます。また、子供たちに夢を与えるオリンピック選手の育成は非常に素晴らしいことだと考えます。育成につきましては、プレーヤーズファーストでそれぞれの選手のその年代にあった育成が重要と考えますが、本村におきましては子供たちがオリンピックを

含め、競技者として夢と希望を持ってもらえるような心の育成としまして、現在本村事業で実施しております。サッカーJ1の川崎フロンターレやガンバ大阪など、日本の強豪チームを誘致してのキャンプ事業、ヤクルトスワローズの選手によります少年野球教室、世界のトップアスリート譜久里氏による陸上教室、学校におきましても昨年からは日本の一流アスリートを中学校に招いて、夢先生事業を開始し、子供たちに身近に世界レベルを見て、感じて、考える体験をとおして、夢を持ってもらう取り組みを行っております。また、今後の吉の浦施設の機能強化整備により、競技者の練習環境を整えることで、育成の一助になると考えております。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 大枠2の②についてお答えいたします。

国道329号、吉の浦公園入り口の農協給油所隣の花園につきましては、村のほうで管理を行っております。今年度におきましては、久場の有志の方々の御厚意により、草刈りや花の苗木を植えていただいたこともございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 それでは、大枠1番から質問します。

地元（久場・泊地区）の吉の浦火力発電所と連携して、住みよいまちづくりを図る。①のほうです。企業立地・観光推進課長には、行政・発電所・地元（久場・泊地区）、3者間で新たな組織として、吉の浦火力発電所に関する情報交換会を立ち上げて御尽力なされました。御苦労さまです。その目的はなんですか。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

平成29年8月31日に吉の浦火力発電所に関する情報交換会を開催し、会議の中で目的を定め

ております。その目的は、吉の浦火力発電所の近況報告及び地元、村、沖縄電力とのコミュニケーションを図る目的でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 企業立地・観光推進課長より答弁がありました。新たな組織として、吉の浦火力発電所に関する情報交換会で、地元、行政、発電所が連携を図ることで、発電所から発生する課題や発電所周辺の課題が解決され、地元の人々が安心して安全な生活ができると思っています。

そういう観点から質問をします。それでは、①吉の浦火力発電所に地元（久場・泊地区）の雇用の取り組みについて質問をします。吉の浦火力発電所建設工事に伴う周辺地域協議会の設立に関する覚書を、「中城村・電力・地元」と3者間で覚書を締結しています。その中で、電力は吉の浦火力発電所周辺、地域の振興に資するため地元企業の活用及び地元からの雇用に優先に努めとありますが、現在、地元（久場・泊地区）の非正規職員は何名いますか。発電所に勤務している非正規職員の仕事内容はどのような仕事内容でしょうか。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

平成29年11月末現在で発電所の村出身の非正規職員数は15名でございます。その中には委託会社の社員も含んでおります。そのうちの地元（久場・泊地区）の非正規職員は、4名でございます。3番目の非正規職員の仕事の内容ということですが、主に清掃員、警備員、事務員補助でございます。15名全て村内雇用になっております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 専門的な正規職員は採用試験を受けなければなりません、非正規職



員、先ほど企業立地・観光推進課長からありましたように、庁舎内外の清掃や発電所入り口の警備員とか、地元（久場・泊地区）の人ができる仕事だと思います。それから、前日本石油があったときには、久場から草刈り作業や庁舎内の清掃、それから発電所入り口の警備員など、久場・泊地区のたくさんの人を雇用しています。現在、60歳を過ぎて定年退職をされた方々や若い働き盛りの人がいます。なおかつ村・電力・地元、3者間で覚書を締結しています。その中でも電力は地元からの優先雇用に努めるとあります。地元から非正規職員を雇用することで地元から喜ばれ、吉の浦火力発電所ができてよかったと思われれます。行政からも地元から非正規職員を雇用するよう、発電所のほうに要請することはできないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

雇用の形態については、これまで久場・泊、それから電力との協議によって、まず最初に雇用が生み出されるときには、久場・泊の自治会に御相談をしていくと。それで久場・泊から雇用者がいなければ、村内に拡大していくというシステムで今15名の村内の雇用をしているということでございます。御質問のありましたとおり、非正規職員の雇用については、これまでも事あるたびに要請はしておりますし、また地元から再度、要請があれば村としても積極的に、雇用が図られるように要請をしていきたいということでございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 地元からたくさんの人を雇用することによって、近い職場で働くことで生活にゆとりの時間ができ、生活が保障され、積極的に地域活動ができ、地域の活性化につながると思います。行政のほうからも発電所に雇

用の要請をお願いします。

次に、②番です。行政・発電所・地元、3者間の合同避難訓練について質問します。吉の浦火力発電所は県内の中でも住宅に近く建てられています。発電所から火災、タンクからアンモニアが漏れたなどの火災が発生した場合の対処はどのように地元住民に情報の周知をしていますか。そして、発電所から災害が発生した場合の防災計画は策定していますか。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

議員おっしゃるとおり、吉の浦火力発電所は住宅地に接近しているという認識を常に持っていることとあります。地域住民への情報周知ということと防災計画の策定ということですが、まず沖縄電力においては沖縄電力防災業務計画を策定し、各部や発電所ごとにマニュアルに基づき、訓練や緊急連絡体制を定めているところであります。その中で、地域住民への情報周知については、まずは地元の自治会長に通知し、常に情報を開示していくということとあります。詳細については、吉の浦火力発電所に関する情報交換会でも聞けると思います。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 発電所は久場・泊地区の住宅に近いので、発電所からの火災などが発生した場合に、住民の安全を確保するには日ごろからの訓練が必要です。災害には備えあれば憂いなしです。久場自主防災会は来年の3月31日に避難訓練を予定しています。地元・電力・行政、3者間で連携を図り、避難訓練をやる必要があると思っています。地震、津波、災害が発生した場合の訓練をすることによって、地元住民の生命・財産を守り、災害の軽減につながるとしています。発電所から火災が発生

した想定をして、3者間で連携しての合同避難訓練を開催する考えはないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えします。

企業立地のほうで防災訓練をするということではなくて、村としての答弁をさせていただきますが、まずは3者の合意が整えば合同訓練は可能だと私は考えております。3者連携による合同防災訓練の実施は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合においては、人の生命または人体を災害から保護し、危険な状態にある住民等が安全な場所に避難することが大事だと考えております。今回予定しております、久場自主防災会が計画する平成30年の3月11日の防災訓練の実施計画を自治体及び沖縄電力に早目に示していただいて、その中で合同訓練ができるか調整し、協議ができればと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 次に、③の吉の浦火力発電所周辺の護岸の清掃について質問をします。久場公民館前の下の護岸は、11月2日に吉の浦火力発電所の職員の皆さんが定期的に清掃をして、ちり、空き缶、瓶、ペットボトル、木、紙くずなどを1カ所に集めて片づけて、公民館の下にちりが置かれました。住民生活課の職員の皆さんそのちりを片づけてもらっています。そういう形で、3者間で連携をとり合って、護岸の草刈り作業を定期的に。例えば6月、9月、12月、3月とやれば、護岸もきれいになります。先ほど企業立地・観光推進課長からありました、6月、11月に情報交換会を開催しています。その会議の中で、発電所周辺の護岸清掃について3者間で連携をとりながら、そういった提案はできないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 それでは、お答えいたします。

先ほどから申し上げております情報交換会につきましては、我々住民生活課も参加しております。その中で、沖縄電力関連企業については、自主的に清掃等々の活動を行っているということで、それで今後我々としても、年何回になるかはわかりませんがそれにかかわって、できることと言えば多分ごみ処理と、運搬処分についての形になるかと思っておりますけれども、連携して活動していきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 次に、④久場前浜原線の周辺を整備して、地元の活性化を図るについて質問をします。久場前原線の現在の進捗状況はどのようになっていますか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

村道久場前浜原線は工事中で、来年の3月には工事を完了していきます。4月からの供用開始を目指して作業を進めています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 最近、久場前浜原線が整備され、泊地区は鉄筋の業者などが事業を開始しています。これから発電所周辺は、いろいろな企業や建物が建設されると思われれます。地区計画を整備して、建築を制限する必要があります。地権者や地元との協議により、地区計画を定めて発電所周辺の環境を整備して、地元住民が住みよい環境づくりを図る必要があります。これからの方向性をどのように考えていますか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 地区計画の話ができましたので、今までこの議会で何回も地区計画をやりましょうという話はやりました。それと、平成21年から久場・泊の自治会も含めて地区計画の話をして、市街化区域にしましょうと。今は特定保留にありまして、その地区計画を、条

例をつくることによって、建築制限ができるという条例がありまして、これをやろうという話は何回もやったのですけれども、なかなか受け入れをしなくて地域の方々からは道を優先につくってくれということ、この地区計画とセットにしないでやって、道路の完成を図っています。今後は、議員から指摘のヤードに関しては、市街化調整区域で可能なことから道路建設に伴い想定されることとして、地域の皆様には説明会で何度でも説明をしてみたいと思います。今後は地域の望むまちづくりのために、かねてから説明をしてみたい、市街化区域の編入と地区計画制度の導入を進めるべきではないかと考えています。そのときは、ぜひ久場選出の議員2人、あと泊も1人いますので、先頭に立って地区計画を導入して、まちづくりをしたいと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 今回から新たな組織として、地元・村・発電所の3者間の情報交換会ができました。非常にいいことだと思っています。地元、発電所のコミュニケーションを図ることによって、3者が連絡を密にすることで、地元住民の住みよいまちづくりにつながると思っていますので、今後とも連携をして、地元住民が住んでよかったというまちづくりを図ってください。

次に、大枠2番です。吉の浦公園を子供からお年寄りまで憩える施設整備について、質問をします。①中城村人材育成基金条例執行規則の一部改正について質問をします。前回の一般質問では、沖縄一になったら助成回数が1回だと、父母の負担が多くなりますので、見直してほしいという質問をしました。予算不足が課題と思いますが、今年度は中城中学校が優秀な成績をおさめていると派遣されましたが、今後の対応はどのように考えていますか。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

予算的には非常に苦しいのですけれども、逆に言うとうれしい悲鳴でございまして、優勝など優秀な成績で勝ち取った派遣でございまして、派遣される児童生徒の負担をできるだけ軽くしていきたいと考えております。今後、全体として見直しも含め検討していきたいと考えています。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 今生涯学習課長から答弁がありましたように、全体としての見直しを検討するとありました。指導者や生徒たちは、県外派遣大会があるから沖縄一を目標に練習を頑張り、全国大会で活躍できる選手が育成されて人材が育ち、中城村のすばらしい未来を築くと思っていますので、予算を投資してください。それから中城村は指導者、監督、コーチは村からの助成対象外です。助成金が支給されていません。北中城村、北谷町、嘉手納町、読谷村は、助成金が支給されています。中城村も支給する考えはないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

平成29年度より人材育成基金条例の改正を行いましたけれども、改正理由につきましては限られた予算の範囲内で、より多くの児童生徒の皆さんに公平に助成できる機会を図るためでございます。現在でも、予算不足が課題ではありますが、子供たちにはしっかりと宛てがっていきたくて考えております。毎年寄附額を上回る助成金の支出で、予算不足の状況でございます。村長からもお話がありましたけれども、大人については仕事もしており、収入もあると思います。予算不足の状況も含め、今年度からは中城村の将来を担う子供たちへ限定としておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 今度の課題だと思いま

すので、監督、コーチは毎日朝から晩まで子供たちを指導しています。6町村の中では、中城村だけが監督、コーチの助成対象外となっていますので、そのほうも検討なされてください。

それでは、②国道329号の花園の清掃について質問をします。現在、久場遊花（あしばな）会の皆さんを中心に、毎月第4日曜日を清掃の日と定め、ボランティアで清掃をしています。目的は、前まで木や草が生えていましたので花園を整備して、花を植えて季節季節の花を咲かせて、吉の浦公園をたくさんの方が利用して、憩いの場と村民の健康づくりに役立ててもらい、また、サッカーのキャンプ誘致をしていますので、公園入り口を花できれいにして、お客さんを迎えるために整備をしています。11月5日、久場遊花会約8名の皆さんが花園を耕し肥料を入れて、ペゴニヤ200苗とコスモスの種をまいてきれいにしてあります。花代を村から1万3,000円の支給をしてもらっていますが、飲み物代とか茶菓子代は久場遊花会の予算から出しています。ボランティアの皆様負担かけないように、村としての支援をどのように考えていますか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

これまでも、平成29年度に入りまして私が記憶している中で、2度ほど久場の有志の方々にその花園の清掃等をやっていただいております。花も植えていただいて、非常に景観的にもよくなっているものと感謝をしております。花代につきましては、これまで村のほうで代金を出しているところですが、指摘がありますように飲み物等については出していない状況です。そういう必要なものについては、今後も検討したいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 例えば、久場遊花会のほうに年間6万円とか、それから月5,000円の

12カ月、そういった形で花の苗代とか、飲み物代、茶菓子代とか、そのほかにも消耗品代とかたくさん買いますので、そういった支援の方法とかは考えられないですか。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時47分）

~~~~~

再 開（11時47分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

都市建設課に地域対策支援事業ということで、老人クラブ、あとは各種団体に花代、肥料代も含めて交付する事業がありますので、ぜひうちのほうに申請をしてもらって、チェックを行った後に予算を交付していきますので、久場のほうでも1回交付しています。去年は当間のほうで、吉の浦線に花を植えましょうということ老人クラブがあったのですが、これは最終的には管理できないということで、キャンセルした事例があります。この辺はまた都市建設課のほうで、協議をなされればいいかと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 ありがとうございます。久場遊花会の皆さんも多分喜んでやと思っています。

それでは、次にハードルの設置について質問をします。この件について、去年もことしもハードルが陸上競技場がないということで、私は設置するように提案しました。中城中学校の陸上部の生徒たちはハードルがなくて練習ができません。それから、吉の浦総合スポーツクラブ主催の小中陸上大会もあります。それで今、西原町から借りています。そういうことで、なぜハードルが設置できないか、非常に疑問です。陸上競技場にハードルがないのは多分中城村だけではないかと思っています。それで、もし財

源が厳しかつたら、キャンプ誘致をした一括交付金があります。その中からでもハードルは設置できないのですか。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。  
○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

ハードルの整備につきましては、議員もおっしゃってございましたけれども、ことしの9月議会を含め何度か同様の答弁をしております。議員も生涯学習課の担当職員としていらしたのでよく御存じだとは思いますが、その当時と変わらない状況だと認識しております。その状況の中、備品の必要性、緊急性、効果などから財源を考えると、村の単独予算での購入は厳しいと考えます。なので、一括交付金などを活用した事業として、施設だけではなく備品も機能強化計画の中に盛り込み、今後整備していこうと考えております。また、これも議員も御存じだと思いますけれども、現在の倉庫が満杯の状況です。保管場所もない状況での購入には問題もございます。ですので、平成30年度の整備計画では考えていないということでございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 課長、もう一回言います。これは去年、ことしももう2カ年間、子供たちはハードル練習ができないのです。もう人材育成ができないような状況なのです。それで中城中学校の子供たちも学校から持って行ってハードル練習をやっています。そういう課題があります。教育委員は人材育成だと思っておりますので、人をつくらぬで何をつくるのかという非常に疑問ですので、この課題は次も質問します。

次に村民体育館の屋上に今現在水銀灯が2つありますが、水銀灯の照明が1つついていません。真ん中にある水銀灯の照明は、いつつけるわけですか。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。  
○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

現在工事中で2基の設置となります。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 駐車場は照明が暗くて、子供たちの危険性を増しています。早目に照明をつけてください。

次に、③吉の浦公園・会館の利用に関するアンケートの目的について、質問をします。アンケートの中に、今後吉の浦公園の各施設の改善・改修、または新たな施設の導入の調査だと思えます。私は20年余り、1週間の中で大体6日は公園を利用しています。村民がこの施設を拠点に、子供からお年寄りまで憩える施設には何が必要か、何を整備したら多くの村民がここに集い、各種スポーツを楽しみ、村民の健康づくりを図るにはどのような方法があるかを考えています。ウォーキングコースを全天候型にしたら、村民が憩える施設になると思っています。そういう観点から質問をします。教育長に伺います。今回、中城中学校女子駅伝部が沖縄一になりました。全天候型にしたら、このコースを活用してインターバルトレーニングや、1,200メートルありますので、スピードアップの持久走の練習に役立ちます。各部活動の生徒たちの競技記録のレベルアップにつながると思います。現在のウォーキングコースはコンクリートでかたいので、ここでスピード練習をしたら膝のけが、腰のけがの原因になります。全天候型のウォーキングコースにしたら、スピードの練習もできます。教育長は体育の先生をやっていたので、全天候型にしたら生徒たちは専門的な練習ができ、生徒たちの競技力につながると思いますが、教育長の考えを聞かせてください。そして、吉の浦公園の施設整備について、高齢者の健康づくりは今後どのように図っていくのか。その方針をお聞かせください。

○議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 全天候型にするという考えはとても素晴らしいアイデアだと。いろんな

面で、ウォーキングコースであったり、ランニングコースであったりだと思っています。今度の総合整備の計画の中で、どれが優先順位なのか。先ほどから考えている老人から幼い子供たちまで、何を最優先して整備しないといけないか。その年代層にあった、例えば屋根がついた保育園とか、老人がゲートボールができる場所であるとか、保育園の運動会ができる場所であるとか、そういう整備も今、一案として考えているところですが、そこら辺を全てひっくるめて、今からの有識者も含めた会議の中で総合的に判断して、この整備が優先的な整備の一つなのかどうかということの有識者からもアドバイスをいただきながら進めていきたいと考えています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 今整備計画はわかっていますので、全天候型にしたら村民のために効果があるということの質問をしますので、よろしくをお願いします。中城村の高齢者は平成27年度の資料に、65歳以上の方は5人に1人、10年後は4人に1人になり、超高齢化社会になります。高齢者になるとたんぱく質が不足し、筋肉が落ちて、転倒して骨折、寝たきりの状態になります。それが認知症の原因となっています。今から転倒防止をするために、体力をつけなければなりません。沖縄県では健康づくりにどこでも手軽にできるウォーキングを勧めて、今よりもあと10分、1,000歩歩こうという県民に奨励をしています。ウォーキングは体にどういった効果があるとされていますか。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

ウォーキングは万能薬と言われておりますように、さまざまな効果が期待できると考えます。具体的効果としまして、心肺機能の向上、筋力・持久力の向上、身体バランス、体力改善など、転倒防止、寝たきり防止などの効果、心の

効果として、リラックス効果、ストレス解消、気分の改善など、精神面の改善にも大きな期待・効果があると考えます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 ウォーキングの効果は、①生活習慣病予防です。血流が増加することにより、血管の弾力が増して悪玉コレステロールを減らしたり、脂肪を燃やすなど生活習慣病の予防につながります。②スタミナアップです。体に酸素を取り入れる能力が高まり、循環器系や呼吸系の働きが活発になり、心肺機能が高まります。③老化を防止です。筋力がつき、足腰が強くなり骨も丈夫にします。また、筋肉からの信号が脳を活性化し、老化予防に役立つ。④ストレスを解消する。仕事や家事を忘れ、景色を楽しみながら歩くことによって、心身ともにストレスが解消されます。沖縄県でも健康づくりにウォーキングを勧めています。本村は、ウォーキング教室とか、ノルディックウォーキング教室は実施していますか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

介護予防事業として、65歳以上の方を対象にごさまる陸上競技場で週1回ノルディックウォーキング教室を開催しております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 最近、吉の浦公園で高齢者の方々や、仕事帰りに大人の皆さんはウォーキングやジョギングやノルディックウォーキングをする人がふえています。私はウォーキングコースを全天候型にすることで、平坦だから高齢者の転倒防止が図られ、医療費の抑制が図られ、社会保障の削減につながると思っています。ウォーキングコースを全天候型にすることで、吉の浦公園にたくさんの村民が集まり、吉の浦公園を拠点に子供からお年寄りまで憩える施設になり、村長が目指す「とよむ中城村」が図られると思っています。ウォーキングコー

スを全天候型にすると、生徒たちの競技力の向上と高齢者の方々の健康づくりに役立ち、学校の先生方や生徒たちからウォーキングコースを全天候型にしてほしいとの要請がありました。また、ウォーキングやジョギングをやっている大人の皆さんからも、全天候型にしてくれとの声がありますので、今の吉の浦公園整備計画の中に取り入れてください。

次に、④中城村の小学生、中学生からオリンピック選手を育成するについて質問をします。村の広報誌に新垣太登君、中部商業3年生が全国総合体育大会で、陸上競技の円盤投げで3位という快挙を成し遂げてくれました。太登君の具体的な将来の夢はオリンピック選手になりたいと述べています。こういった生徒たちの夢をかなえるために、村としてはどんな支援を考えていますか。中学1年生の謝花海光君が3月の全日本アンダージュニア大会、平成16年、平成17年、全国大会で連覇をしています。将来海外で活躍する世界チャンピオンになりたいと夢を語っています。そのほかにも比嘉要太君が卓球で沖縄一になっています。女子駅伝部も沖縄一になっています。沖縄一で活躍しているトップアスリートたちをオリンピックへ参加させるために、村としてはどんな取り組みを考えていますか。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（12時04分）

~~~~~

再 開（12時04分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

今議員がおっしゃった選手につきましては、人材育成基金により派遣費の助成を行っております。また、オリンピックや国体で活躍できるトップアスリートの育成については、村単独では限界があると思いますけれども、単独という

より、国とか県のJOCだったり、沖縄県体育協会の関係機関、団体とも連携しながら、村としての応援の検討を考えております。今おっしゃったような方々がオリンピックに出るところでの県レベルの支援というのがございまして、三重県ではトップアスリート応援基金、これは個人や企業から基金を募って、国体とかオリンピックで活躍が期待されるジュニアアスリートに強化活動費ということで支援を行っております。沖縄県におきましても、沖縄県体育協会におきまして、オリンピック選手輩出事業ということで、活躍が期待されるジュニアのアスリートに強化活動の支援を行っておりますので、村は村でできるレベルで対応を考えていきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 課長、市町村では、鹿児島県鹿屋市が鹿屋市アスリート育成プランの計画を立てて、将来的にオリンピックに出場するなど、世界に通用するアスリートを育成しています。中城村も中城中学校の生徒等を全国で活躍できる選手を指定して、夏休み、冬休み、春休みに連休などを活用して、本土のトップアスリートが所属する中学校、高校、大学を費用で強化合宿をさせるのです。中城村からオリンピック選手が出るのも夢の話ではないと思っています。那覇マラソン大会事務局では沖縄県中学校駅伝で優勝したチームに、男子10万円、女子10万円、トップアスリートに強化費として支援をしています。嘉手納町は、各種団体など県外派遣に関する補助金要綱に、児童生徒で構成された団体などの補助に、一団体につき20万円を補助しています。本村も沖縄一になった生徒たちを今後こういった形で支援・政策をしないと、なかなかオリンピック選手は育たないと思います。沖縄一の選手を育てたら、全国で活躍する選手を育成するのです。そのためにトップアスリート応援基金をつくるのです。そしたら

オリンピック選手に近づく道につながると思います。もう一回聞きます。子供たちを指定して、トップアスリート応援基金を募って強化をする考えはないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。現在のところ、そういう計画はございません。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 私は中城村からオリンピック選手を出すという、今夢を掲げてやっていますので、村長もまた夢を与える政策をやっています。そういった夢をかなえるための私の方法論ですが、トップアスリート応援基金を設置することによって、オリンピック選手が育つと思っていますので、検討なされてください。教育長に伺います。中城中学校の生徒たちを沖縄一にすることがオリンピック選手への道につながります。生徒たちを沖縄一に導くのは指導者です。今回、体育の比嘉先生、陸上部の顧問は屋良先生、そのほかにも先生方が人事異動で異動します。学校をよくするには、バスケットとか、陸上など、沖縄一にさせた先生方を配置したら中城中学校が素晴らしい学校になると思います。教育長は中体連の会長も経験し、与勝中学校ではバスケットで全国制覇も成し遂げました。学校現場の経験は豊富です。その経験を生かして中城中学校の島袋校長先生と連携をして、中城中学校を素晴らしい学校にするために今後どのような人事を考えていますか。

○議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 お答えします。

教育長の大きな仕事の一つとして、この人事を特に私も意識しています。校長のほうには委員会のほうにお願いをして、何回も教育長のほうにお願いをしたところです。今の私の立場としては、事務所長に何度も会いに行っているし、人事の主幹とも何度も話をしているところです。ただ、残念なことになかなか市町村それぞれの

思いがあって、こっちが希望した人事どおりうまくいかないのが現状でございます。さらに、人事というのは部活動での人事ではなくて、あくまで教科での人事になっていきますので、そういった例もありまして、こちらの要望どおりどの種目の素晴らしい指導者をお願いといっても、なかなかうまくかなえてくれないというところが実情でございますので、そういったところをこれからまた何度もお願いしていきたいと考えているところです。もちろん教諭だけではなくて、学校長、教頭に関しても、特に所長に今週も事務所に行って話をしてきたところでございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 私は、中城村からオリンピック選手を出すにはどんな方法があるか、どうしたら達成できるか、その夢を追い続けています。中城村からオリンピック選手が出たら何がかわるかわかりません。わからないからおもしろい。想像の翼を広げる。今味わったことのない未知の感動が私を待っているような気がします。これは私だけではなく、村民に最高の感動と自信と誇り、人々に夢に向かって挑戦することの大切さを養うと思います。東京オリンピックのビジョンは、1964年東京オリンピックで日本が変わった。2020年は世界を変えようです。中城村がオリンピック選手が出たら、中城村が変わると思っています。そして中城村の活性化が図られ、素晴らしい村となると思います。オリンピック選手を育成するには中学校の時期が非常に大切です。生徒たちを沖縄県一にさせ、全国で活躍できる選手を育成する。そのためにトップアスリート応援基金を設立して強化をしていく。次に大切なことは情熱がある指導者です。その指導者がいないとなかなか沖縄一、全国制覇はできません。教育長みたいに情熱のある方がいたら全国制覇できますので、そういった指導者をぜひ中城村に配置してください。オ



オリンピック選手を育てるためには、先ほど言ったように指導者が必要不可欠、人が人を育てると思っています。これからも行政、議員、村民が役割分担を図りながら、中城村からオリンピック選手を育成するために頑張っていきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で、新垣貞則議員の一般質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（12時14分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、新垣善功議員の一般質問を許します。

○14番 新垣善功議員 こんにちは。それでは、通告書に基づきまして3点ほど質問いたします。

まず1点目、児童生徒の「いじめ」と「不登校」について。新聞報道によると2016年、去年の県内の児童生徒のいじめ、不登校や対教師や生徒間の暴力行為は、過去最多だった2012年を大幅に上回ったという報道がありました。そこで本村における過去3年間の村内学校でのいじめの件数と、不登校の人数及び現在（平成29年度）の状況はどうなっているか。そして、それに対する未然防止のための児童生徒への生活指導、また対策はどのように行っているか伺います。

そして2点目、児童虐待と障害者虐待について。大人が子供の健全な育成を妨げる行為である児童虐待は年々増加している状況でございます。今や社会問題化しており、本村の児童虐待の実体と予防対策はどのようになっているか伺います。これは障害者虐待の実体についても同様でございます。

それと3点目、女性職員の管理職登用について。本村役場において、全て男性職員が管理職

で女性の職員の管理職は皆無である。その理由について、伺います。以上、答弁よろしく申し上げます。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、教育委員会のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては、福祉課。大枠3番につきましては、総務課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の大枠2番の児童虐待、障害者虐待について述べさせていただきますが、議会の中でも何度か述べさせていただいたと思うのですが、行政としましてもこの問題につきましては、静観することなく当然一步踏み込んだ形でやっとうと。いろんな会合の中、会議の中でそういうお話をさせていただいております。我々はこれはちょっとおかしいと思った部分、あるいは各自治会や民生委員の方々が少しおかしいと思った部分はすぐ役場に話をしてくれと。我々が矢面に立ってしっかりとやりますという話をさせていただいております。そういう意味では、これが虐待防止につながるか、これかまた頑張っていきたいと思っておりますし、また予防という面で考えたときには大変難しい問題もありますけれども、ただ言えることは、そういう世帯と申しますか、そういう家庭を孤立させないようなやり方、これは地域で守っていくという考え方も必要な点ではないかと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 児童生徒のいじめと不登校についてでございますが、学校は、まず第一に子供たちの安全・安心が最優先されなければならないと考えています。いじめの定義は、当該児童生徒が一定の人間関係のあるものから、

心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとされています。人間として許されない行為であるいじめは、絶対にあってはいけないことだと思っています。しかしながら現状として、いじめは全くゼロにすることは非常に困難であるし、今はスマートフォン等の電子機器の普及により、ますます複雑化し、さらに困難になってきているのが現状でございます。いじめをなくすためには、学校では集団生活の最小の単位である学級が、いじめもなく仲間と楽しく過ごせるように毎日の良好な人間関係づくりを築き上げることがとても重要だと思っています。また不登校についてですが、年間に合計して30日以上休むと不登校になります。今年度の子は、まだ途中ですが現時点では、去年よりは少なくなると予想をしています。いじめはどの学校でも起こり得る可能性があるという緊張感を持つように、校長会等でも話をしているところです。生徒指導の考え方として、空振りの三振は許されるけれども、見逃しの三振はだめだと。何か情報が入ったら、必ず現場に行き確認をして、何でもなかったという空振りの三振であればオーケーだという捉え方で、議員がここにおっしゃっているように、未然防止に徹底していき、もし発生したときには早期に発見をして、早期に対応をしていきたいという考えでございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

○教育総務課主幹 安田 智 それでは、村内小中学校における過去3年間と現在のいじめ件数、不登校数の人数についてお答えいたします。

ことしの平成29年度の数値に関しましては、10月までのデータになります。まずいじめの発生件数については、小学校が平成26年度ゼロ件、平成27年度5件、平成28年度9件、平成29年度4件です。中学校が、平成26年度2件、平成27年度8件、平成28年度3件、平成29年度3件と

なっております。不登校についての人数に関しては、小学校が平成26年度ゼロ人、平成27年度4人、平成28年度1人、平成29年度1人。中学校が、平成26年度11人、平成27年度16人、平成28年度15人、平成29年度6人となっております。いじめ等の未然防止のための対策については、毎年年度当初等の校長会、教頭会、生徒指導担当者会において、教育長より全職員体制で安心・安全な学校経営、学校づくりを進めてもらうように確認をしております。特にいじめ問題については、いじめが原因で児童生徒が自殺に至ることがないように、未然防止に努めてもらうよう申し添えております。学校でのいじめ未然防止の取り組みを見ますと、啓発活動として校内にいじめ防止のポスターやいじめ防止の横断幕の掲示、全体朝会等において校長先生のいじめに関する講話、人権擁護員による人権教室の実施、携帯電話等のネットいじめに関連したサイバー講演会の実施、道徳の授業でお互いを思いやる態度、命を大切にすることの指導、特別活動の授業でお互いを認め合う学級づくり、毎月1回人権の日に関係する作文資料の配布、人権の花運動で全児童による一人プランターの花づくり、いじめ防止を呼びかける標語の作成及びいじめゼロ宣言集会の実施、先生方のいじめに対する意識を高めるための校内研修会、児童会・生徒会を中心に学級による毎朝の挨拶運動の実施、いじめや悩みを受付する関係機関の周知があります。

次に、いじめの早期発見につなげる取り組みとして、定期的ないじめに対するアンケート、生活リズムアンケートを実施しております。6月と12月の年2回実施している旧友・心理検査の実施、教育相談習慣を設定して個人面談の実施、スクールカウンセラーや教育相談員、心理相談員との個人面談の実施、毎週1回子供理解部会、生徒指導部会を開いて情報の共有、そして早期支援のあり方等を話し合っております。

あと、保護者への協力依頼もあります。学校説明会、学校懇談会、家庭訪問、PTAの会合などで親子の会話を日常から行うようお願いいたしております。学校の様子などを聞いたり、いじめの話題についてもコミュニケーションをとるようにしてもらい、少しでも子供の言動がおかしいと思ったら、即担任等へ相談するよう依頼しております。

続きまして、不登についての対応策として無届の欠席があった場合は、必ず担任は保護者へ電話連絡を実施して状況を確認しております。また、正当な理由以外で休みが続くような場合は、電話連絡及び家庭訪問を行って、保護者と子供から話を聞いて状況を把握し、対応策を検討します。さらに、登校が困難な場面のあるときは、村教育相談室と連携をして、教育相談員や心理相談員と面談をして、解決の糸口を見出しております。集団での学習が困難と判断されたときには、保護者と本人と協議の上、学校内での個別指導、吉の浦会館隣の村教育相談室に登校させながら学校復帰を支援しております。現在、村教育相談室は機能的に活動しているため、不登校児童生徒の増加を抑止していると捉えております。中学校においては、発達段階として思春期ということもあり、精神的に不安定でもあり、大人になるための重要な時期でもあります。そのため、中学校専属の教育相談員を1名配置しております。困り感を持った生徒たちに対応をすることで、生徒指導担当、養護教諭等と連携して早期対応につなげております。以上、長くなりましたが、未然防止、早期発見の取り組みは多岐にわたって行っております。大部分の児童生徒は取り組み内容を理解しておりますが、頻繁ではないのですが一部理解に至らず、いじめが発生しております。そういったこともありますので、しっかりと教職員は子供たちから発するサインを見逃さないようにして、重大事案に至らないよう教育委員会はまた支援し

てまいりたいと考えております。以上になります。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 新垣善功議員の御質問にお答えします。

児童虐待の防止対策として、児童相談員を今年度1名ふやして、2名配置しております。要保護児童対策地域協議会の中で、代表者会議、実務者会議を開き、関係者との連携を図っております。また、事例によっては個別会議を開き、児童相談所、福祉事務所、警察、学校等と情報交換及び連携をしながら支援を行っています。現在、児童相談の件数としては17件、その中の1件、2、3歳児からかかわっております5歳児がたたかれたという情報が入りまして、私と係長、児童相談員が施設のほうに出向き体を確認したところ、ズボンでは見えないもも2カ所にたたかれた痣がありました。それを確認し写真を撮り、きのう児童相談所へ通告しております。

障害者対策として、相談員を3人配置しております。いろんな方法で相談に乗り、適切な福祉サービスにつなげております。現在、障害者虐待はありませんが、2年前ほかの市町村から転入した母子家庭親子、お母さんが出産前でもありました。精神的に不安定で、子供たちに罵声を浴びせたり、つねったりしているのがありました。今は、相談員と民生委員の力によって落ち着きを取り戻し、安定しております。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 女性職員の管理職登用について、お答えいたします。

人事につきましては、管理職に限らず全ての職種におきまして適材適所の人事配置を検討しなければならぬものと考えております。職員個人の能力や職歴等、また性別を問わない対応かつ有能な人材の登用など、適切な人員配置がなされるべきであると考えております。女性職

員の管理職がないということに対しましては、特に理由等はございませんが、人事異動のタイミング等により現段階におきましては、結果として男性職員のみが管理職についている状況でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それでは1番から順序よく再質問させていただきます。今教育長、そして教育総務課主幹からありましたが、これはもう当然の上のほうからの指示、あるいは一般的なものだと思います。具体的にどのような方法でやっているのか。例えば教育委員会5名がいます。教育委員会の委員の皆さん方は、その1年で何回ぐらい現場を踏んでいるか。なぜ現場を踏むかという、私がいつも言っているように、現場を見ないとその対策もとれないと思うので、現場に足を運んで見ているのかどうか、教育長を初め教育委員。非常にそれに疑問を感じる。今は校内暴力は下火になっていますが、昔はいろんなものがありました。しかし、昔の教育委員も現場を踏まないで、机上での仕事をしているような感じを受けましたので、それは前回の定例会でもありましたように、トイレの問題でもこの現場を見てもらわないと、教育委員の皆さん方は。ただ机を並べて、協議をするのではなくて、現場も見ながら、対策をどうとっていくか。現場の先生方とも十分情報交換をしながら対策をとっていかなければならないと思います。そしてこの未然防止のための対策とマニュアルというのか、そういうのはありますか。これは中城村だけの。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

○教育総務課主幹 安田 智 中城村においても、昨年度いじめ等防止対策委員会設置要綱の策定はしております。ですが、まだ人員的な構成メンバーの設置に関しては、今後取り組みをしていくと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 そこで、皆さん方頭ではよく考えていますけれども、早目につくって、そして早目に現場との連携をとって、あるいは現場の先生方に対してマニュアルをつくってあげて、そのいじめを発見した場合はどうするのだという村独自のマニュアルをつくるべきだと思うのですけれども、その辺は教育長、ひとつデスクワークだけではなくて、現場を踏んで、そして現場をよく見ると、そうしたら必ず何かを感じるはずで。そういう方法で、ひとつ現場に足を運んでいただいて、その未然防止をしていただきたい。ところで今現在、教育長に就任して学校を何回ぐらい訪問しましたか。教育委員の皆さん方も入れてです。

○議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 個人では何度も行っていますけれども、教育委員のメンバーも一緒にということになると、学校訪問が各学校ございます。それから大きな行事、体育祭であったり、学芸会であったり、入学式等大きな行事、恐らく五、六回なのかと思っています。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 ちょっとショックです。学芸会とか、そういう行事のときは当然行かないといけないと思いますけれども、それ以外に普段から足を運んでいただいて、そしてほかの教育委員会の皆さん方も、月1回の定例会があります。それ以外に学校訪問をして現場がどうなっているか。それは、現場を見ればおのおの感じる点が出て行くと思うのですが、いじめがないほうが一番ベターですから。それと教育総務課主幹の安田さんにお伺いしますけれども、どのようにそのいじめの発見をする方法を考えているか。例えば、アンケート調査なんかをやっています。そのアンケート調査はさきの答弁で年2回ということによろしいですか。アンケート調査の回数。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

○教育総務課主幹 安田 智 いじめの発見の取り組みに関しては、アンケートも1つの方法としてやって、学校によっては学期ごと、また月1回に取り組むというケースもあります。それをもとに今、早期発見にもつなげていきますが、日ごろは子供たちのそういう言動、教室に入りたがらないとか、休みがちになっているとか、そういったところからすぐ何かおかしいのではないかということで、しっかりその辺のサインを見つけて派遣するというふうにつなげております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 アンケート調査については、年2回というのは非常に少ないと思うのです。これは子供たちの中ではよくわかると思うのです。いかに子供たちのこの情報を吸い上げるか、子供たちの中ではよくわかっていると思います。生徒同士は、豊見城市で去年ありました。自殺が。その場合もちゃんと本人も訴えているのに、この先生が気づかないということ自体が非常に問題になりました。それを受けて、やっぱりアンケート調査はできるだけ回数をふやし、そしてまた学校、親御さんとの生活ノートですか、これは他府県では週1回アンケート調査をとって、そして生活ノートもやっているという県もあります。そういう意味でもできるだけ子供たちの情報を吸い上げる方法を考えていただきたいと、見ているだけではわかりません。いかに子供たちからその情報を吸い上げていくか、その方法について皆さん方、教育委員会でそういう話し合い、協議をされたことはあるかどうかです。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

○教育総務課主幹 安田 智 アンケートの回数については、中学校の場合は毎月実施してお

ります。この子供たちの、先ほど議員がおっしゃっているノートとかというものがあありますが、子供たちは家庭学習ノートが全員ありますので、その辺の部分も活用して、何も教科の学習のみだけではなく、担任はそこにサインを、書き込みをいたします。そこでも一応発見するきっかけにつながる場合もありますので、今現在特化してノートというのは家庭学習を今主にやっておりますが、連絡帳という感じもので子供たちとのやりとりはしております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 皆さん方理論的にはよく、答弁を聞けば非常にすばらしい答弁だと思うのです。それが実際口先ではなくて本当に行動に移して、その効果が上がっているかどうかです。マナー化して形骸化しているのではないかという指摘もありますから、常に満足するのではなくて、どうしたら子供たちのこの情報を吸い上げるかを真剣に考えていただきたい。そして教育委員会の5名、4名ですか、教育委員会。どういう会議が行われているのか。単なる学力の問題だけではなくて、そういうものを大事に扱って、他の市町村でそういう事件・事故があった場合は、対岸の火事と思わないで、中城村でもそういうものは起きうる可能性もあるのですから、それを真剣に協議していただきたい。そしてその方法、とにかく現場を踏んでください。そして不登校については、定義では30日以上となっています。では20日とか、15日の子供たちに対してどのような対応をとっているか。30日以上欠席しないと不登校とはならないというあれですけども、その予備群。20日とか、15日の子供に対してはどのような対応・対策をとっているか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

○教育総務課主幹 安田 智 先ほどもお伝えしましたが、不登校で欠席が続くような場合は、

確実に担任は電話連絡または家庭訪問を実施するようになっております。中学校においては、特に生徒指導主任がおりますので、ちょうど授業を主任は今持っておりませんので、加配として配置されておりますので、この学校に登校していない生徒の家庭訪問をしております。特にこの30日未満の子供たちに関しては、それぞれ月3回休んだ場合でも、年間にすると30回を超える場合もあるわけです。ですので、そういった体調の不良で休むという場面の生徒もおりますので、そういったものはやっぱり保護者と話し合い連絡をとり合いながら、もし病院にかかわるような状況がある人はしっかりその辺を伝えて、健康面にも注意をするように話をしております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それでは教育長、教育委員会で協議をして、教育委員会の役割でやりますね。それをどのように現場に伝達しているか。皆さん方は学校を管理する責任者です。あんまり介入してもいけません。しかし、そういう問題が起きる前に教育委員会としての学校の介入の仕方があると思うのです。その辺はどのような方法でやっているか。

○議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 基本的には年度初めの校長会、教頭会、生徒指導主任の研修会等で今年度の方針、この不登校にかかわる問題、それからいじめの問題、危機管理に関する事、服務に関する事等を話をしています。法的には18学級以上が生徒指導主任の加配という形になりますけれども、去年現場にいて、地域からたむろしているとかという電話が入ったりしました。そこで、教育相談の加配を事務所のほうにお願いして、途中からこの加配がもらえたので、その事業のない生徒指導主任、教育相談担当の先生に毎日のように家庭訪問をしてもらいました。現在もその加配が継続して、お願いしたら

配置できましたので、そういったことで議員がおっしゃる未然防止に徹するということと現場のほうには話をしているところです。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 教育長、そういうものも大事ですけれども、とにかく年1度だけの指示ではなくてある程度、年4回ぐらいは校長や教頭など、あるいはその現場の先生方にもそういうのは教育長みずからやるべきだと思いますので、ひとつその辺は検討するのではなくて、早速実施して未然防止に努めていただきたいと思います。では、1番についてはもうこれで終わります。

2番、児童虐待についてでございます。これはよくあちこちに施設があります。身障者の子供たちの支援関係があります。そこからの通報はこの二、三年ないですか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

事業所からの身障者虐待の通報は現在ありません。先ほど述べました親子については、お母さんの精神が不安定、子供たちも多動で障害的なところがある世帯であります。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 児童虐待については、学校現場との情報交換はどうなっているかです。学校の先生方はいじめや不登校だけではなくて、子供の虐待まで範囲に入ると思うのです。子供の服装あるいは学校でいろいろ身体検査なんかあると思うのです。そのときに虐待が発覚する場面があると思うのです。その辺のこの連絡体制はどうなっているか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 児童虐待については、家庭訪問をして虐待を発見できるわけではありません。いろんな保育施設とか、いろいろな方々や民生委員からの情報とかがあります。さ

きに述べたこの子に関しては、私もきのう状況を確認し、本当に普通の子。身なりもきちんとして元気で挨拶もしました。個室に呼んで、私と3名で話をしながらちょっと体をみせてくださいということで、素直にズボンを脱いで見せてくれました。洋服が汚れたときしか着替えはしないということで、発見ができなかったというところでもあります。子供とお話をし、どうしたのと何回か3名で確認したのですが、自分でソファに打ったとか、転んだという表現をしてお母さんをかばっているような感じではありません。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これは教育委員会にお伺いしますが、学校現場ではそういうのはどのように把握に努めていますか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田智。

○教育総務課主幹 安田 智 児童虐待防止法が制定されて、あと沖縄県教育委員会からもしっかりそういった対応をするように指示は受けております。それで先生方は、いろんなケースがありますが、暴力によって痣がついたという状況になった場合に虐待なのか、生徒指導関係の問題なのか、その辺も見きわめながら、もし虐待であればすぐ通告をしなければならないと法律でも決められておりますので、そういった意識で学校現場は対応をしております。あと、特に養護教諭の存在がやっぱり大きいです。そこからまた子供の異常が発見したりすることもありますので、その後は確実に管理職の校長、教頭に連絡をして、そしてまた児童相談所等の関係機関に伝えていくとなっております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 いじめや虐待については、本当に人間の命にかかわる問題ですので、ひとつしっかりと我が村ではそういうことがないように、日ごろから未然防止に注意して頑

張っていただきたいと思います。特に現場を見て、現場に数多く足を運んでいただいて、この未然防止に努めていただきたいと思います。この2番についてもこれで終わります。

次に、女性職員の管理職登用についてですが、適材適所といういい言葉です。果たして適材適所に人事異動しているか、大変疑問を感じる場面もありますけれども。ひとつそれで、なぜこの女性登用ができないことについては理由がないということなのですが、村長、これは管理職に承認させる場合はどういう方法でやっているのですか。年功序列でやっているのか。村長、前にほかの議員に対しては、能力主義ということで、答弁したと聞いていますけれども。そうすると、能力主義というのは誰が能力を決めるのですか。試験もない。管理職に上げる場合の選考の試験なんかはありますか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

試験とかそういうことではないのですが、やはりそこに仕事ぶりを見ながら、これも経験を踏んだ部分だとか、もちろん年数もかかってきます。年功序列という意味ではなくて、どういった経歴・経験を積んだかにもよりますし、そういったものを全部勘案して、そして対象となる人たちを絞って管理職に登用していると、そういう感じです。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 その中で、候補者を見渡して、その中で女性の方は一人もいないということですか。それとも、いたけれども本人が拒否したのか。その状況はどうなっていますか、ちょっと。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

村長が答えましたように、職員個人の能力、履歴等を中心に、女性の管理職というのは登用すべきだということで考えております。打診し

たけれども拒否したかにつきましては、私の段階では、よくわかりません。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これは皆さん、勤務評価もないのにどうして能力、これはちょっと言葉はきついかもしれませんが、村長あるいは何名かで恣意的に課長に上げているのか、そうしか考えられないです。当然勤務年数も必要だと思えますけれども、やはりその職員がしっかりやっているかどうか、勤務評価やるべきだと思います。女性の職員というのは全体の40%います。しかしその中でも、女性職員が一般職ではなくて、ほとんどが保育園とか、幼稚園なんかです。そういう意味でも、この管理職に登用する場合のシステムをつくって、例えば女性を何%にもっていくという、これは女性活躍推進法にもうたわれています。そこら辺は村として、そういう要綱とか、あるいはそういう施策についての計画性なんかはありますか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

平成28年4月に中城村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画、これを策定しております。それによりますと、平成32年度までに女性管理職の登用を6%以上にするという目標を掲げております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 6%というのと1人ぐらいですか。1人でいいですか。国では約30%です。だから今14名か15名ですか。皆さん方のこの課長の管理職です。国では30%を目標にやっています。この今課長が言われた計画では何名を予定しているのですか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

6%を達成するためには1人でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これは1人では少な

いのではないですか。もうちょっと上げて3名ぐらいはやるべきではないかと思うのです。そういう面は皆さん方真剣に考えていただかないと、今、国ではいろんな施策を講じているわけです。そう意味でも、女性の管理職の登用についてはしっかりやっていただきたい。私の得た情報では、声かけもないのではないかという私の憶測なのですけれども、ただ言えることは、今の職場の環境を見て、あるいは上司の行動を見て、管理職にはなりたくないという話もあるわけです。これはなぜそうなっているか。それともその女性の方が、言葉は悪いのですけれども、もうこんな難儀するよりはそのまま定年を迎えたほうがいいということなのか、本当に仕事に魅力がないということになるのです。やはり仕事に誇りを持って打ち込んで、そういった魅力ある仕事に打ち込んでいけるような職場環境づくりをしないといけないと思うのですけれども。副村長、これはもう職員の管理についてはあなたがしっかりやらないといけないと思うのです。そこら辺どのように職場環境を変えていこうとしているのか。今思っていることでもいいです。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

私の思っていることということですので、思ったとおり答弁させていただきます。女性が働きやすい職場づくりという議員がおっしゃっていることだと思いますが、女性男性問わず働きやすい職場ということでもあります。近年でございますと、今保育所関係でいいますと、職員が年休の行使、臨時職員が年休の行使、病休の行使、全て今補充がつけるようにその配置と予算立てもちゃんとやっております。あと事務的な分野においても、一括交付金ができまして、各職場では忙しくはなっております。その中で、自分たちで事業を計画し実施をしていくという部分では、職員の皆さんも充実感もあるだろう



と思っております。そういう中で、職員も現在女性の職員が管理職にはまだ登用にはなっておりませんが、これまでの職員の採用の人員の構成等を含めて、初日の仲眞議員の質問で村長が答えたように、あと二、三年後には確実に出てくるだろうと。また、係長についても男性の係長、女性の係長、僅差はございません。そういうことで、これから職員もふやすということで考えておりますので、その辺は十分対応できることだろうと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 副村長、しっかりあなたも現場を見て、そして職員の定数についてもよく把握していただきたい。今はもう正規雇用よりは非正規雇用が多いです。これはなぜなのか。そんな職場でもう2年も3年もすればまたやめていく。そしてまた新しい人が入ってくるという状態でしょう。そうすると事務が前にはかどらないのではないですか。そう意味ではやはりずっとそこで安定して仕事ができるようなシステムづくりをしないと、女性職員でもこの仕事に打ち込んでいこうという気にはなれないと思うのです。安心して定年まで働けるような環境づくりを。それと村長にお伺いしますが、今、今はもう非正規雇用が正規雇用より超えています。そうすると、中城村のこの定員条例を見ますと138名なのです。しかし、正規雇用は今119名か、現時点で。なぜ正規雇用をしないのか。その理由は何ですか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

仲眞議員の御質問にもお答えしたとは思いますが、管理計画の中で徐々にふやしていきますと、最終的には125名までは段階的にふやしていきますと、ただその年度年度での財政状況にもよりますので、ふえていくのは間違いないのです。これを徐々にことしは何名ふやす、来年は何名ふやすという具合に、徐々に徐々にふ

やしていこうということで計画を立ててあります。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 条例は138名と、これは何年前に決めたのですか。それは村長が就任する前から138名のはずです。その間もうずっととされていないではないですか。そのかわり非正規雇用が多いと。これはまさしく、よくいわれるブラック企業といわれても仕方がないのではないのか。では、なぜそうなっているのですか。それともその職員が仕事ができないのかどうか、逆にいうと。どちらなのか、その辺が私は知りたいのです。職員が能力がなくて、仕事の段取りもできない。そのポイントのつかみ方もわからない。私も経験がありますけれども、やはり仕事は段取りとポイントをつかめばそんなに難しいことではないと思うのです。その辺どう思いますか、村長。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

非正規雇用職員が多い部署と、それからその要因につきましては、石原昌雄議員の質問の中で答弁をいたしました。教育総務課と生涯学習課にそれぞれ45名ずつ非正規職員を配置しております。要因につきましては、教育総務課におきましては一括交付金事業を活用しまして、小中学校に学習支援員を多く配置しているからでございます。また、生涯学習課におきましては、歴史資料図書館に司書、それから学芸員、文化財悉皆調査におきましての嘱託職員など、そういう専門スタッフを配置していることが非正規職員の多い要因でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それと法律にもあるように、男女共同参画社会基本法があります。中城村で昔、私の記憶ではそういう何か協議会みたいなものがあつたと思うのですけれども、それは今ありますか。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（14時28分）

~~~~~

再 開（14時28分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

平成9年当時に、男女共同参画審議会懇話会というのを一度設置した経緯はあるということですが、現在はその活動は行っておりません。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 そして毎年の予算に県の男女共同参画行政担当者会議の負担金として2,000円ずつ出しています。県のこれにも全く参加していないということですか。負担金を出さず、その後何もないということですか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

県が主催する男女共同参画につきましの会合につきまは、担当職員が出席をしております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 担当者会議に参加して、その後その会議でどういうことが話合われて、各市町村ではどういうことをするのだという指示があると思うのです。全く何もないのですか。それに対して村のとる行動、施策なんかは全くないのですか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

そういう会合に参加をしまして、そういうところからのいろんな情報を仕入れております。それから、本村の総合計画の中におきましては、男女共同参画社会を推進するというところでござっております。ですからいろんな各市町村、あるいは県から寄せられる情報をもとに、その辺の推進を図っていききたいということで考えて

いるところがございます。県等からの資料につきましては、役場内での職員の供覧に活用させてもらっております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 そういう考えではなくて、もう行動に移してもいいのではないですか。実施に。いつまで考えるのですか、皆さん方は。ひとつ早目に行動に移して、そして私の要求と言えば要求になるのかもしれないけれども、女性枠を設けて、今管理職は15名ですか。枠を設けて、その枠の何名は女性の管理職を登用するというので、それは若くても、年数がまだ浅くても、そこに一つの場をつくってあげば、自然とそこについてくると思う。後継者づくりみたいに、人材育成みたいに。いつまでも登用しないと、いつまでも女性のこの管理職は生まれてこないと思うのです。ひとつその点、村長、枠を設けてそういう考えを、やるかやらないかです。村長の考え一つです。今まで一般質問が来ても、全部村長の考え一つでできることなのです。村長がやると言えばできるのです。やらないと言えばできない。イエスカノーで答弁してください。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

最初に誤解のないようにお話をさせていただきます。決して女性登用を阻んでいるとか、女性登用をしないということではないですし、逆に思いは私は議員と同じだと思います。できるだけ女性を登用していきたい。ただ、前回の質問にもお答えしましたが、ごらんになられてください。行政職を特に。今、圧倒的に絶対数が足りません。その時代時代で、あの当時の時代で恐らく女性の採用が少なかったのだと思いますけれども、しかし近年は、かなり女性の数が多くなっています。ですから先ほど副村長からもありましたとおり、対象となる方々が、係長職が大変多く、もうほとんど同じ

ぐらいになっていますから、数年後には間違いなく女性が出てきます。今、議員がおっしゃる枠をつくらなくても必ずできるようにもなりますし、また今度は逆の悩みが出てこないか心配な点が出てきます。余りにも女性の能力が高いように見受けられますので、今度は男を登用してくれないかと数年後には言われるのではないかとというぐらい我が村役場は非常に優秀な女性がたくさんおりますので、ただ私のこれは経験上の話で申しわけないのですが、時期を誤りますと逆にこのポストがその人を殺してしまうというところもありますので、そこは慎重にやらせていただいて、思いは一緒でございます。ぜひ私も女性の登用を積極的に推進していきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 この数年後というと、あと何年後にできるか。この期限を答弁願います。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えします。

何年後かときちんと答えるのは非常に難しいですけれども、ただ私の考えでは3年から5年以内には、確実に女性登用の数は6%といわずに、これは最低の数字を出していますから、6%という数字は。今ゼロだから、その1名に値するものが6%という捉え方ですので、私の中ではもう数名は間違いなく数年後3年から5年ぐらい、もしかしたらもっと早まるかもしれませんが、それぐらい喫緊でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 5年では長すぎます、村長。できたら来年からでも、あるいは再来年からでもいいからやらないと。3年後では長すぎます。その間、世の中はどうか変わっていくかわからないし。それと承認する場合、前から言っているのですが、適材適所、あるいは村長は能力主義というのだけれども、どのようにし

て能力を凶るか。試験だけでも問題なのですが、選考試験みたいにある程度のもはやるべきではないかと思うのです。だから年功序列でやっていると思えないのです、我々は。ある程度の、そんなに難しい試験でもないです。ある程度の選考をするようなシステムをつくって、そこをやれば職員も、あるいは係長クラスはみんな受けなさいと。そこから優秀な人を選んでいくということで、そういうシステムづくりはする考えはないかどうか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えします。

御提言としては、私は決して耳を向けられる提言だと思っておりますが、ただ今の中城村役場の規模だとか、これも経験則で物を言って申しわけないのですが、この程度の規模であればある程度上司の目も行き届いてきます。ですからそこで、これもまた主観的だと言われてしまえばそれまでかもしれませんが、ある程度の判断はつけられるような気がいたします。もっと大きい規模の、例えば県だとか、あるいは那覇市だとか、そこはどういう仕組みをとっているかはわかりませんが、そこだちょっと厳しい面はあると思いますが、この百数十名の規模であれば、ある程度の判断は誤らずに登用できるのではないかと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これは村長、数が多い、少ないではなくて、公平公正にものを見るという立場からも、ほかの人たちも、中城村はそのように公平公正にやっているのだというものを見せてもらわないと、何か恣意的に、あるいは年功序列でいくというようなシステムはもう時代おくれなのです。適材適所というのはそこなのです。私もそういう組織を経験してきたし、年中試験だけさせられてきました。試験を受けんと上に上がらないということです。しかし、今中城を見れば、年数がたてば自然とエレ

ベーターみたいに上がって行くようなシステムで、若い連中は興味ないです。若い連中も抜擢、2段跳びさせるぐらいのシステムをつかって、いい人材を確保していただきたい。そしてとにかく、いつも言っているのですけれども、常に現場を踏んでいただきたい。今はもうデスクワークだけで仕事をしようとしているのです。デスクの上で。昔の先輩方というのは常に現場を踏んで、そして仕事をしてきたのです。たまには村長の講話もして村長の考え方も伝えて、いい職員をつくり上げていくと、いいリーダーをつくり上げていくと。村政を担う職員の皆さん方が村民を引っ張っていくというリーダーシップを発揮しない限り、中城村の活性化、あるいは発展はないと思うのです。そういう意味でもしっかりやっていただきたいと思います。ただ建物をつくって家が建てば発展しているというのではなくて、やっぱり心の中の発展も必要だと思うのです。精神的な発展。外見だけでの発展ではなくて中身までの発展、中城村の活性化を真剣に考えてもらいたい。そして、女性登用については、来年、再来年からでも、1人でもいいです。1人、2人、3年あれば来年1人、再来年2人ということでやれば、5年後は3名になりますから、そういう意味でもしっかり考えていただいて、女性登用をしていただいて、村の発展に寄与するように頑張ってください。以上で終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会（14時41分）

## 平成29年第6回中城村議会定例会（第8日目）

招 集 年 月 日	平成29年12月8日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成29年12月15日（午前10時00分）		
	散 会	平成29年12月15日（午前11時42分）		
応 招 議 員  （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	比 嘉 麻 乃	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	新 垣 徳 正
	4 番	外 間 博 則	12 番	新 垣 博 正
	5 番	仲 松 正 敏	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	6 番	新 垣 貞 則	7 番	金 城 章
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者				

## 議 事 日 程 第 6 号

日 程	件 名
第 1	議案第52号 中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例について
第 2	陳情第13号 子どもたちの未来を守るための施策を求める要請
第 3	陳情第14号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める陳情書
第 4	意見書第10号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書
第 5	意見書第11号 米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する意見書
第 6	決議第 5 号 米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する抗議決議
第 7	意見書第12号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する意見書
第 8	決議第 6 号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する抗議決議

○議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第52号 中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関

する条例についてを議題とします。

本件について、委員長報告を説明を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正 おはようございます。

平成29年12月15日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣博正

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第52号	中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例について	原案可決

○議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第52号 中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 1分だけちょっと休憩をお願いします。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩 (10時04分)

~~~~~

再開 (10時06分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 それでは、議案第52号について質疑を行いたいと思います。

まず、法律第78号第2条の2のほうなのですが、これも、「任命権者は、前項の規定により職員を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければならない」という文言があるので、この条例の中に入っていないことについて、委員会でもどのように話し合われたのかどうか。これが1点目です。

2点目に、本条例は行政側が条例にのっとり、外国の地方公共団体から要請があれば、業務命

令的に必要な職員を派遣できるような条文に私のほうは見えるのですけれども、そういう話は委員会のほうでも十分審議されたのかどうか。これが2点目です。

あと、法律第78号第5条のほうに地方公務員災害補償法というのがあります。この条例にはそれが書き込まれていないということは、それを恣意的に抜かしたのか、あるいは必要ないということで抜かしたのか。それはこのその条例には入っていないものですから、そのほうの話も委員会ではなされたかどうかです。

4点目に委員会審議では、原案可決ということなのですけれども、これは全員一致での可決だったのかどうかです。いろいろと異なった意見もあるのであれば、その異なった意見はどういうものがあつたのかどうか、それではその4点の回答をお願いしたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 総務常任委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正 お答えします。

まず、第2条の任命権者はというところで、委員からは職務権限により、これが恣意的に運用されないかという問いがありました。それに対して、課長同席で委員会でも答弁をいただきましたが、まずこういったことはないという課長の答弁がありました。委員からは条例の条文の中に本人の同意というのが必要ではないかという意見がありまして、本人同意という条文をこの条の中に挿入すべきではないかという意見がありました。それに対して答弁は、本人の希望が最優先で、派遣先の機関、外国の地方公共団体と本村との間で合意するものであって、本人の意思確認なしにはこの派遣はあり得ないという答弁でした。今大城議員からもありましたように、法律の条文の中でも当該職員の同意を得なければならないというのが、上位法でうたわれているというのと、規則を条例の下に制定するというので、運用する上において、規則

の中に、「職員の同意を得るときは、外国の地方公共団体の機関等の派遣同意書第1号様式によって行うものとする」ということで様式もちゃんとあって、この職員の同意を得るという手続はとるということが規則の中では確約されております。

あともう1点は、職員の同意を得るときは、外国の地方公共団体の機関と派遣期間、更新同意書、これは第2号様式によって行うものとするということで、更新が必要になった場合も同様に様式をもって同意書を確約するという手続をとるというのが、規則の中で定められているので、あえて条例の中に挿入しなくても解釈は委員が指摘するとおりのことが確約できるという課長の答弁でありました。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩 (10時11分)

~~~~~

再 開 (10時11分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

総務常任委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正 この点については、委員会では特に審査はしていないのですけれども、上位法で定められている以上は、上位法が解釈としては優先すると我々も受け取っておりますので、上位法の中で当然これは保障されるべきだと解釈されると思います。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩 (10時11分)

~~~~~

再 開 (10時12分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

総務常任委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正 委員会での採決は、3名は賛成して、1人は反対といいますか、保留の意見でありました。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩 (10時12分)



~~~~~

再開（10時12分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

総務常任委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正 少数意見を出す予定があるのかということを委員に確認しましたが、特にその要求はありませんでしたので、少数意見はつけておりません。

反対意見については先ほど答弁しましたが、この第2条の任命権者が職務権限の命令によって、本人の意思確認がなされない前に、将来、極端に言えば任命権者によってこの箇所だけが拡大に解釈されて恣意的に運用されて、命令系統的に職員の派遣がなされて本人の意思がないがしろにされる危険性があるのではないかという意見が反対意見だったと解釈しております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 同意を得なければならぬというところは、課長の答弁では規則に組み込んでくるから、これも後で出しますと。我々全議員まだこの規則のほうも配付されていないものですから、まだどういう状況の規則なのかも全然見ていないし、わからない状況であります。委員長のほうも上位法、上位法ということで法律第78号を基本にということをやったのはいるのですけれども、本村では上位になるのはこの条例であって、それを条例に沿って職員の派遣も行われると私は思っているもので、その中でいろいろな縛りというのはある程度は持っておかないと、派遣される職員にとっては状況的に、今回はこれ今回はこれといういろいろなすみ分けができてしまう条例ではないかと思っております。委員長の話を聞いておりますと、課長の答弁をうのみにしてしまっているという感じも受けないこともないものですから、そうだろうとは思いますが、やはり規則も出していただいて、それから十分な審議をやってほしかったというふうには感じておりま

す。

あとは、全員一致をするために継続審議してもっと議論を深めようという話はなかったのかどうか。そこはどうですか。

○議長 與那覇朝輝 総務常任委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正 お答えします。

最初の質疑の、本人の希望が優先するということは課長は本会議でも答弁をしているということで、この答弁というのは公式な記録として載るということであり、これは守ると宣言みたいな位置づけになるという形でしたので、あえて条例にないから、恣意的解釈をされる危険性はないもの信じてくださいというような答弁でありました。

それと、委員会審査では委員長としてはやはり5名しかいない委員会ですので、最大限全会一致というのを図るのは、心得ているつもりではありますが、どうしてもこの部分で少数意見として反映するのであれば、また別の意味で民主主義に従って、こういう議論があったということをもっと具体的に資料として示すことができるのですけれども、そこが出ていない以上、最初の報告で申しあげましたように、賛成多数とも書けないものですから、委員会可決という形での表現が事務局とも調整した上ではその報告しかできないということでありました。できるだけ全会一致を図りたかったのですけれども。

それとこれは本会議でも答弁があったと思うのですけれども、希望している職員がおられるということもあって、ぜひこの条例は早急に通していただきたいという思いも執行部のほうからは伝わってございました。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 これは委員会のほうで原案可決ということでやられてはいるのですけれども、私はやはりまだまだ条例には幾多の不備があると。やはり条例及び規則、それがまた

規則のほうが全然提出されていないという段階で、私は今回の可決というのはちょっと時期尚早かと思っているもので、これは委員会で決めたことでありますので、とやかく言う必要はありませんので、今回はちょっと早急過ぎたかという思いは持っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 総務常任委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正 規則を配付されていないということですが、原則、規則というのは条例が可決した後に仕上げていくという段取りになるということで、あくまでも我々がいただいているのは規則の案です。これが本決まりするというのではなくて、まだ正式に規則として定められているわけではなくて、あくまでもこれはこの会議で条例が可決された後に、規則も追って制定するという形になりますので、今は案の段階で私たちには提示されております。もし、必要とあるならばお配りすることはやぶさかではないと思います。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時19分）

~~~~~

再 開（10時19分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

以上で、大城常良議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

仲真功浩議員。

○9番 仲真功浩議員 では、質疑させていただきます。

先ほどの大城議員の質疑と重複するわけですが、この第2条においては任命権者の職務権限というので、これによって派遣することができるというのは、これは明確にされている。それに対して、いろいろ心配されることに対しては、上位法というお話で片づけておりますけれども、そこまで行かずにどうして、例えば第2条は2項までございます。1項を加えること

によって、そこに職員の同意を得た職員であるということとすると、それが全て解決できるような問題なのですけれども、どうしてその1項を加えることに抵抗があったのか。

それと規則はこの条例のもとにありますけれども、条例は我々が一応審議をやりますけれども、規則というのは執行部だけで決められるわけです。必ずしも議会で提案されるものではないと。いろいろ審議されたものをそのままそっくり反映されて規則ができたとしても、後々にはこの規則の変更というのものもあるわけですから、それに対してもいろいろ心配されることは出てくるのは当然だと思うのです。そういうことで、なぜその1項だけ加えるとかそういうことができないのか。その辺に対して、委員会ではどのようなお話をなされたのか、お伺いします。

○議長 與那覇朝輝 総務常任委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正 お答えします。

先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、委員会からは、今、仲真議員から質疑があったとおりの質疑も委員会でなされました。それに対して課長の答弁では、条例等についてはできるだけ緩やかに解釈ができるようにという部分も含めて制定していくという、そういう基準でやっているらしいのですけれども、それをぜひ条例の条文に挿入できないかという要望は委員会はありました。ただ、課長の答弁では本人の希望が当然最優先するというのと、上位法と、あと規則で本人同意というのは最優先ということが解釈できるということで、あえて条例に挿入することはやらなくてもいいのではないかという答弁でありました。

それともう1点、条例の2条の（5）の前号に掲げる他の前号に準ずる期間で村長が定めるものということも議論の一つになりました。村長が定めるというところも同様に恣意的に村長がその期間は派遣できる期間だと定める

ことが自由にできるのではないかということで、その中でも日系社会とか、県人会、村人会、内容によってはそれらも含むし、それ以外の団体も同等の機関として恣意的に認められて村長が定めていったら、これは切りがないくらい危険に及ぶようなことも今後考えられないかというような指摘もありました。これも確かに間口が広いという解釈にもなると思うのですけれども、いろんな規則とか、そういった運用をする上で慎重に判断していくというような答弁でありました。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 解釈で運用すると、そういうのが一番怖いわけです。現実起こっているのが日本の憲法問題とか、そういうことでこの解釈というのは際限なく広がっていくものなのです。時の任命権者、あるいは長の解釈によって、法の解釈というのはそういう問題がありますから。言っているように、1項だけ追加できる。これで済むことなのにどうしてそんなに、その項を加えるのを受け付けないのか。多分執行部の人たちは自分たちが出したものに手をつけられたくないというように今答弁からは、委員会の中でも課長の答弁とか、そういうのが全部あって解釈でできるからという感じでやっていますけれども、その辺についてはやはりもう少し簡単に1項加えるだけで解決できるよう、みんなの全ての合意は得られるようなものに対しては、その辺ももう少し強く要求してやったほうがいいのではないかと。そういう意味では大城議員が言っていますように、やっぱり継続審議でもいいのではないかと。今希望している職員がいるということでしたので、これはいつごろから適用で職員を派遣する予定なのか。それに間に合わせてもう1回継続審議で、そういういろいろな議論点を払拭できるようなことはできないのか。その辺については、どのような説明があったのでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 総務常任委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正 お答えします。

結論から申しますと、継続審議の意見は委員会ではありませんでした。ただし、何度か答弁をしていますが、この職員の同意という部分をぜひ規則で挿入ということを要求しましたら、この規則の中にも当初は入ってなかったのですけれども、案を2案つくってきまして、2案目に派遣等の同意という第3条項目の中で本人の同意、そして様式もあるということで、本人同意を取りつけた形でありますので、ほかの委員からはその規則の中でうたわれることで了承したという形で委員会は可決しております。

○9番 仲眞功浩議員 議長、ちょっと。いつごろから派遣しなければならぬのか、そんなに急いでいるものなのかということをおっしゃる。

○総務常任委員長 新垣博正 派遣の時期とかというのは確認はしておりませんが、希望する職員がいるというのみだけ確認しています。派遣の時期は特には…。来年と言っていましたか。済みません。近々というようなことで、恐らく来年度には派遣という形になろうかと思っております。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 そんなにきょう、あした、早急に決めなければならぬと、そういうものではなくて、来年の4月、新年度からというような話になれば、あと1回くらい審議をやる機会もあるかと思っておりますので、できればやはりそういうふうに盛り込めるような条文にして再度提案していただければいいかなと、これは私の希望になるのですけれども、その辺ちょっとお願いできないかと思っておりますけれども。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時29分）

~~~~~

再 開（10時29分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

総務常任委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正 恐らくで答弁したらちょっとまずいかと思いますが、それなりに手続に関する時間が要すると思われま。JICAを通して審査もして、手続を経て派遣スタートという段取りになるため、今議会で審査をしてこの議案を通していただきたいというのが、執行部からの説明でありました。

○議長 與那覇朝輝 以上で、仲眞功浩議員の質疑を終了いたします。

休憩します。

休 憩（10時30分）

~~~~~

再 開（10時32分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
大城常良議員。

○3番 大城常良議員 議案第52号について、反対の立場で討論をいたします。

本条例は外国の地方公共団体及びさまざまな機関に職員の同意なしに派遣できる仕組みになっており、将来的には恣意的な運用が行われる危険性をはらんでいると思います。さらに、職員のあらゆる災害に対する補償等も条文に記載されていません。条例の中である程度の縛りを持たせることによって、職員の安全は担保されると私は思っております。その中で、委員会の原案可決ということに対しては、反対の立場で申し上げました。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。  
金城 章議員。

○7番 金城 章議員 現議案に賛成の立場で討論します。

日本内外ではなく海外の経験を踏まえて、本

村にいろいろな形で寄与できる、条例だと思います。先ほど委員長からありましたように、職員のスキルアップのためにもいい経験を踏まえることが、できると思って賛成で討論します。

○議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。  
新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それでは、議案第52号に反対の立場から討論をします。

議案第52号 中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例については、条例の趣旨には理解できますが、本条例第2条に「本人の同意を得て派遣をする」を挿入すべきであり、法律も本人の同意を得て派遣するように定められている。また、本条例第2条の5項には、法律にはうたわれていない文言、前号に準ずる者で村長が定める者と書き加えられているが、それは為政者の裁量権を認めることであり、将来そのときの為政者が拡大解釈、あるいは恣意的に運用されるおそれがあり、他の市町村はその文言はうたわれていない。法律・条例等はそのときの為政者を縛るものでなければならない。よって、本条例には反対いたします。

○議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありますか。  
新垣徳正議員。

○11番 新垣徳正議員 11番、新垣徳正です。今議案第52号に関しまして、中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例に対しまして、文言の修正を求める意味からも反対の立場で討論させていただきます。

先ほど、質疑の中でもありますように、委員長おっしゃるような上位法を持ち出しているようなことが言われているのですが、この国の一番の法規定、それが憲法だということです。そしてそれが上位法になると思うのですが、先ほど仲眞議員からもありましたように今現在その憲法さえも、この上位法さえも覆すようなその条

例、規定、規約などをもって、その憲法自体が効力を失ってきているというのが現状だと思います。

また、さらに日米安保条約の上位法に対して日米行政協定、現在の日米地位協定の解釈でもってどんどんどんどん恣意的な解釈がなされてきたということで、今回それほど大きな問題ではないとしても、今回の条例の文言は修正して、また改めて提出されてしかるべきだと思います。この趣旨に対して反対するわけではございません。この趣旨は先ほど金城議員にもありましたように、その職員のスキルアップを図るためにはどうしても必要なものだと考えておりますが、この条例の文言修正に関しましては、もうちょっと思料が必要かと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時38分）

~~~~~

再 開（10時38分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに討論ありませんか。

石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 私は賛成の立場から討論をします。

こういう条例もしかりそうですけれども、上位法規もあるし、条例があるからといって一個人の、職員の不利になるようなことはやってはいけないと、当然に。だからその辺を十分理解すべきだと思います。要するに労働基準の立場からすると、そういう強制力をもって職員に命令することは当然できないはずで。だから、この文言があるからにはなく、それに反するかというところが大切だと思います。最後に、今回上位法があるということも確認できているので、私は賛成します。

○議長 與那覇朝輝 ほかに討論ございませんか。

仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 私もこの条例にしては、一応反対の立場であります。

おっしゃるようにいろいろ、この趣旨としては大変すばらしいものがあるのですけれども、条例としての内容にはいささか、もう少し不備などところもあるだろうということで、できれば本当に継続審議でやっていただきたい。改めていただきたい点としては、この職員の処遇の問題が一つあります。というのが、この一般の派遣職員の給与、これについては補償は100分の80以内ということであります。他方、企業職員または技能労務職員の派遣に対しては、そういう文言は入っていない。私の解釈としては、これは100分の100という解釈になりますけれども、そういうものがまだ検討すべきものがあるだろうと。というのは、やはり積極的に人材育成とかそういうものにつなげていくという考えのもとであれば、この100分の80というのはちょっともう少し改善してもいいのではないのでしょうか。100分の100でいいのではないかと、そういうところもあります。内容的に、給与面、あるいは先ほど言っていたように、この任命権者の職務権限というものに関して、やはりこれはちょっと改善していくべきものがあるということで、この原案に対してはちょっと賛成できる立場にはないということでありまして、この原案に対しては反対の立場で討論いたします。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 私は賛成の立場です。

先ほど、法律とかでこういった本人の合意とかはやれていますので、やっぱり若い人たちが外国で学ぶということは非常に大切だと思っています。そういうことで、委員長が言いましたように条例でやった分、規則で本人の合意をやっていくということがありますので、一応賛成の立場です。

○議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。

伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 議案第52号に賛成の立場で意見します。

本件第52号につきましては、いわゆる国際貢献活動で本人の希望によって、今考えられる機関としてはJICAを通して派遣されていくということになるかと思えますけれども、まず先ほど懸念されていた事項につきましては、上位法にしっかりと本人の同意というのがうたわれているし、委員会審議の中でも各委員からはそこら辺の本人の同意が示されていないという意見も出ていました。それにつきましては、先ほどの委員長の報告にありましたとおり、規則のほうでしっかりと本人の同意という文言を挿入していくということもありまして、委員会では一応可決ということになっておりますけれども、まず本人の同意については、上位法でもうたわれている。その村条例につきましては、その同意の部分につきましては、条例じゃなくして規則のほうでその本人の同意というのは挿入されておりますけれども、第2条の5号、ちょっと略しますけれども、「前各号に準ずる機関で村長が定めるもの」ということにつきましても、恣意的な運用がなされるのではないかという懸念の意見もございました。そこら辺につきましては、本人の同意で申し込みをしていくわけですから、任命権者が恣意的なことで派遣することはまずありえないという思いを持っております。人材育成の面からも、やはり国際

的な場で活躍をしていただいて、それを本村に戻って村政に大いに役立てていただくということからしますと、条例を制定しなければ派遣もできないということですので、本件に賛成していきたいと思えます。

○議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号 中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決ですが、反対討論がございますので、採決は起立によって行いたいと思えます。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長 與那覇朝輝 「起立多数」です。したがって、議案第52号 中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、日程第2 陳情第13号 子どもたちの未来を守るための施策を求める要請を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正

平成29年12月15日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣博正

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

### 記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第13号	12月8日	子どもたちの未来を守るための施策を 求める要請	採 択

○議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第13号 子どもたちの未来を守るための施策を求める要請に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 休憩をお願いします。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時50分）

~~~~~

再 開（10時52分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第13号 子どもたちの未来を守るための施策を求める要請を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第13号 子どもたちの未来を守るための施策を求める要請は委員長報告のとおり採択されました。

日程第3 陳情第14号及び日程第11 意見書第10号については関連しますので、一括審議にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第14号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める陳情書及び、意見書第10号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書を一括議題とします。

本件について、委員長報告及び提出者の趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

○文教社会常任委員長 新垣徳正 では、本議会において我々、文教社会常任委員会に付託されました陳情第14号についての結果を報告したいと思います。読み上げて報告させてください。

平成29年12月15日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳正

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号    | 付 託<br>年月日 | 件 名                                                                          | 審査の結果 |
|--------|------------|------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 陳情第14号 | 12月8日      | 介護の現場と県民の生活を守るために<br>介護保険制度の改善、介護従事者の処<br>遇改善をすすめ国の責任で介護報酬な<br>ど財源の確保を求める陳情書 | 採 択   |

本件につきましては、意見書も求められてお  
りますので、同時に意見書も採択されておしま  
す。

それでは、意見書を読み上げて求めたいと思  
います。

意見書第10号

平成29年12月15日

中城村議会  
議長 與那覇 朝輝 殿

提出者  
中城村議会 文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳正



介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の  
処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条3項の規定により提出します。

#### 提案理由

12月8日に本委員会に付託された陳情第14号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の  
処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書（案）

度重なる介護保険制度の見直しで、利用料の引き上げ、利用の制限や市町村に介護費用の削減を迫るしくみの導入などが進んでいます。現状でも、利用者と家族の生活はぎりぎりであり、これ以上の利用料の引き上げや利用制限は全国平均の7割しか所得がない県民の生活を困苦に追い込むものになります。

介護報酬の引き下げのため、介護事業所の経営も事業閉鎖や倒産に追い込まれています。

他産業と比べ、給与が低いため、募集しても人が集まらず、労働条件が悪くなり、離職者が増える悪循環がひどくなっています。

2016年度、介護事業所の倒産は過去最悪で106件94億円でしたが、2017年度は1－8月までですでに121億円と、金額で最悪記録を更新しています。

このまま、政府の計画通り、2018年度の介護報酬改定も引き下げとなれば、事業所倒産や閉鎖がさらに進むことは明らかです。

また、要支援だけでなく、要介護度1、2のサービスを介護保険から外し、市町村事業へ移す計画もあります。制度見直しの先行モデルとされる自治体で、軽度者が介護保険の認定から外れ、サービスの受け皿がない実情などの問題点がマスコミでも報道されています。

この計画が進めば、専門職の関与が薄くなり、介護の質が低下します。包括支援センターの業務が過多となり、相当な人員配置が保障されない限り、十分な相談支援ができなくなります。ボランティアへ過度の責務がかかり、介護事故の危険や状態悪化の見落としが危惧されます。そして何より、財政力や受け皿の差によりサービスの市町村格差の拡大は進むでしょう。

介護の現場を守ること、介護保険制を改善することは、県民の生活を守ることです。

平成30年度の介護報酬改定、予算作成に向けて、十分な財源の確保、人員の確保を求めるものです。

記

- ① 生活援助をはじめ、介護サービスの削減や利用者負担の引き上げを実施しないこと
- ② 新総合事業（市町村事業）の予算上限を撤廃し、介護の質を守り、必要な介護をどの市町村でも提供できるよう制度を見直すこと
- ③ 介護従事者の処遇を改善し、事業所の経営収支の悪化を食い止めること
- ④ 以上を実現するために政府の責任で、介護報酬などで必要な財源を確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する

平成29年12月15日

沖縄県中城村議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて文教社会常任委員長による趣旨説明を終わります。

これから、陳情第14号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第14号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める陳情書を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第14号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める陳情書は委員長報告のとおり採択されました。

続いて、意見書第10号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第10号 介護の現場と県民の

生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第10号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書は原案のとおり採択されました。

続きまして、日程第5 意見書第11号及び日

程第6 決議第5号については関連しますので、一括審議にしていきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第11号 米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する意見書及び、決議第5号 米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する抗議決議を一括議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。  
新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 それでは、読み上げて上程いたします。

意見書第11号

平成29年12月15日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 仲眞功浩

賛成者

中城村議会議員 比嘉麻乃

米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

村民、県民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から今回の事故に対し厳重に抗議するため。

## 米海兵隊による飲酒運転死亡事故に対する意見書（案）

去る11月19日午前5時25分頃、国道58号線泊交差点において、米海兵隊牧港補給地区所属の米海兵隊上等兵ニコラス・ジェームズマクリーン容疑者が、酒気を帯びた状態で米軍公用車の2 tトラックを運転し、那覇市内の会社員が運転する軽トラックと衝突、死亡させるという言語道断の交通事故が発生した。

目撃者証言と那覇警察署によれば「右折矢印信号に従って右折しようとした会社員の車に米軍公用の2 tトラックが赤信号を無視して交差点に進入し衝突しており、同容疑者の呼気からは基準値の約3倍のアルコールが検出された」という事である。

亡くなられた会社員のご冥福を心からお祈りするとともに、ご遺族の心中を察するに米海兵隊員の極めて悪質な飲酒運転により、県民の尊い命が奪われた事に対し、激しい憤りをもって抗議するものである。

米軍当局は、事件・事故の度毎に「再発防止」や「綱紀粛正」策を打ち出しているが実効性はまったく機能せず、事件・事故は繰り返されるばかりである。

今回の事故も昨年4月に、うるま市で起きた米軍属女性暴行殺害事件の裁判員裁判の公判が始まった3日後に起こった事故である。その背景には軍人一個人の資質、責任にとどまらず、在沖米軍約2万6千人の内、特に海兵隊の勤務体制においては半年程度で入れ替わる事から、短期間の内に「綱紀粛正」を徹底することのむずかしさと、在日米軍専用施設の約70.6%が沖縄県に集中している事からである。

過去においても、幾多の米兵による県民をひき逃げする死亡事件を起こしてきた。平成29年5月29日、米空軍嘉手納基地所属の2等軍曹が飲酒による追突事故を起こし、女性に負傷を負わせ逃走するなど、事件・事故が凶悪化している。

よって、中城村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

### 記

- 1、被害者及び遺族への謝罪並びに、完全な補償を行うこと。
- 2、米軍人・軍属等への更なる綱紀粛正の徹底と軍司令官や上司の更迭を求めること。
- 3、在沖米軍基地の撤去を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月15日  
沖縄県中城村議会

(宛先) 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長

抗議決議も読み上げて、上程いたします。

決議第5号

平成29年12月15日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 仲眞功浩

賛成者

中城村議会議員 比嘉麻乃

#### 米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

村民、県民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から今回の事故に対し厳重に抗議するため。

#### 米海兵隊による飲酒運転死亡事故に対する抗議決議（案）

去る11月19日午前5時25分頃、国道58号線泊交差点において、米海兵隊牧港補給地区所属の米海兵隊上等兵ニコラス・ジェームズマクリーン容疑者が、酒気を帯びた状態で米軍公用車の2tトラックを運転し、那覇市内の会社員が運転する軽トラックと衝突、死亡させるという言語道断の交通事故が発生した。

目撃者証言と那覇警察署によれば「右折矢印信号に従って右折しようとした会社員の車に米軍公用の2tトラックが赤信号を無視して交差点に進入し衝突しており、同容疑者の呼気からは基準値の約3倍のアルコールが検出された」という事である。

亡くなられた会社員のご冥福を心からお祈りするとともに、ご遺族の心中を察するに米海兵隊員の極めて悪質な飲酒運転により、県民の尊い命が奪われた事に対し、激しい憤りをもって抗議するものである。

米軍当局は、事件・事故の度毎に「再発防止」や「綱紀粛正」策を打ち出しているが実効性はまったく機能せず、事件・事故は繰り返されるばかりである。

今回の事故も昨年4月に、うるま市で起きた米軍属女性暴行殺害事件の裁判員裁判の公判が始まった3日後に起こった事故である。その背景には軍人一個人の資質、責任にとどまらず、在沖米軍約2万6千人の内、特に海兵隊の勤務体制においては半年程度で入れ替わる事から、短期間の内に「綱紀粛正」を徹底することのむずかしさと、在日米軍専用施設の約70.6%が沖縄県に集中している事からである。

過去においても、幾多の米兵による県民をひき逃げする死亡事件を起こしてきた。平成29年5月29日、米空軍嘉手納基地所属の2等軍曹が飲酒による追突事故を起こし、女性に負傷を負わせ逃走するなど、事件・事故が凶悪化している。

よって、中城村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

#### 記

- 1、被害者及び遺族への謝罪並びに、完全な補償を行うこと。
- 2、米軍人・軍属等への更なる綱紀粛正の徹底と軍司令官や上司の更迭を求める。
- 3、在沖米軍基地の撤去を図ること。

以上、決議する。

平成29年12月15日

沖縄県中城村議会

(宛先) 駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米国総領事 在沖米四軍沖縄地域調整官  
第三海兵遠征軍司令官

以上です。

○議長 與那覇朝輝 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第11号 米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する意見書に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する抗議決議案、意見書第11号に対しての賛成の立場で討論いたします。

11月19日、早朝に那覇市泊で発生した米海兵隊員による飲酒運転死亡事故で、またしても県民のとうとい命が奪われたことに対して、強い怒りと憤りを覚えるものであります。事件事故が起こるたびに綱紀粛正、再発防止の徹底と繰り返し口にするが、もはや形骸化しており、全

く機能しない防止策と言わざるを得ない。公務外と言いつても米軍車両を運転できる管理体制のずさんさ、それを思うと村民・県民の不安は増幅するばかりである。

よって、村民・県民の生命・財産、安全・安心を守るためにも本意見書に対し、賛成するものであります。

○議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第11号 米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する意見書を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第11号 米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する意見書は原案のとおり採択されました。

続いて、決議第5号 米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する抗議決議に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第5号 米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第5号 米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する抗議決議は原案のとおり採択されました。

日程第7 意見書第12号及び日程第8 決議第6号については、関連しますので一括審議にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第12号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する意見書及び、決議第6号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する抗議決議を一括議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。  
大城常良議員。

○3番 大城常良議員

意見書第12号

平成29年12月15日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 大城常良

賛成者

中城村議会議員 比嘉麻乃

賛成者

中城村議会議員 外間博則

### 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

#### 提案理由

村民、県民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から今回の事故に対し厳重に抗議するため。

### 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する意見書（案）

12月13日午前10時8分ごろ、米海兵隊普天間飛行場所属のCH53E大型輸送ヘリコプターの窓枠が飛行中に宜野湾市立普天間第二小学校の敷地内グラウンドに落下した。落下当時、グラウンドでは2年生と4年生の児童約54人が体育の授業中で、児童らからわずか10メートルの位置へ落下し、落下の風圧で男子児童1人が軽い怪我をした。怪我をした児童は、窓枠の落下で飛んできた小石が左手の肘に当たり痛みを訴えているという。小学校では児童の安全と不安を考え、午後の授業を取りやめ帰宅させる処置をとった。窓枠は重さ7.7キロで枠部分は金属製で、透明部分はアクリル製である。今回の事故は一步間違えれば大惨事につながり、児童の生命を奪いかねない重大事態で言語道断の事故であり、県民、村民のこみ上げてくる怒りはもはや頂点を越え、激しい憤りをもって抗議するものである。12月7日にも宜野湾市野嵩の緑ヶ丘保育園に米軍機のものと思われる筒状の部品が発見されている。おりしも去年の12月13日に名護市安部にオスプレイが墜落した日から1年目というのは偶然ではなく、日常的に墜落の危険性があることを物語っている。そして、本村上空にもタンゴポイント、キロポイントの飛行ルートがあり、事故に対する村民の不安は増幅するばかりである。

これまで幾度となく繰り返される米軍機による事故は、もはや事故原因の究明や再発防止策では到底看過できるものではない。沖縄県民や村民にとっては生命、財産に関わる重大な事故につながることは明白であり、大きな不安と恐怖を与えるもので、これ以上、一切の飛行を容認できない。

よって、本村議会は村民、及び県民の生命、財産、安全、安心を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに下記事項を強く要請する。



記

- 1、普天間飛行場の即時閉鎖、撤去を求める。
- 2、全ての米軍機の飛行停止と配備撤回を求める。
- 3、在沖米軍の全面即時撤退を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月15日

沖縄県中城村議会

(宛先) 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使 (沖縄担当) 沖縄防衛局長

続きまして、決議第6号をお願いします。

決議第6号

平成29年12月15日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 大城常良

賛成者

中城村議会議員 比嘉麻乃

賛成者

中城村議会議員 外間博則

米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

村民、県民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から今回の事故に対し厳重に抗議するため。

## 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する抗議決議（案）

12月13日午前10時8分ごろ、米海兵隊普天間飛行場所属のCH53E大型輸送ヘリコプターの窓枠が飛行中に宜野湾市立普天間第二小学校の敷地内グラウンドに落下した。落下当時、グラウンドでは2年生と4年生の児童約54人が体育の授業中で、児童らからわずか10メートルの位置へ落下し、落下の風圧で男子児童1人が軽い怪我をした。怪我をした児童は、窓枠の落下で飛んできた小石が左手の肘に当たり痛みを訴えているという。小学校では児童の安全と不安を考え、午後の授業を取りやめ帰宅させる処置をとった。窓枠は重さ7.7キロで枠部分は金属製で、透明部分はアクリル製である。今回の事故は一步間違えれば大惨事につながり、児童の生命を奪いかねない重大事態で言語道断の事故であり、県民、村民のこみ上げてくる怒りはもはや頂点を越え、激しい憤りをもって抗議するものである。12月7日にも宜野湾市野嵩の緑ヶ丘保育園に米軍機のものと思われる筒状の部品が発見されている。おりしも去年の12月13日に名護市安部にオスプレイが墜落した日から1年目というのは偶然ではなく、日常的に墜落の危険性があることを物語っている。そして、本村上空にもタンゴポイント、キロポイントの飛行ルートがあり、事故に対する村民の不安は増幅するばかりである。

これまで幾度となく繰り返される米軍機による事故は、もはや事故原因の究明や再発防止策では到底看過できるものではない。沖縄県民や村民にとっては生命、財産に関わる重大な事故につながることは明白であり、大きな不安と恐怖を与えるもので、これ以上、一切の飛行を容認できない。

よって、本村議会は村民、及び県民の生命、財産、安全、安心を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに下記事項を強く要求する。

### 記

- 1、普天間飛行場の即時閉鎖、撤去を求める。
- 2、全ての米軍機の飛行停止と配備撤回を求める。
- 3、在沖米軍の全面即時撤退を求める。

以上、決議する。

平成29年12月15日

沖縄県中城村議会

(宛先) 駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米国総領事 在沖米四軍沖縄地域調整官  
第三海兵遠征軍司令官

以上でございます。審議のほど、お願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

休憩します。

休 憩（11時24分）

~~~~~

再 開（11時32分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

これから意見書第12号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する意見書に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第12号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 今の米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する意見書に対して、賛成の立場で討論をいたします。

宜野湾市で7日、普天間基地の近くにある緑ヶ丘保育園でも、今回の落下したCH53Eの部品が見つかっており、まだ1週間もたたないうちに今回の落下事故が起き、また10月11日には同型のCH53Eの東村高江の民間牧草地で炎上・大破しています。今回の落下事故が起こった普天間第二小学校は、基地とフェンス1枚で接しております。米軍機墜落の避難訓練が日常的に行われ、事故の危険にさらされています。子供たちの安心・安全の場で起こった今回の事故、一歩間違えば大惨事につながりかねないので大変恐ろしくなります。基地あるがゆえに沖縄県民はどれほどの被害をこうむってきたか

数え切れません。これ以上我慢することができない。沖縄から全面的に基地を閉鎖撤去すべきであり、子供たちの命と安全を守り、いつ、どこで、何が子供たちの頭上に落ちてくるかわからない恐怖が続くかと思うと体が震え、激しい憤りをもって私は抗議をするものです。以上です。

○議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。  
宮城重夫議員。

○15番 宮城重夫議員 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する抗議決議に対し、賛成の立場から意見を申し上げます。

この米軍が沖縄に駐留するがゆえに、1年の間に、去年の12月13日、名護市の安部にヘリコプターが墜落・大破し、そしてまたことしに入ってから高江にもヘリコプターが墜落・炎上。そしてまた12月7日、宜野湾市の保育園にヘリコプターの部品らしきものが落下し、トタン屋根がへこんでいるという状況。そしてまた、今回出されました12月13日のCH53E大型ヘリコプターの窓が子供たちの運動している運動場に落下したと。事件のたびに沖縄県民は日米両政府に対し、幾度となく抗議決議、意見書を送っていますけれども、何ら進展しない状況が今の沖縄のおかれている現状だと思います。それを顧みるならば、日本政府にしてもアメリカに物の言えない、そういう状況というのを我々は、アメリカはもちろん日本政府に対しても他人事のような自分の国土でそういった事件が起きているのにも関わらず、米軍に対する抗議すらできず、毎回同じような事件が繰り返されることに対し、本当に憤りを感じております。

また、中城村上空におきましても日夜を問わず普天間飛行場から離発着するヘリコプターの騒音、そういったものを考えてみた場合に、中城村民の一人として絶対にそういった軍用機の村上空の飛行を直ちに停止し、そして在沖米軍

の一切の軍事基地を沖縄から撤退を求め、今回の部品落下に対する抗議決議に賛成いたします。

○議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

今回は賛成討論のみでございますので、採決は通常どおりのやり方でいたします。

意見書第12号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第12号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する意見書は原案のとおり採択されました。

続いて、決議第6号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する抗議決議に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから決議第6号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第6号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対す

る抗議決議は原案のとおり採択されました。

本議会における誤字、脱字等、字句の修正、挿入等、議長に一任してほしいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

これで、本定例会を閉会いたします。大変御苦労さんでした。

閉 会 (11時42分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 新 垣 貞 則

中城村議会議員 金 城 章